

提言

# 「危機の30年」時代の 国家安全保障戦略

日本維新の会

# 提言

## 「危機の30年」時代の国家安全保障戦略

令和8年6月17日

日本維新の会

### 目次

<b>Executive Summary</b> .....	<b>5</b>
<b>第1部 現状認識</b> .....	<b>8</b>
第1章 我が国を取り巻く安全保障環境～力による現状変更を厭わない核保有国の台頭～ .....	8
第2章 「危機の30年」時代の国家安全保障戦略 .....	11
第3章 戦略3文書の射程～DIME～ .....	13
<b>第2部 外交政策 (D)</b> .....	<b>14</b>
第1章 同盟構想 .....	14
第1節 日米同盟への新たな要請 .....	14
第2節 新たな同盟構想の必要性 .....	15
第2章 外交力の強化 .....	19
第1節 和平調停 .....	19
第2節 外務省の人員体制増強 .....	20
第3節 領事体制・邦人保護体制の強化 .....	21
第4節 政府安全保障能力強化支援 (OSA) 及び安全保障 ODA .....	22
第5節 認知戦対応としての広報文化外交 .....	23
第6節 国際機関の邦人幹部候補の発掘 .....	23
第7節 外務大臣等による外交活動の活発化 .....	24
<b>第3部 インテリジェンス政策 (I)</b> .....	<b>25</b>
<b>第4部 防衛政策 (M)</b> .....	<b>27</b>
第1章 戦略概念の転換 .....	27
第1節 新しい戦略概念 (新しい防衛力構想) .....	27
第2節 ハイブリッド戦争 .....	28
第3節 アルゴリズム戦争 .....	30
第4節 スタンド・オフ防衛能力の強化 .....	31
第5節 ドローン時代の統合防空ミサイル防衛能力 .....	32
第6節 人工知能 (AI) .....	34
第7節 無人アセット (ドローン) .....	35

第 8 節	宇宙・サイバー・電磁波.....	36
<b>第 2 章</b>	<b>海洋戦略の転換.....</b>	<b>40</b>
第 1 節	原子力潜水艦の導入.....	40
第 2 節	戦略環境の変化と原子力潜水艦.....	41
第 3 節	原子力潜水艦の優位性.....	47
第 4 節	原子力潜水艦の課題.....	51
第 5 節	無人潜水艦と「情報優勢」時代の海中戦ネットワークシステム.....	55
<b>第 3 章</b>	<b>核戦略.....</b>	<b>56</b>
第 1 節	核の脅威の増大.....	56
第 2 節	米国の核戦力のアップデート.....	63
第 3 節	我が国が採るべき核戦略.....	65
<b>第 4 章</b>	<b>防衛費.....</b>	<b>69</b>
第 1 節	これまでの我が国の防衛費.....	69
第 2 節	北大西洋条約機構（NATO）の防衛費.....	69
第 3 節	西太平洋地域の防衛費.....	70
第 4 節	今後の我が国の防衛費.....	71
<b>第 5 章</b>	<b>防衛態勢.....</b>	<b>73</b>
第 1 節	内閣総理大臣臨時代理.....	73
第 2 節	首相官邸への副官配置.....	73
第 3 節	防衛省の組織体制拡充.....	74
第 4 節	自衛隊指揮官幹部会同の定期開催.....	75
第 5 節	尖閣諸島防衛.....	76
第 6 節	太平洋及びシーレーン防衛.....	77
第 7 節	公共インフラ防護.....	78
第 8 節	自衛隊の区域統合・中間結節点簡素化.....	80
<b>第 6 章</b>	<b>継戦能力.....</b>	<b>81</b>
<b>第 7 章</b>	<b>自衛隊の作戦環境支援.....</b>	<b>81</b>
<b>第 8 章</b>	<b>人的基盤・組織定員.....</b>	<b>82</b>
第 1 節	予備自衛官制度の抜本的改革.....	82
第 2 節	民間人材の活用.....	84
<b>第 9 章</b>	<b>法的基盤.....</b>	<b>85</b>
第 1 節	国際人道法の運用体制強化.....	85
第 2 節	国防裁判所の設置.....	87
<b>第 10 章</b>	<b>衛生能力向上・損耗率低下策.....</b>	<b>88</b>
第 1 節	戦傷者に対する衛生運用.....	88
第 2 節	CBRN 事態への対応.....	90
第 3 節	戦死者に対するエンバーミング.....	90
第 4 節	南西諸島における衛生機能の保持.....	91

第 11 章	防衛外交の強化 .....	91
第 1 節	大使ポストにおける自衛官の活用 .....	92
第 2 節	防衛駐在官の強化 .....	92
第 12 章	自衛官の矜持向上策 .....	93
第 1 節	階級、服制及び職種等の国際標準化 .....	93
第 2 節	自衛官の恩給制度の創設 .....	93
第 3 節	勲章 .....	94
第 4 節	自衛官の慰霊及び顕彰 .....	95
第 13 章	自衛官の教育訓練 .....	96
第 1 節	自衛官の無形戦闘力（内なる強さ）の涵養 .....	96
第 2 節	幹部自衛官の高学歴化（修士号又は博士号） .....	97
第 14 章	防衛産業 .....	99
第 1 節	防衛産業の位置付け .....	99
第 2 節	防衛装備移転の促進 .....	99
第 3 節	生産基盤の強化 .....	101
第 4 節	継戦能力の確保（長期戦に対応できる生産能力確保） .....	105
第 5 節	防衛産業への新規参入促進（スタートアップ振興・イノベーション促進策） .....	108
第 6 節	レピュテーションリスクの回避及び妨害行為の阻止 .....	109
第 15 章	国民保護 .....	110
第 16 章	「全社会統合レジリエンス」（Whole of Society Resilience） .....	110
第 5 部	エネルギー政策及び経済安全保障政策（E） .....	113
第 6 部	個別提言一覧 .....	113
第 1 章	外交政策（D） .....	113
第 2 章	インテリジェンス政策（I） .....	114
第 3 章	防衛政策（M） .....	115
第 4 章	エネルギー政策及び経済安全保障政策（E） .....	124

# Executive Summary

---

## 1. 提言の基本認識

我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も厳しく複雑な局面を迎えている。

中国は東シナ海・南シナ海・太平洋・インド洋にわたり軍事的影響力を拡大し、核戦力を急速に増強している。北朝鮮は核・ミサイル開発を継続し、ロシアはウクライナ侵略を通じて武力による現状変更を現実のものとした。さらに、中朝同盟、露朝同盟、中露戦略協力の進展は、我が国周辺における戦略環境を大きく変化させている。

同時に、戦争の様相そのものも変化している。ウクライナ戦争が示したハイブリッド戦争、認知戦、ドローン戦争に加え、2026年の米国による対イラン軍事行動は、AI、ネットワーク、センサー及び精密打撃を統合した「アルゴリズム戦争」の到来を示した。

冷戦後の国際秩序は終焉を迎えつつあり、我々は「危機の30年」の時代に直面している。本提言は、この現実を直視し、我が国の国家安全保障戦略を抜本的に再構築することを目的とする。

## 2. 国家安全保障戦略の基本理念

本提言は、次の二つを国家戦略の中核理念として掲げる。

### (1) 我が国の戦略的自律性の向上

我が国自身が防衛力、外交力、インテリジェンス能力及び経済安全保障能力を強化し、自らの国益と安全を主体的に守る能力を高める。

### (2) 日米同盟の戦略的不可欠性の向上

日米同盟を維持するだけでなく、米国にとって日本が不可欠な同盟国となることを目指し、より対等かつ実効的な同盟関係へ進化させる。

## 3. DIME による統合的な安全保障戦略

本提言は、国家安全保障を「DIME (Diplomacy, Information, Military, Economy)」の統合的な枠組みで捉える。

## (1) 外交 (D)

主な提言は以下のとおりである。

- 外務省職員数の大幅増強
- 領事・邦人保護体制の強化
- 和平調停能力の強化
- 政府安全保障能力強化支援 (OSA)・「安全保障 ODA」の創設
- 認知戦対応としての広報文化外交の強化

## (2) 情報 (I)

我が党の提言『国家安全保障とインテリジェンス構想【統括組織編】』（令和 8 年 3 月）及び『国家安全保障とインテリジェンス構想【個別組織及び活動編】』（令和 8 年 7 月）を参照。

## (3) 防衛 (M)

防衛分野では、「戦略概念の転換」を最重要課題と位置付けている。主な提言は以下のとおりである。

- ハイブリッド戦争への適応
- アルゴリズム戦争への適応
- スタンドオフ防衛能力の強化
- 統合防空ミサイル防衛 (IAMD) の高度化
- AI・無人アセットの大規模活用
- 宇宙・サイバー・電磁波領域の強化
- 原子力潜水艦の導入
- 拡大核抑止体制の強化（非核三原則の「持ち込ませず」の現実的検討、核共有の制度的検討開始（制度的課題、法的課題及び運用構想等））
- 防衛費の増額
- 継戦能力及び防衛産業基盤の強化
- 予備自衛官制度の抜本的改革
- 自衛官の処遇改善

## (4) エネルギー政策及び経済安全保障政策 (E)

エネルギー政策に関する政策提言の詳細は、令和 8 年 6 月に我が党が公表するエネルギー安全保障に関する提言を参照。

## 4. 同盟構想の転換

本提言の特徴は、防衛力整備のみならず、憲法 9 条改正に伴い「同盟構想」そのものの転換を提唱している点にある。

戦後の日米同盟は、日本による基地提供と米国による防衛義務を基礎とする「非対称的双務性」に特徴があった。しかし、中国の軍事的台頭と米国の負担増大を踏まえれば、21 世紀の今後の時代は、「対称的双務性」を有する同盟関係への進化が必要である。

そのため、安全保障政策を支える法的基盤としての憲法 9 条改正 5 項目（※）を踏まえ、我が国は以下の点を実行すべきである。

- 集団的自衛権行使の全面容認
- 日米安全保障条約の深化（非対称的双務性から対称的双務性へ）
- 日米豪比を中核とする集団防衛体制の構築
- 同志国との安全保障ネットワーク深化

詳細は、我が党の提言『21 世紀の国防構想と憲法改正』（令和 7 年 9 月）を参照。

（※）憲法 9 条改正 5 項目

- ① 憲法 9 条 2 項削除による集団的自衛権行使の全面容認
- ② 自衛権の明記
- ③ 国防軍及び軍人の地位の明記
- ④ 文民統制の明記
- ⑤ 軍事裁判所の明記

## 5. 結論

本提言は、冷戦後の楽観主義を前提とした安全保障政策から脱却し、「危機の 30 年」の現実に適応するための国家戦略を提示するものである。

その核心は、「**我が国の戦略的自律性の向上**」と「**日米同盟の戦略的不可欠性の向上**」であり、その実現手段として、外交（D）・情報（I）・軍事（M）・経済（E）を統合した国家戦略を構築することにある。

我が国は、受動的な安全保障国家から、地域と国際秩序の維持に主体的責任を果たす「自立する国家」へと転換しなければならない。本提言は、そのための包括的な国家安全保障ビジョンである。

# 第1部 現状認識

---

## 第1章 我が国を取り巻く安全保障環境～力による現状変更を厭わない核保有国の台頭～

本年は、戦後 81 年。1947 年の日本国憲法施行から、79 年。1952 年の独立及び主権回復から、74 年。1954 年の自衛隊創設から、72 年。我が国を取り巻く安全保障環境は、分岐点を迎えようとしている。

海洋国家たる我が国<sup>1</sup>は、ほぼ 100%の物流及び貿易を海運に依拠し、自由で開かれた国際秩序こそが国益に直結する。他の海洋国家も同様であり、これら海洋国家は、「シー・パワー」として、国際公益への志向を共有している。

国際公益を共有する国々が存在する一方、我が国は、力による現状変更を厭わない核保有国に囲まれると同時に、それらの国々による領海侵入及び領空侵犯が相次いでおり、我が国の抑止力の増強及び日米同盟の深化が喫緊の課題となっている。

特に、中国は昨今、我が国への領海侵入及び領空侵犯を繰り返し、軍事活動を活発化させており、我が国の安全に深刻な影響を及ぼし得る状況にある。このような中国の活動は、東シナ海のみならず、南シナ海、太平洋及びインド洋にわたって拡大しており、自由で開かれた国際秩序を志向する国々への深刻な脅威となっている。

加えて中国は、核軍拡に伴う強大な戦略抑止力の体系を構築しつつある。大陸間弾道ミサイル（ICBM）サイロを大幅に増強していることに加え、核弾頭数を急増させている。新戦略兵器削減条約（New START: Strategic Arms Reduction Treaty）及び中距離核戦力全廃条約（INF：Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty）も失効した現在、冷戦期から 50 年以上にわたり続いてきた米露間の核軍備管理の時代は終わりを告げ、核兵器を巡る国際政治は、再び流動化の時代に突入した。我が国の同盟国たる米国と、我が国周辺の力による現状変更を厭わない核保有国の極東における「核のパリティ」<sup>2</sup>は、その均衡が崩れつつあると言える。

また、大陸間弾道ミサイル（ICBM）等の兵器体系及び軍事技術の進化に加え、ドローン及びサイバー等の非対称的な兵器体系の出現並びに人工知能（AI）を活用した兵器体系の出現による安全保障環境の変化は著しい。

---

<sup>1</sup> 我が国の国土面積は、約 38 万 km<sup>2</sup> で世界第 61 位。しかし、排他的経済水域（EEZ）と領海を合わせた面積は約 447 万 km<sup>2</sup> で世界第 6 位（海外領土を除く。海外領土を含める場合は世界第 8 位）。

<sup>2</sup> 核のパリティ（Nuclear Parity）とは、主に核戦略において、対立する国家間の戦略核戦力（核兵器や運搬手段）が量的・質的に均衡している状態を指す。

北朝鮮は、核兵器及び大陸間弾道ミサイル（ICBM）の開発を拡大していることに加え、日本海に向けて弾道ミサイルの発射を繰り返すなど、我が国の安全保障に深刻な脅威を及ぼし続けている。

加えて、ロシアによるウクライナ侵略（2022年）以来継続しているロシア・ウクライナ間の戦争に際し、ロシア及び北朝鮮は、「ロ朝友好善隣協力条約」（2000年締結）を深化させた「ロ朝戦略的パートナーシップ条約」（2024年締結）<sup>3</sup>によって、相互防衛義務を有する軍事同盟となった。その後、北朝鮮は軍を派遣し、同戦争に参戦している。本事案は、極東と欧州の安全保障が密接不可分な時代が到来したことを如実に物語っている。このような安全保障環境は、ロシア帝国が中央アジア内陸部から極東及びインド方面へと膨張し、極東と欧州の安全保障が密接不可分として認識され、1902年に日英同盟を締結した時代を彷彿とさせる。

また、2024年5月、中国及びロシアは、首脳会談において「新時代のための中露包括的戦略パートナーシップの深化に関する共同声明」<sup>4</sup>を採択し、「激動し変化する世界秩序に直面する中、中露関係は、国際情勢の変遷という試練に耐え、安定性と強靱性を示し、現在、歴史上最高のレベルにある。」<sup>5</sup>と謳い、軍事的連携も深めている。このような状況は、「中露協商」<sup>6</sup>とも評されている<sup>7</sup>。

さらに、中国及び北朝鮮は、「中朝友好協力相互援助条約」（1961年締結）において、自動参戦条項（相互防衛義務）を定めている軍事同盟の関係にある<sup>8</sup>。

---

<sup>3</sup> 「ロ朝戦略的パートナーシップ条約」は、「双方のうち、一方が個別的な国家、または複数の国家から武力侵攻を受けて戦争状態に瀕する場合、他方は国連憲章第51条と朝鮮民主主義人民共和国とロシア連邦の法に準じて遅滞なく自国が保有している全ての手段で軍事およびその他の援助を提供する。」と定めている。

（英訳：In case any one of the two sides is put in a state of war by an armed invasion from an individual state or several states, the other side shall provide military and other assistance with all means in its possession without delay in accordance with Article 51 of the UN Charter and the laws of the DPRK and the Russian Federation.）

<sup>4</sup> 英訳：A Joint Statement on Deepening the China-Russia Comprehensive Strategic Partnership of Coordination for the New Era

<sup>5</sup> 英訳：Facing a turbulent and changing world order, China-Russia relations have withstood the test of international vicissitudes, demonstrating stability and resilience, and are now at their best level in history.

<sup>6</sup> 「同盟」（Alliance）と似た概念に、「協商」（Entente）がある。「協商」は、締約国が互いに協力し、理解を深める外交上の合意であって、集団防衛体制は不在である。「同盟」は堅固な集団防衛体制であり（必ずしも条約に基づくわけではない）、「準同盟」は有事における事態対処協力が制度化されていない安全保障協力であり、「協商」は国際政治における相互の戦略的了解又は協力姿勢であると言える。歴史的には、19世紀末から20世紀前半に勢力圏調整のツールとして使用され、仏露協商、英仏協商、英露協商、三国協商などが存在した。

<sup>7</sup> Stokes, J., Wright, E., & Schochet, N. (2024, September 26). The China-Russia Entente in East Asia: Contending with Authoritarian Partnership in a Critical Region.

<sup>8</sup> 中朝友好協力相互援助条約第2条

国家の戦い方も劇的に変化しており、「戦略概念の転換」が起こっている。

ロシアによるウクライナ侵略（2022年）以来継続する戦争は、ハイブリッド戦争、認知戦、宇宙領域の活用及びドローンの活用等、現代の戦争を特徴的に示した事例であり、我が国にとり、「新しい戦い方」<sup>9</sup>、即ち「戦略概念の転換」への適応を明確に要請するものとなった。

また、米国の対イラン軍事行動（2026年）は、我が国に対し、「戦略概念の転換」への適応が急務であり、一刻の猶予も許されないことを明らかにした。これは、従来の「火力」中心の戦争から、「センサー・AI・ネットワーク・精密打撃・認知操作」を統合した戦争への移行を意味する。言い換えれば、国家の「身体」ではなく、「神経系」を攻撃する戦争への移行である。即ち、「物量戦」から「アルゴリズム戦」へと、情報そのものが主戦場となったことを意味しており、「航空優勢」に加え、「情報優勢」の確保が決定的な意味を持つ時代に移行したと言える。したがって、重要な個別兵器に加え、統合されたシステム体系こそが国家の命運を決める鍵となる。伝統的な制海権及び制空権の掌握だけでは不十分であり、情報、電磁波、通信、宇宙及び認知領域等を制する力が勝敗を決するのである。「情報優勢」の時代に、我が国がインテリジェンス体制を抜本的に強化できるか否かは、国家の命運を明確に左右する。

このような複雑化した安全保障環境下、中朝同盟、露朝同盟及び中露協商によって連携を深めている大陸側の国家群の脅威に対し<sup>10</sup>、我が国が自国の安全を自国のみで守ることは不可能である。我が国の有事には、他国の支援が必要である。それは他国も同様であり、極東の戦略的安定を図るためには、他国も我が国の支援を必要としている。実際、豪州、フィリピン及び英国との円滑化協定（RAA）は、自衛隊及び各国軍が相互に頻繁に往来することの証左であり、相互の連携強化が着実に進んでいる。

第二次世界大戦後、極東及び西太平洋地域の安全保障を担ってきたのは、米国の圧倒的な政治力、軍事力及び経済力であり、日米同盟、米韓同盟、米華同盟（現在は米国の台湾関係法）、米比同盟、米泰同盟及び ANZUS 同盟（米豪 NZ 3ヶ国同盟）といった太平洋同

---

両締約国は、共同ですべての措置を執りいずれの一方の締約国に対するいかなる国の侵略をも防止する。いずれか一方の締約国がいずれかの国又は同盟国家群から武力攻撃を受けて、それによって戦争状態に陥ったときは、他方の締約国は、直ちに全力をあげて軍事上その他の援助を与える。

<sup>9</sup> 「新しい戦い方」（new way of warfare）という表現は、単に「新兵器が出た」という意味ではなく、戦争の勝ち方そのもののロジックが変わることを指す。これまでも、歴史上、幾度も「戦略概念の転換」が現出した。

<sup>10</sup> 2025年1月17日、ロシア及びイランは、「イラン・ロシア包括的戦略パートナーシップ条約」を締結。集団防衛体制を定めた条項がないため軍事同盟とは言えず、同条約第3条は「いずれかの締約国が侵略を受けた場合、他方の締約国は、侵略の継続に寄与するような軍事的その他の援助を侵略国に提供してはならず、生じた対立が国連憲章及び他の適用可能な国際法の規則に基づき解決されるよう支援する。」と定めていることから、一種の中立条約の類と言えるが、第5条で軍事協力、第23条で原子力協力を謳っており、両国の軍事面及び核兵器開発での連携が進展することが想定される。

盟網である。特に、日米安全保障条約第 6 条（極東条項）において「極東（日本及びその周辺、韓国、台湾及びフィリピン以北）」<sup>11</sup>の安全のために在日米軍基地の使用を認めている日米同盟は、極東の安全保障の礎石である。

しかし、第二次世界大戦後に「パックス・アメリカナ」（米国による平和の時代）を築いた米国も、その経済規模は世界経済の 4 分の 1 にまで縮小し、国内には孤立主義的傾向が芽生え始めている。

そうであればこそ、我が国を始めとする極東及び西太平洋地域の安全保障を米国と共に担ってきた国々は、地域における平和への責任について、より一層大きな分担をしつつ、米国のコミットメントを確実なものにせねばならない。同時に、我が国の戦略的自律性を向上する不断の取組みが急務である。

国連安全保障理事会常任理事国であるロシアがウクライナに対する侵略国となり、中国が台湾等に対して力による現状変更を企図しているという状況は、国連憲章 1 条、41 条及び 42 条等の定める国連の集団安全保障体制が機能し得ないことの証左である。その場合、国連憲章 51 条が定める個別的自衛権及び集団的自衛権しか依拠するものがないというのが現実の安全保障環境である。

要するに、「自立する国家」としての我が国の自主防衛能力の向上、同盟国たる米国との連携強化及び同志国との安全保障協力の深化に、我が国の命運がかかっている。

我が国は、その現実を直視し、戦略的に覚醒せねばならない。

## 第2章 「危機の 30 年」時代の国家安全保障戦略

第一次世界大戦と第二次世界大戦の両大戦間の国際政治は、「危機の 20 年」<sup>12</sup>と言われ、前半 10 年はユートピアニズムを内包するリベラリズムが支配し(国際連盟の創設等)、後半 10 年はリアリズムが支配した<sup>13</sup>。その教訓は、平和の最中でもリアリズムを忘れてはならないという点である。持続的な平和の条件は、リベラリズムとリアリズムの適切な均衡である。

冷戦後の世界は、「危機の 30 年」であったと言えるのではないか。即ち、ポスト冷戦時代の前半の約 15 年は、特に西側諸国においてリベラリズムと楽観主義が支配し、平和と

<sup>11</sup> 昭和 35 年 2 月 26 日政府統一見解

<sup>12</sup> 「危機の 20 年」とは、次に述べる特徴的な時代のことである。「1919 年から 1939 年までの 20 年間に及ぶ危機は、それ独自の特徴があった。最初の 10 年の夢想的な願望から次の 10 年の容赦ない絶望へ、すなわち現実をあまり考慮しなかったユートピアから、ユートピアのあらゆる要素を厳しく排除したリアリティへと急降下するところにその特徴があった。」(E.H.カー (1945) .『危機の二十年 — 理想と現実』. 岩波文庫.)

<sup>13</sup> E.H.カー (1945) .『危機の二十年 — 理想と現実』. 岩波文庫.

国際協調を楽観的な前提として、時代を謳歌していた。後半の約 15 年はリアリズムが支配している<sup>14</sup>。

前半 15 年の時代の特徴は、「民主主義の時代」、「新自由主義の時代」及び「グローバリズムの時代」という 3 要素に集約される<sup>15</sup>。これら 3 要素は、米国一強の国際政治体制によって支えられていた。

具体的には、ソビエト連邦崩壊に始まる冷戦後から 2000 年代後半までの期間は、国連平和維持活動（PKO）の増加等に見られる国連の活動範囲の拡大や、ロシアの G7 参加による G8 への発展、中国の世界貿易機関（WTO）加盟等、国際社会の多国間システムへの信頼の高まりに加え、自由主義及び民主主義の拡大が自明のこととして、議論の前提とされていた。

一方、2010 年代前半から現在までの期間は、ロシアのクリミア半島併合や、中国の軍事力を背景とした東シナ海、南シナ海、太平洋及びインド洋における海洋進出の拡大、台湾海峡における緊張の高まり、ロシアのウクライナ侵略等が発生している。特に、2023 年、米中央情報局（CIA）長官が、「中国の習近平国家主席が、人民解放軍に対し、2027 年までに台湾侵攻の準備を整えるよう命じたというインテリジェンスを把握している」と明らかにしたことは、我が国の安全保障にとって、重大な指摘である<sup>16</sup>。

このように、後半 15 年の時代の特徴は、「民主主義の後退」、「新自由主義の後退」及び「グローバリズムの後退」に特徴付けられるリベラルな国際秩序の後退であり、リアリズムが国際政治を支配しているのが現在である。2022 年のロシアによるウクライナ侵略は、剥き出しのリアリズムの国際政治、パワーポリティクスの国際政治をまさに特徴づけるものであった。

「平和安全法制」<sup>17</sup>が成立・施行され、限定的な集団的自衛権の行使が可能となった 2010 年代中頃の時期は、「危機の 30 年」において、世界がリベラリズムからリアリズム支配へと転換し始めた時期である。それから約 10 年が経過し、国際社会の安全保障環境は、より力が支配する状況へと激変している。したがって、我が国の安全保障体制の大胆なアップグレードが必要となっている。

---

<sup>14</sup> 細谷雄一（2023）．『『危機の三〇年』における国際秩序の変遷』．『外交』Vol.78, pp.106-115.

<sup>15</sup> 細谷雄一（2026）．『危機の三十年 冷戦後秩序はなぜ崩壊したか』．新潮社．

<sup>16</sup> ウィリアム・バーンズ米中央情報局（CIA）長官（2023）．「[Watch: Trainor Award Ceremony Honoring CIA Director William J. Burns](#)」．Georgetown University School of Foreign Service.

<sup>17</sup> 第三次安倍内閣において、2015 年 9 月に成立した安全保障関連法制。2014 年の「集団的自衛権行使の限定容認」に関する閣議決定を受けて、これを法制度として整備したもの。存立危機事態への対処や米軍への支援拡大等を定めた、自衛隊法等の既存 10 法を改正する「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平和安全法制整備法）と、国際的な協力支援活動を恒久的に可能とする「国際平和支援法」から成る。

現在、「危機の30年」の時代に直面している我々は、平和の最中でもリアリズムを忘れてはならないという、「危機の20年」の教訓を今一度思い出すべきである。

「平和を望むなら、戦争に備えよ」という古代ローマの格言がある。我が国は、「自立した国家」として、自らの足で立って日米同盟を支え、極東の戦略的安定を支え、世界の安全保障に貢献する。我が国には、そのような覚悟が必要だ。安全保障環境の変化に即応し、「国民をどう守るか」「我が国の平和と独立をどう守るか」というリアリズムに立った視座が不可欠である。

「危機の20年」とは、第一次世界大戦の戦後でありつつ、第二次世界大戦の戦前であり、両大戦の戦間期でもある。現代の我々には、「危機の30年」の後に、新たな大戦を抑止し、平和を志向するための取組みが求められている。

そのためには、リアリズムに基づき、「危機の30年」時代の国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画及び国家情報戦略が求められている。そして、**それらに通底する概念は、①我が国の戦略的自律性を向上すること、②日米同盟の戦略的不可欠性を向上すること、の2点に集約される。**

### 第3章 戦略3文書の射程～DIME～

国家安全保障において、国力発露の手段は、「DIME」(Diplomacy, Information, Military, Economy)に集約される。即ち、外交、情報、軍事、経済である。各国は、外交政策、インテリジェンス活動、防衛政策、経済財政政策といった「DIME」の4つのツールを駆使することで、国益を追求し、国家安全保障上の目的を達成する。

したがって、本提言も、「DIME」のフレームワークに即して政策を提言する。

また、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画及び国家情報戦略の策定にあたっては、「国家安全保障戦略」そのものを根拠とした財源確保がなされるべきである。前回(2022年)の国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化のために、必要な経費を積み上げ、5年間で43兆円を掲げた防衛力整備計画を作成し、その実現に向けた財源を確保してきた。今般の国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画及び国家情報戦略の策定にあたっては、激変する安全保障環境を踏まえ、我が国の国力をトータルに強化するため、防衛力整備計画のみに依拠せず、「DIME」にわたる国家安全保障戦略の総合的な取組みのために新たな財源を確保せねばならない。

## 第2部 外交政策 (D)

### 第1章 同盟構想

#### 第1節 日米同盟への新たな要請

日米同盟は、北大西洋条約機構（NATO）に加え、最も緊密かつ高度に制度化された軍事同盟の一つである。しかし、1960年に成立した新・日米安全保障条約に基づく現在の日米同盟は、我が国の施政の下にある領域のみを集団防衛の対象としている（日米安全保障条約第5条）。日本は、米国をの防衛を義務付けられているわけではない。NATOのように、集団防衛体制を確立した「一心同体」（one for all, all for one）の精神とは真逆である<sup>18</sup>。

その理由としては、旧・日米安全保障条約（1951年締結）及び新・日米安全保障条約（1960年改定）の交渉経緯によれば、①敗戦国日本及び戦勝国米国という厳然たる力の差がある者同士の同盟関係であったことや、②軍事力喪失後の回復途上にあるという現実的な能力の問題、③憲法9条2項の軛の問題が挙げられている<sup>19</sup>。

結果として、現在の日米安全保障条約は、我が国の基地提供義務（施設という「物」を提供する義務）及び米国の日本防衛義務（軍隊という「人」を提供する義務）という「物と人との協力」であり、「非対称的双務性」を特徴としている。これは、平時には我が国の負担が大きい一方、有事には米国の負担が増加するという特徴を有している。

しかし、既に戦後80年を経過した。我が国は、復興と経済成長を果たし、一敗戦国から、自由主義社会のリーダー国に成長した。

米ソ冷戦を経て、湾岸戦争、テロとの戦い、米アフガニスタン戦争、米イラク戦争、東日本大震災での「トモダチ作戦」等、共に多くの危機を乗り越え、敗戦国日本及び戦勝国米国という関係から、信頼する同盟パートナーへと進化した。

我が国の防衛力に関する戦略概念は、「所要防衛力構想」から、「基盤的防衛力構想」、「多機能弾力的防衛力」、「動的防衛力」、「統合機動防衛力」、「多次元統合防衛力」へと進化し、拡充された<sup>20</sup>。また、それを支える防衛費についても、防衛費GDP比1%枠という不合理な軛を解放し、2027年度にはGDP比2%となる予定であったものにつ

---

<sup>18</sup> Stoltenberg, Jens (2024, July 9). [Speech by NATO Secretary General Jens Stoltenberg at the NATO 75th Anniversary Celebratory Event in Washington.](#)

<sup>19</sup> 坂元一哉（2020年）．『日米同盟の絆－安保条約と相互性の模索〔増補版〕』．有斐閣．

<sup>20</sup> 千々和泰明（2022年）．『戦後日本の安全保障－日米同盟、憲法9条からNSCまで』．中央公論新社．

いて、高市政権において 2025 年度の補正予算において前倒しで 2%を達成した。(尚、国際安全保障環境の悪化に鑑み、NATO は、防衛費 GDP 比 2%目標 (2014 年に設定) を 2025 年に達成する見込みであることを発表した上で、2035 年までの防衛費 GDP 比 5%目標 (防衛費 GDP 比 3.5%及びインフラ整備等の国防関連費用の GDP 比 1.5%の合計) に合意した<sup>21</sup>。)

昨今米国は、日米同盟の「非対称的双務性」を疑問視する傾向を強めており、同盟の安定性という観点から、憂慮すべき事態である。米国は、我が国に対し、日米同盟における相互防衛義務、即ち「対称的双務性」という「人と人との協力」を求め始めている。

最早、「基地を貸しているから米国に守ってもらえる」という安易な現状維持や過度の他国依存は通用しない。戦後 80 年にわたる日米の歩みを経て、米国の対日警戒心は完全に消失し、米国はより対等な立場での日本の協力を求めている。国家の存立に関わる課題については、自ら責任を負う覚悟がなければ、同盟国として信用されない。共に戦う仲間が必要なら、生き死にを共にする覚悟を示さなければ信用されないのが、国際社会の現実である。

我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も複雑かつ厳しい。

同盟又は協商関係にまで連携を深める中朝露に対して、現在の日米同盟のかたちのみによって必要十分な抑止力を保持することは、限界を迎えているのである。実際、日米同盟における相互防衛義務の要請の高まりに加え、インド太平洋地域を担当した元米国国防省高官等からも、21 世紀における中国の膨張に対する真の抑止力を確保するためには、単なる二国間軍事同盟を超えて、西太平洋地域を包括的に対象とする 4 ヶ国 (日米豪比) による集団防衛の必要が述べられるようになった<sup>22</sup>。

## 第2節 新たな同盟構想の必要性

### (1) 我が国の国防構想

我が党の提言『21 世紀の国防構想と憲法改正』(令和 7 年 9 月) で述べたとおり、戦後 80 年を経て、我が国国内の状況、同盟国たる米国の状況及び国際社会の安全保障

---

<sup>21</sup> NATO (2025) . 「[Defence expenditures and NATO's 5% commitment](#)」 .

<sup>22</sup> Ely Ratner (2025). 「The Case for a Pacific Defense Pact — America Needs a New Asian Alliance to Counter China」 . Foreign Affairs, July/August 2025.

環境の変化に鑑み、我が国の抑止力の増強及び日米同盟の深化の観点から、我が国の国防構想を新たな次元へと進めるときが到来している。

「永遠の同盟というものはなく、永遠の敵というものもない。国益のみが永遠であり、追求する責務を負うものである」という英国パーマストン首相の言葉通り、国際社会の外部環境が変化すれば、我が国の内部構造たる「防衛体制」も変化し、新たな「**防衛構想**」が必要となる。また、内部と外部を接続する役目を果たす「安全保障協力（同盟体制含む）」も変化し、新たな「**同盟構想**」が必要となる。結果、これらを総合した全体としての「国防体制」を転換するため、新たな「**国防構想**」が必要となることは自明である。

**我が国の国防構想は、①自主防衛（我が国の自律的な防衛）、②同盟（日米同盟に代表される集団防衛）、③地域の安全保障協力（同志国連携）、④国連集団安全保障体制の4層構造から成立している。**

内部構造としての防衛体制は、憲法、法律及び財政等に規律される。

内部構造及び外部環境の接続としての安全保障協力（同盟体制含む）は、日米同盟を核としつつ、同盟の拡大、同志国連携の深化といった形式が考えられる<sup>23</sup>。

国連集団安全保障体制は、実質的に機能しない。

したがって、我が党は、①自主防衛の強化、②同盟の強化（日米同盟の深化及び新時代における同盟構想）、③地域の安全保障協力の拡大について、施策を提言する。

我が党は、提言『21世紀の国防構想と憲法改正』（令和7年9月）において、以下の3つを提言した。

1. 憲法9条2項削除及び国防条項の充実
2. 日米安全保障条約改定による相互防衛義務の設定
3. 海洋国家連合及び四海同盟（日米豪比同盟）の締結

## (2) 集団的自衛権による同盟の進化

我が国にとり、21世紀における最大の外部環境の変化は、中国の台頭及び外洋への進出である。その範囲は、東シナ海、南シナ海、太平洋及びインド洋にわたって拡大

---

<sup>23</sup> 昨今の国際安全保障環境の悪化に伴い、多国間連携（Multilateral）ではなく、同志国連携（Minilateral）が進展している。同志国連携（Minilateral）とは、二国間（bilateral）と多国間（multilateral）の中間に位置する形態である。国連、世界貿易機関（WTO）及びG20等の大規模な多国間連携の枠組みが機能不全に陥る中、少数の参加国による実効性の高い政策協力とされている。

しており、これら4つの海が、直接的に戦略環境の変化に晒されることとなる。我が国単独でこれら大洋の自由で開かれた国際秩序を確保することは当然不可能であり、日米同盟単独で可能なものでもない。

第二次世界大戦後、これら4つの海は、米国を核とする「ハブ・アンド・スポークス」型の軍事同盟によって秩序を維持してきた。日米同盟に加え、米韓同盟、米華同盟（現在は米国の台湾関係法）、米比同盟、ANZUS同盟（米豪 NZ 3ヶ国同盟）である。半島国家たる韓国を除き、これらは全て海洋国家である。いわば4つの海にまたがる「シー・パワー」の同盟によって秩序が保たれてきた。

これらは、米国を核とするものの、米国のカウンターパートである各国の連結性は制度化されていない。したがって、米国は、4つの海において緊密な二国間関係を構築することに努めてきた過去を超えて、近年は、よりネットワーク化されたアプローチを追求し、米国の同盟国同士の緊密な連携を促してきた。要するに、二国間の「ハブ・アンド・スポークス」型の同盟網から、複数国による「格子状」の安全保障協力（同盟ではない）に発展させてきた。これには、我が国が提唱して成立した日米豪印の安全保障協力である「QUAD」（Quadrilateral Security Dialogue／日米豪印戦略対話）も貢献している。

また、我が国は、豪州、フィリピン及び英国との円滑化協定（RAA）を締結し、防衛協力を深化させている<sup>24</sup>。円滑化協定を締結するということは、自衛隊及び各国軍が互いの国を頻繁に訪問している証左であることから、「準同盟」とも言われる場合がある。

「軍事同盟」と「軍事同盟未満」の違いは、有事における事態対処協力が制度化されているか否か（防衛義務があるか否か）という点にある。したがって、我が国との防衛協力が深化しているこれらの国々とは、自衛隊及び各国軍との間で共同演習を行ってはいるものの、実際の有事における事態対処協力については、あくまで非公式な認識に留まっていると言える。

---

<sup>24</sup> 「軍事同盟未満」の防衛協力を制度化する方策として、主に以下の4つが挙げられる。

①円滑化協定（RAA: Reciprocal Access Agreement）

②物品役務相互提供協定（ACSA: Acquisition and Cross-Servicing Agreement）

③情報保護協定（ISA: Information Security Agreement。その中でも、軍事情報に特化したものは「軍事情報包括保護協定」（GSOMIA: General Security of Military Information Agreement）という。軍事に加えて警察、公安及び海上保安情報等を含むものは「情報包括保護協定」（GSOIA: General Security of Information Agreement）という。）

④防衛装備品・技術移転協定（Agreement concerning the Transfer of Defense Equipment and Technology）

21世紀に拡大する4つの海における戦略環境の変化に対して万全の備えを行うためには、これらの取組みを更に発展させ、より強固な連結性を確保することが必要である。具体的には、**我が国の自律的な防衛力の増強**に加え、**日米同盟の深化及び新時代における軍事同盟の拡大**を行う必要がある。それによって、21世紀の勢力均衡（バランス・オブ・パワー）を構築し、4つの海にわたる国際秩序の安定を図ることが可能である。

これらを達成するためには、現在の政府解釈である「集団的自衛権行使の限定容認」<sup>25</sup>では不十分であり、「**集団的自衛権行使の全面容認**」が不可欠である。

我が国が集団的自衛権を全面的に行使可能とするためには、既に時代遅れとなった憲法9条2項の削除が不可欠であり、現下の国際情勢に鑑み、早急に実現を図るべき課題である。

また、日米同盟の対称性を高め、実効的な集団防衛体制を整備するに当たっては、これまで課題とされてきた日米地位協定についても、運用改善のみならず、協定の在り方を不断に見直すべきである。これにより、より対等かつ均衡の取れた同盟体制の構築に向けた一歩を踏み出すことが可能となる。

全面的な集団的自衛権行使には、①国家固有の権利である自衛権に関する課題、②軍事における作用法上の課題、③軍事における組織法上の課題の3点を念頭に、政策を構想せねばならない。そのような観点から、我が党は、提言『21世紀の国防構想と憲法改正』（令和7年9月）において、以下の**憲法9条改正5項目**を提言している。

- ① 憲法9条2項削除による集団的自衛権行使の全面容認
- ② 自衛権の明記
- ③ 国防軍及び軍人の地位の明記
- ④ 文民統制の明記
- ⑤ 軍事裁判所の明記

---

<sup>25</sup> 「集団的自衛権行使の限定容認」とは、従来の武力攻撃事態に加えて、存立危機事態においても自衛権の発動を認めるとした政府見解の変更を指す。2014年に政府が「自衛権発動に関する新たな3要件」について見解を発表した。新3要件とは、①我が国に対する武力攻撃の発生（武力攻撃事態）又は密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、国民の生命・自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険が存在（存立危機事態）、②排除のための他の手段なし、③必要最小限度の実力行使のこと。即ち、それまで「日本への攻撃」（武力攻撃事態）としていた「必要最小限度」の基準を「日本と密接な関係にある他国」まで拡張したということ。政府は具体例として、朝鮮半島有事で弾道ミサイル防衛や邦人輸送にあたる米艦が攻撃された際の防護や、ホルムズ海峡（日本の石油タンカー等が多数通航）における機雷掃海を挙げていた。ただし、ホルムズ海峡事例については、2015年9月14日の参議院平和安全法制特別委での山口那津男委員の質問に対して安倍晋三総理は「今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではない」として、最終的にはこれを否定している。

## 第2章 外交力の強化

### 第1節 和平調停

国家安全保障を確立するためには、DIME を総合的に組み合わせることが重要である。特に、国家安全保障において、ハードアセットとしての軍事と共に、ソフトアセットとしての外交ツールを有することが不可欠である観点からも、和平調停への取組みを推進せねばならない。特に、海洋国家である我が国は、安定的なシーレーンにより生かされている。そのため、和平調停を通じ、各種シーレーン周辺地域の安定を図ることは、我が国の国益にとり、死活的に重要である。

『自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書』（令和7年10月）に基づき、国際社会における平和を構築する新たな外交手段を涵養する観点から、令和8年3月17日、外務省総合外交政策局に、「国際和平調停ユニット」（室相当）が創設された。これは、日本外交の新たな地平を切り開く取組みとして重要であり、より能動的に国際秩序を構想及びデザインすることに繋がる。

しかし、同ユニットの人員（合計20数名）は、全員が他部署との併任であり、専従する職員は不在である。したがって、政府は、**同ユニットにおいて、現在の人員数以上の実員を確保すべき**である。

同時に、和平調停における交渉は、しばしばハイレベルの人材が求められることに加え、同ユニットの能力を全般的に拡充する観点から、「室」相当の同ユニットを「課」に格上げすべきである。

また、和平調停は、専門的能力が要求される領域であり、各国の和平調停関係者とバイネームで交流することも要求されることから、**外務省内で和平調停について専門的に従事する道を可能とする人事も必要**である。

さらに、国際社会では、元首相、元外務大臣並びに現職及び元職の国会議員等（選挙で選出された政治家（Elected officials））をアセットとして使用し、ハイレベルの紛争当事者への働きかけや信頼醸成を図る場合が多い（例：各国政府における特定の紛争担当特使、国連事務総長特別代表等）。したがって、政府は、**これらを満足する者を特定し、外交アセットとして使用する体制を構築すべき**である。

加えて、和平調停における活発な活動を下支えする観点から、**同ユニットの独立予算を計上すべき**である。その際、少なくとも以下の点を満足する予算構成であるべきである。

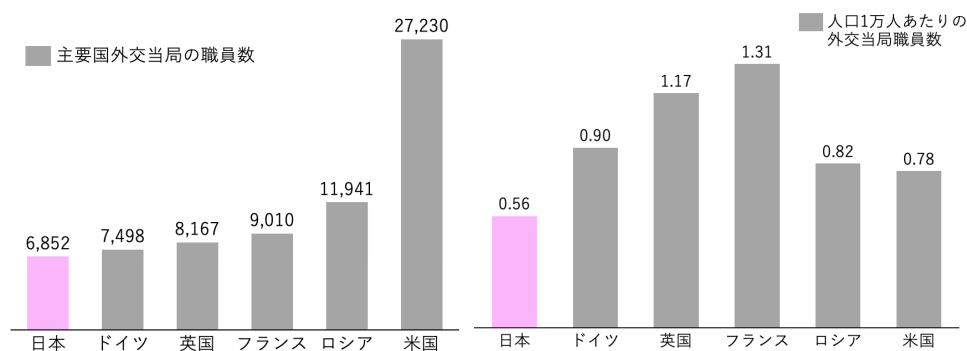
- ① 外務省職員自身の和平調停に関する専門能力向上のために、外務省職員自身が教育訓練を受けるための予算
- ② 外務省が和平調停に関する具体的な案件形成を行い、調停を実行するための予算
- ③ 和平調停では、政府が行う「Track 1 外交」と非政府組織の担う「Track 2 外交」が両輪であることに鑑み、和平調停を担う国内の非政府組織を外務省が支援するための予算
- ④ 和平調停を実行するためのツールとして使用することのできる政府開発援助（ODA）予算

## 第2節 外務省の人員体制増強

現在の外務省の職員数は、約 7 千名。ユーラシア大陸の外縁に位置し、海洋国家として大陸国家群と向き合うという同じ地政学的状況に置かれている英国は、人口あたりの外交当局職員数は 2 倍以上である。

外交は人が行う。したがって、「情報優勢」の時代にあって、**我が国は、主要国と肩を並べる外務省の人員体制を確保し、外交の足腰を強化せねばならない。その目標は、現在の外務省職員数の 2 倍であるべきである。**

グラフ：主要国外交当局の職員数、人口 1 万人あたりの外交当局職員数



### 第3節 領事体制・邦人保護体制の強化

#### (1) 領事体制の強化

領事体制は、海外における危機管理、海外在留邦人の保護及びインテリジェンス活動等に必須の機能である。

これらの充実化を図るため、**海外における危機の最前線で対応する在外公館に加え、司令塔としての外務本省の人員体制の飛躍的な増強が不可欠**である。

また、紛争が頻発する昨今の国際情勢下、海外における「最後の砦」として機能する在外公館施設の強靱化が喫緊の課題である。老朽化した施設を整備し、緊急事態のシェルター機能に万全を期さねばならないことから、**在外公館施設の強靱化のための予算措置が必要**である。

#### (2) 邦人保護体制の強化

紛争の頻発する国際社会において、海外の在留邦人保護は、国家としての至上命題の一つである。したがって、政府は、我が国が最近経験した大規模な緊急退避オペレーション（NEO: Non-combatant Evacuation Operations）である、2020年のCOVID-19パンデミック（中国・武漢からの退避）及び2021年のアフガニスタン政変（カブール陥落からの退避）等から得られた教訓を最大限に生かしつつ、次なる大規模NEOに備えなければならない。

特に、台湾有事など、我が国周辺で上記のような事態が発生した際には、その対象が日本人であれ、外国人であれ、大規模なオペレーションを展開できる十分な体制を構築せねばならない。そのためには、①NEOの迅速な発動を可能とする即応態勢整備、②国内の受け入れ体制整備が必要である。

海外における邦人保護のオペレーションは、我が国1ヶ国で完遂できるものではない。紛争当事国を含め、多国間（マルチ）又は二国間（バイ）による外交的調整が必須となる。したがって、**政府は、人道回廊等の開設、人質の開並びに捕虜送還及び交換等に長け、紛争国において活発な活動を展開している赤十字国際委員会（ICRC: International Committee of the Red Cross）<sup>26</sup>及び国際連合等の国際機関との連携を平素から強化すると同時に、我が国のNEOに必要な輸送機材等の事態対処アセットの**

---

<sup>26</sup> ICRCは、形式的にはスイス国内法に基づく民間組織だが、1949年ジュネーブ諸条約及び1977年追加議定書によって特別の国際法上の任務（mandate）を与えられている。したがって、国家でも、国際機関（国連のような政府間国際機関）でも、厳密なNGOでもない、極めて特殊な法的地位を持つ組織である。

整備、大規模難民に対処するための法的及び物理的体制の検証を行い、万全の体制を整えるべきである。

## 第4節 政府安全保障能力強化支援（OSA）及び安全保障 ODA

### (1) 政府安全保障能力強化支援（OSA）

政府安全保障能力強化支援（OSA）<sup>27</sup>は、前回（2022年）の国家安全保障戦略を受けて創設された外交ツールである。OSAは、同志国の安全保障能力を直接的に向上させるために実施される。令和8年4月の「防衛装備移転三原則の運用指針」の5類型撤廃を踏まえ、同志国の軍等のニーズを的確に把握しつつ、**高度で規模の大きい防衛装備移転の具体的案件について、政府一丸となって推進すべき**である。

### (2) 安全保障 ODA

戦後、賠償や国際社会での名誉回復の側面を持ちながら始まった我が国の政府開発援助（ODA）は、時代とともにその機能を変化させてきた。そして現在、ODAは単なる援助政策にとどまらず、相手国の発展、我が国への信頼形成、我が国自身の経済成長と国際競争力強化を同時に支える、戦略的な国家政策手段へと進化している。

例えば、AI、宇宙、半導体、防災及び情報通信等の戦略分野においても、ODAは重要な役割を果たしている。海外投融資、円借款、技術協力、無償資金協力及び人材育成等を通じ、日本企業の海外展開、日本型技術・制度の定着、市場形成及び国際標準化等を後押ししており、ODAは実態として日本の成長戦略の一翼を担っている。

現在の国際競争は軍事分野にとどまらず、インフラ、デジタル、ルール形成、人材育成等を含む非軍事分野にも広がっている。日本型 ODA は高い信頼を得ているものの、その安全保障上・戦略上の価値は政府全体で明確に整理されていない。

その上で、海上保安、重要インフラ、供給網強靱化及び国際ルール形成等は安全保障上重要な役割を担っているが、防衛、ODA、OSA、経済安全保障等の政策は依然として縦割りで運用されている。したがって、総合的な安全保障の観点から戦略的一体性を高める必要がある。

---

<sup>27</sup> OSAは、同志国の軍等に対する資機材供与及びインフラ整備等を行う無償資金協力のこと。目的は、同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献することにより、我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出、国際的な平和と安全の維持及び強化に貢献すること。

以上のような状況を踏まえ、政府は、ODA を、従来の国際協力政策の延長線上ではなく、我が国の平和の基盤としての総合的な安全保障への投資として再定義すべきである。具体的には、OSA に加え、安全保障分野における非軍事領域に対する ODA を強化すべきである。その際、これまでの ODA とは別枠として「安全保障 ODA」という予算カテゴリを設けるべきである。特に、海洋国家である我が国の安全保障にとり、シーレーンの安定やインフラによる地域の連結性を強化する ODA を通じた同志国との連携を強化することが重要である。

## 第5節 認知戦対応としての広報文化外交

国家安全保障は、情報、電磁波、通信、宇宙及び認知領域等を制する力が勝敗を決する「情報優勢」の時代に入った。ナラティブをめぐる競争が既存の国際秩序への挑戦に利用される。

「情報優勢」の時代に、認知戦対応としての広報文化外交の重要性が高まっている。特に、「政策発信・広報」と「文化外交・魅力発信」の二本柱で外交ツールを動員し、パブリック・ディプロマシーを一層強化し、**認知戦で優位に立つためにも、広報文化外交領域の予算及び人員の拡充を行うべきである。人員は、外務省職員に加え、発信力のある外部人材も十二分に活用すべきである。**我が国の発信が好意的に受け止められる国際環境づくりを実施するため、既存及び新規の文化事業及び人的交流で親日家を拡大しつつ、在外公館、ジャパンハウス及び国際交流基金を効果的に活用すべきである。

## 第6節 国際機関の邦人幹部候補の発掘

国際社会における重要な会議に個人として参画したり、国連機関トップの選挙で当選したりするためには、①英語で完璧に仕事ができること、②閣僚（元首相又は元外務大臣等）及びそれに準じる政治経験（現職又は元職の国会議員等（選挙で選出された政治家（Elected officials））又は国際的な選挙で選ばれる組織の長の経験があること、③特定の専門分野に関する国際社会のインナーサークルにおいて個人名で認知されていること、といった要素を有していることが必要条件となってきた。

残念ながら、我が国では、そうした人物を続々と輩出するエコシステムが存在しない。このような危機的状況を踏まえ、外務省は、国際機関のトップ人事を獲得するため

に、我が国の政治家を候補者として擁立していく必要性を述べてきた<sup>28</sup>。この点を踏まえ、**政府は、元首相、元外務大臣並びに現職及び元職の国会議員等の選挙で選出された政治家（Elected officials）について、国際機関の邦人幹部候補となる人材プールを創設し、管理すべきである。**

また、このような取組みは、民間及びアカデミアの人材に対しても実施すべきである。我が国のような年功序列・終身雇用の慣行が長い社会では、若くして①のような国際性を涵養し、③のように国際社会のインナーサークルに食い込むような経験を積むことは容易ではない。しかし、激動の国際社会は、我が国の準備が整うまで待ってはしない。したがって、**各業界の国際社会の重要会合及び国際機関の幹部ポストに送り込めるような人材の候補を30代のうちから全国で10人程度同定し、政界・官界・財界・学界を行き来させ、国内外で豊富な経験を付けさせるというように、国をあげて意識的に人材を養成していくべきである。**

## 第7節 外務大臣等による外交活動の活発化

我が国の外交安全保障分野では、主に、天皇皇后両陛下をはじめとするご皇室、内閣総理大臣、外務大臣及び防衛大臣を中心に、外交活動が展開されている。その中で、外務大臣による外遊回数は群を抜いて実施されている状況である。

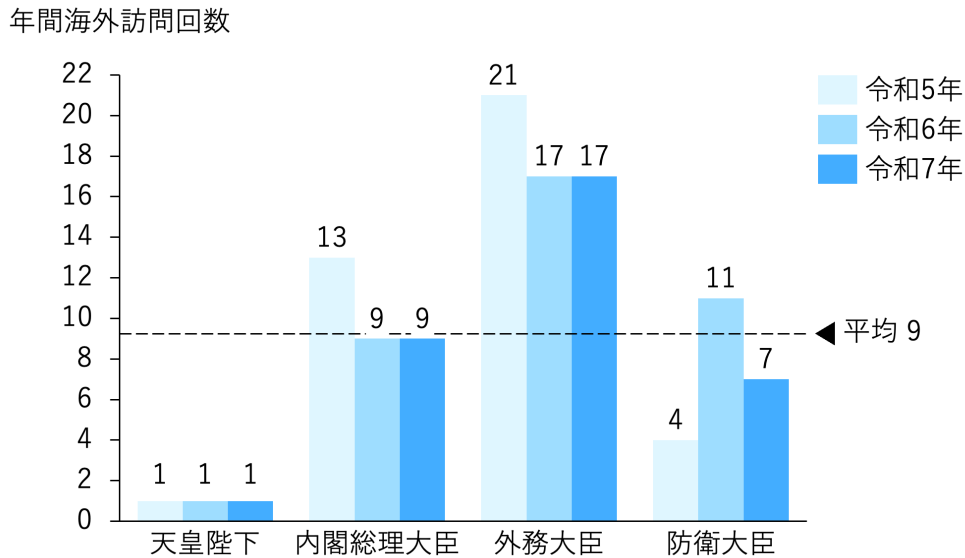
ご皇室及び内閣総理大臣による外国訪問は、政府が2機保有する政府専用機によって行われているが、最も海外出張の多い外務大臣や防衛大臣は、基本的に商用機を利用せざるを得ない。商用機の場合、当然ながらフライト数や発着時間による制約があり、特に国会会期中は出張日程の調整に困難が伴う。外務省ではチャーター機の活用も進めているが、搭乗・同行できる職員数には限りがある等の課題も存在する。また、更なる外交活動活発化のためには、外遊回数の増加が必須である。

したがって、**政府は、外務大臣専用機及び防衛大臣専用機を早急に配備し、我が国の外交力を強化する観点すべきである。**

---

<sup>28</sup>第198回国会における河野太郎外相の外交演説「国際機関の中でも重要な組織のトップを取るために、各国は、首相や閣僚経験者を始め、政治家の候補者を擁立してきています。これに対抗し、国際機関のトップを取るためには、日本も政治家を候補者として擁立していく必要があります。そのためにも与野党の枠を超え、適材を適所に擁立することが必要です。われこそはと思う方はぜひ名乗りを上げていただきたいと思います。外務省は全力で御支援申し上げます」（2019年1月）

グラフ：我が国要人の年間海外訪問回数



### 第3部 インテリジェンス政策 (I)

戦後の我が国は、吉田ドクトリンに基づく「軽武装・経済重視」の路線を歩んできた。要するに、国力発露の手段たる「DIME」のうち、外交（D）と経済（E）に重きを置き、情報（I）と軍事（M）を劣位に置いてきたと言える。

約80年にわたる我が国の戦後の歩みの中で、我が国が、国力発露の手段のうち最も軽視してきたのが、情報（I）である。中核たる国家機能の一部に欠缺があったと言わざるを得ない。

然るに、我が国における情報（I）の軽視は、戦後80年の歩みだけではない。情報軽視、兵站軽視、科学的思考方法軽視、戦略無しという特徴は、戦前及び戦中に見られる我が国の「悪しき伝統」であったとされている<sup>29</sup>。

しかし、昨今の国際安全保障環境の悪化は、情報（I）の軽視を許さない。「情報優勢」の時代に、我が国がインテリジェンス体制を抜本的に強化できるか否かは、国家の命運を明確に左右する。

<sup>29</sup> 戸部良一他（1984）．『失敗の本質 日本軍の組織論的研究』．ダイヤモンド社．

従来から存在する中朝同盟に加え、令和6年には露朝同盟が締結され、中露協商という状態が成立しているなど、我が国に対して非友好的かつ核戦力の開発、保有及び強化を進める中国、北朝鮮及びロシアが連携を深化させ、脅威が増大している<sup>30</sup>。

我が国にとり、21世紀における最大の外部環境の変化は、中国の台頭及び外洋への進出である。同盟国及び同志国との連携を通じて我が国の安全保障を確保するためには、国力発露の手段で欠落している情報（I）面の強化、即ち、国家の羅針盤たるインテリジェンスに関する国家機能を強化し、我が国の構造的課題を克服することが不可欠である。

インテリジェンス政策に関する政策提言の詳細は、我が党の提言『**国家安全保障とインテリジェンス構想【統括組織編】**』（令和8年3月）を参照ありたい。

同提言では、**【統括組織編】**として、統括組織について重点的に政策提言を行った。一方、個別組織及び活動については、我が党の安全保障調査会インテリジェンス分科会において、更なる検討を行い、令和8年夏頃に新たな提言を行うこととしている。

政府は、同提言及び同新たな提言を踏まえ、夏頃に有識者会議を設置した上で、『自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書』（令和7年10月）に基づき、「令和9年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設する」等のインテリジェンス関連施策を具現化すべく、政策的な検討を加速化すべきである。

---

<sup>30</sup> 日本維新の会 憲法改正調査会・安全保障調査会（2025年）．『21世紀の国防構想と憲法改正』．

## 第4部 防衛政策（M）

### 第1章 戦略概念の転換

#### 第1節 新しい戦略概念（新しい防衛力構想）

歴史上、「戦略概念の転換」（防衛力構想の転換）は、複数回生起してきた。戦略概念の転換とは、「戦場の所在」と「勝敗の決定要因」が移動する現象のことである。

例えば、第二次世界大戦期には、大艦巨砲主義から航空優位思想に転換した。当時の我が国の敗因の一つは、この防衛力構想の転換への適応に失敗したことにある<sup>31</sup>。

戦後の冷戦期は、航空優位思想から、核抑止へと防衛構想が転換した。要するに、航空機で制空権を取る構想から、核兵器による相互確証破壊（MAD: Mutually-Assured Destruction）に基づき、戦争そのものを抑止する構想へと変化した。

ソ連崩壊による冷戦終結後は、特に、1991年の湾岸戦争を契機として、精密打撃・ネットワーク中心戦へと変化した。この事象を一般的に、「軍事における革命」（RMA: Revolution in Military Affairs）とも称する<sup>32</sup>。

2000年代は、2001年の米国同時多発テロ事件を契機として、国家間戦争から対テロ戦争が主流となり、対反乱作戦（COIN: Counter-Insurgency Operations）やドローン作戦が台頭してきた。

2010年代は、宇宙・サイバー・電磁波領域の技術革新に伴い、戦場が、陸海空中心の物理空間から全領域へと拡大し、それらを統合した戦い方が主流となった。

そして、2020年代は、軍事における技術革新のスピードが加速度的に増大している。2022年のロシアによるウクライナ侵略以来継続している戦争では、外交、情報、軍事、経済及び心理（認知）を組み合わせた「ハイブリッド戦争」が多様化及び巧妙化した。

これらは、「戦争の重心」（Center of Gravity）の移動として捉えられ、火力 → 抑止 → 情報 → 社会 → 認知へと遷移していると言える。戦場も、陸海空から認知空間（人間の脳）へと拡張している。それに伴い、勝利というものに対する概念も変質してお

<sup>31</sup> 戸部良一他（1984）．『失敗の本質 日本軍の組織論的研究』．ダイヤモンド社．

<sup>32</sup> RMA は、技術革新や情報通信技術の発展により、軍事作戦や戦争のあり方、ドクトリン（軍事教義）に劇的な変化が生じること、またはその概念を指す。1991年の湾岸戦争における精密誘導兵器やネットワーク中心戦等がその代表例として知られている。

り、火力による単なる破壊ではなく、相手の判断を制することが焦点となり、単なる物理戦から意思決定戦へと遷移している。軍事における戦略目標は、部隊の殲滅ではなく、意思決定体系の不能化へと遷移したと言えるのである。

我が国の防衛力に関する防衛力構想は、「所要防衛力構想」から、「基盤的防衛力構想」、「多機能弾力的防衛力」、「動的防衛力」、「統合機動防衛力」、「多次元統合防衛力」へと進化し、拡充されてきた<sup>33</sup>。

「多次元統合防衛力」(Multi-Domain Defense Force) 構想とは、2018年(平成30年)の防衛計画の大綱(30大綱)で打ち出された防衛力構想である。要するに、伝統的な陸・海・空に加え、宇宙・サイバー・電磁波の新領域を統合し、平時から有事までシームレスに優勢を確保する防衛力を目指す構想である。

しかし、今や、単なる「陸・海・空・宇宙・サイバー・電磁波の統合」から更に時代は進化し、情報優勢・AI・無人化・自律分散・迅速な意思決定を中核とする戦略概念へと移行した。従来の多次元統合防衛力は領域を統合する防衛力であったが、現在は、領域を統合し上で、情報・AI・無人アセット等により物理層・情報層・認知層・政治層にわたる意思決定の多層回路を制し(Multi-Layer Integration)を連結させ、分散的に、粘り強く長期にわたり戦う防衛力が求められている。

**政府は、上記の「戦略概念の転換」を踏まえ、「多次元統合防衛力」を発展させた新たな防衛力構想を決定すべきである。**

この際に意識すべきは、「戦争の本質は不変だが、戦争の様相は変化する」(War has a constant nature, but an ever-changing character.)という点である<sup>34,35</sup>。戦略概念の転換は、戦争の様相が変化しているという意味である。

## 第2節 ハイブリッド戦争

「ハイブリッド戦争」とは、政治目的を達成するために、軍事的手段とそれ以外の非軍事的手段(政治、経済、外交、サイバー攻撃、プロパガンダを含む情報・心理戦、テロ、犯罪行為、移民及び難民の武器化、エネルギーの武器化、食料の武器化等

<sup>33</sup> 千々和泰明(2022年)、『戦後日本の安全保障—日米同盟、憲法9条からNSCまで』、中央公論新社。

<sup>34</sup> Gray, C. (2010). "War—Continuity in Change, and Change in Continuity." The US Army War College Quarterly: Parameters.

<sup>35</sup> クラウゼヴィッツは、『戦争論』において、戦争の本質について「War is thus an act of force to compel our enemy to do our will.」(戦争は相手に我が方の意思を強要するための力の行使である。)や「War is merely the continuation of policy by other means.」(戦争は他の手段をもってする政治の延長である。)と述べている。

を含む)を組み合わせた戦争手法であり、正規戦と非正規戦を組み合わせた戦争手法のことである<sup>36</sup>。古来より存在する手法だが、現代の特徴は、「非正規戦」の部分が飛躍的に拡大・深化していることにある。画一的定義は不可能とされている。

認知戦は、ハイブリッド戦争を構成する主要な手段の一つである。認知戦が成功すれば軍事力を使わずに政治目的を達成できるため、認知戦はハイブリッド戦争の主戦場になりつつあるとも言える。

ハイブリッド戦争が活発化し、軍事及び非軍事の複合的脅威に日常的に晒されることとなったロシアと隣接するポーランド、フィンランド及びバルト三国（エストニア・ラトビア・リトアニア）は、その対抗手段として、「トータル・ディフェンス」（総力防衛）を実行している。「トータル・ディフェンス」とは、平時から社会全体のレジリエンス（耐久力）を高め、侵略を抑止し、万一に侵略に対処する体制である。即ち、その本質は「**全社会統合レジリエンス**」（**Whole of Society Resilience**）である。「全社会統合レジリエンス」は、「情報化時代の総力戦体制」<sup>37</sup>とも言え、物理次元・情報次元・認知次元の3つの次元における三位（政府・軍・国民）一体の戦いとも言える。

ハイブリッド戦争の時代では、平時と戦時の境界線は消失し、常時戦時状態であると言われている。中国は、既に沖縄等で認知戦を展開しており、世論の分断工作を図っている<sup>38</sup>。

ハイブリッド戦争に対して十分に対応できる国家体制は、以下に述べる、いわゆる「国民安全保障国家」<sup>39</sup>と言える。

今世紀に入って急激に増加しているテロの脅威やサイバー攻撃によって、国家だけでなく市民社会も安全保障問題への関与を余儀なくされつつある。(中略) リスクと不確実性の霧に覆われた国家的危機に当たっての危機管理と安全保障に関しては、国民は否応なしに民間防衛の当事者とならざるをえない。(中略) 軍事的有事においても、それは職業軍人だけが戦う非常時ではありえない。有事とは軍事、非軍事を問わず、国民一人一人が当事者として参画せざるをえない非常事態のことである。

<sup>36</sup> 廣瀬陽子（2021年）．『ハイブリッド戦争 ロシアの新しい国家戦略』．講談社．

<sup>37</sup> 高橋杉雄（2023年）．『クライナ戦争はなぜ終わらないのか デジタル時代の総力戦』．文藝春秋．

<sup>38</sup> 日本経済新聞（2024年）．『[「沖縄独立」煽る偽投稿拡散 背後に約200の中国工作アカウント](#)』．

<sup>39</sup> 船橋洋一（2022年）．『国民安全保障国家論 世界は自ら助くる者を助く』．文藝春秋．

国を守る、と言っても、サイバー攻撃と「影響工作」と「認知戦」とディスインプォメーションの時代、国民のデータも SNS 空間も政治体制も防衛の対象とせざるを得ない。それには、「政府一丸 (the whole of government)」に止まらず、「社会一丸 (the whole of society)」で臨まなければならない。(中略) 一国の安全保障は、国民自らが当事者意識を持たないと守れない。国民が社会と政治的過程により深く参画し、自らを守り、国を守る、そのような「国の形」が求められる時代となったのだ。

政府は、「戦略概念の転換」にあたり、①戦場が社会全体及び生物個体としての人間の脳内へと拡張したこと、②平時と戦時の明確な境界線が消失したことを前提におくべきである。

### 第3節 アルゴリズム戦争

米国及びイスラエルの対イラン軍事行動 (2026 年) は、我が国に対し、「戦略概念の転換」への適応が急務であり、一刻の猶予も許されないことを明らかにした。

米国及びイスラエルが示したのは、センサー及び AI 等で敵を発見し、インテリジェンスで特定し、AI 支援による精密兵器で刈り取り、敵の意思決定回路そのものを麻痺させるという戦い方である。これは、単なる「精密打撃」の延長ではない。これは、従来の「火力」中心の戦争から、「センサー・AI・ネットワーク・精密打撃・認知操作」を統合した戦争への移行を意味する。言い換えれば、国家の「身体」ではなく、「神経系」を攻撃する戦争への移行である。即ち、「物量戦」から「アルゴリズム戦」へと、情報そのものが主戦場となったことを意味しており、「人間が戦う」のではなく、「アルゴリズムが戦況を理解し、人間は承認する」という構造が現れたのだ。「航空優勢」に加え、「情報優勢」の確保が決定的な意味を持つ時代に移行したと言える。

したがって、重要な個別兵器に加え、統合されたシステム体系こそが国家の命運を決める鍵となる。伝統的な制海権及び制空権の掌握だけでは不十分であり、情報、電磁波、通信、宇宙、認知領域及び意思決定等を制する力が勝敗を決するのである<sup>40</sup>。

**「情報優勢」の時代に、我が国がインテリジェンス体制を抜本的に強化できるか否かは、国家の命運を明確に左右する。**インテリジェンスが軍事部門の打撃 (砲撃及び爆撃等) の補助機能と認識された時代から、打撃がインテリジェンスの最終出力とも

<sup>40</sup> 中国は「制脳権」と呼称している。

言える時代へと転換した。また、AIの活用は、意思決定速度を等比級数的に加速化し、「意思決定の優越」を確立するために不可欠である。

政府は、「戦略概念の転換」にあたり、①インテリジェンスの役割が戦闘支援から戦略主導へと遷移したこと、②AIによる意思決定速度の優越が国家の命運を左右することを前提におくべきである。

## 第4節 スタンド・オフ防衛能力の強化

### (1) 長距離・高威力打撃力の整備

INF全廃条約の輓と無関係に軍拡を進めてきた中国は、中距離ミサイル分野において米国を凌駕する戦力を保持している。この状況は、極東における戦略的安定性に悪影響を及ぼす。また、中国はICBMサイロを大規模増設し、ミサイル発射基盤の抗堪性を向上させるなど、ミサイル防衛機能を大幅に強化しつつある。

このような観点から、米国との連携の下、我が国独自の反撃能力による抑止力の強化が喫緊の課題である。具体的には、政府は、**ロケット技術を活用した長距離かつ高威力のスタンド・オフ防衛能力を強化すべき**である。同能力により、相手領域の奥深くにある堅牢な重要施設又は地下施設に対して有効な打撃力を発揮することが可能となる。

そのために、政府は、**再突入時の耐熱技術、高貫徹・高威力弾頭技術、空力制御技術、全天候型ロケット技術及び移動発射装置等の研究開発及び実用化を図るべき**である。

### (2) キルチェーンにおける一連の能力強化

政府は、反撃能力の強化に際し、単なる長射程ミサイルの保有に留まらず、目標の発見及び特性把握（ターゲティング）を行ない、遠距離での打撃を遂行し、攻撃効果を確認するまでのキルチェーンにおける全工程の能力の向上を図るべきである。

一般的に「F2T2EA」で表されるキルチェーンは、Find（発見）→Fix（識別・位置特定）→Track（追尾）→Target（目標選定・攻撃判断）→Engage（攻撃）→Assess（効果確認）という流れで行われる<sup>41</sup>。

したがって、各工程では、例えば、以下のような能力構築が必要である。

---

<sup>41</sup> US Joint Publication 3-60 — Joint Targeting (28 September 2018)

- ① Find（発見）：情報収集衛星、衛星コンステレーション、長時間滞空型無人機等
- ② Fix（識別・位置特定）：AI 画像解析等
- ③ Track（追尾）：衛星、無人機、警戒管制機等
- ④ Target（目標選定・攻撃判断）：指揮統制（C2）、AI 支援意思決定等
- ⑤ Engage（攻撃）：12 式地对艦誘導弾能力向上型、トマホーク、極超音速兵器等
- ⑥ Assess(効果確認)：衛星、無人機等

反撃能力は⑤の Engage 部分だけではなく、これらキルチェーンの各要素における能力が全て連関して初めて成立するものである。しかし、我が国のスタンドオフ防衛能力は、キルチェーン上の各要素に依然として課題が残る。したがって、スタンドオフ防衛能力向上のためには、全工程の能力向上が必要なのである。

### **(3) コラテラルダメージ・アセスメント・コースの創設**

コラテラルダメージ・アセスメント・コース（Collateral Damage Assessment Course）とは、攻撃目標を打撃した際に、どの程度の付随的被害（コラテラルダメージ）が生じるかを事前に評価し、その被害を軍事的必要性と均衡させるための教育訓練課程である。具体的には、ターゲティングと国際人道法を結び付ける専門教育課程であり、キルチェーンのターゲティング段階におけるコラテラルダメージ分析能力を養成するためのコースである。

米軍や NATO 諸国では、反撃能力を持つ長射程ミサイルの運用や、ターゲティング業務に従事する将校に対して実施されている。国際法上許容できる範囲での攻撃（Counter-force）に収めるための能力を向上するものであり、反撃能力の適切な運用の観点から重要である。

**政府は、自衛官の教育訓練課程にコラテラルダメージ・アセスメント・コースを設け、反撃能力の全般的な向上を図るべき**である。

## **第5節 ドローン時代の統合防空ミサイル防衛能力**

極超音速滑空兵器（HGV: Hypersonic Glide Vehicle）など多様化・複雑化・高度化する経空脅威に対して、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限するためには、2004 年より整備してきた既存の「弾道ミサイル防衛」（BMD: Ballistic Missile Defense）では完全には対応できなくなった。

したがって、弾道ミサイル防衛のための装備品に加え、従来、陸海空自衛隊で個別に運用してきた防空関連装備品を一体的に運用する体制を確立することが必要となった。

「統合防空ミサイル防衛」(IAMD: Integrated Air and Missile Defense) は、飛来する敵ミサイル等について、「F2T2EA」で表されるキルチェーンに対して統合的に対処する考え方である<sup>42</sup>。我が国では、航空自衛隊の防空指揮管制システムである「自動警戒管制システム」(JADGE: Japan Aerospace Defense Ground Environment) を中心として運用がなされている。

極超音速兵器や飽和攻撃の時代には、迎撃ミサイルだけでは対処不可能であるため、宇宙・空・海・陸のセンサー及び装備等を統合することが不可欠である。したがって、従来の「迎撃中心」から「センサー・AI・宇宙を統合した情報優勢型防衛」への転換を図る概念が IAMD である。

IAMD は多層防衛 (Layered Defense) が基本であり、第 1 層 (ブースト段階/発射直後) → 第 2 層 (ミッドコース段階/宇宙空間飛翔中) → 第 3 層 (終末段階/着弾直前) → 第 4 層 (被害局限/迎撃失敗時) といった各段階で対処方法は異なる。

迎撃手段も各層で異なり、一般的に以下のような手段が挙げられる。

- 第一層：無人機、戦闘機等
- 第二層：艦船発射型弾道弾迎撃ミサイル (SM-3) 等の海上配備型ミッドコース防衛システム (SMD: Sea-based Midcourse Defense System)、地上配備型ミッドコース防衛 (GMD: Ground-based Midcourse Defense) 等
- 第三層：地对空誘導弾ペトリオット (PAC-3)、終末高高度防衛ミサイル (THAAD)、艦対空ミサイル・弾道弾迎撃ミサイル (SM-6) 等
- 第四層：シェルター、重要施設防護等

安価なドローンによる飽和攻撃時代の IAMD は、「高価な迎撃ミサイルで全部撃ち落とす体系」ではなく、「安価な目標には安価な手段、高価・高速な目標には高性能迎撃を割り当てる体系」として、費用対効果を最適化して処理する体系を構築すべきである。したがって、IAMD の中心課題は、「撃墜率」に加え、AI による指揮統制速度向上、迎撃コスト、弾薬持続性、分散抗堪性が必要となる<sup>43</sup>。

---

<sup>42</sup> 統合防空ミサイル防衛 (IAMD) と反撃能力は、センサー・情報・指揮統制等を共有する統合キルチェーンの、防御側と攻撃側の発現形態である。即ち、同じキルチェーンを、防御側から使うか、攻撃側から使うかの違いである。

<sup>43</sup> CSIS (2025) . “[Drone Saturation—Russia’s Shahed Campaign.](#)”

このように、ドローン飽和攻撃時代の IAMD では、「高性能迎撃ミサイル中心」から「安価・大量・分散・自動化された多層防衛」への転換が急務である。

政府は、敵の攻撃コストと当方の迎撃コストとの「費用交換比」(cost-exchange ratio) 及び弾薬備蓄量 (magazine depth)、即ち全体的な「弾薬経済性」で優位に立つべく、IAMD の費用交換比を意識した必要な施策を講じ、「費用対効果型 IAMD」の体系を早急に構築し、「費用対効果型消耗戦」(cost-effective attrition warfare) を乗り切る国家体制を整備すべきである。高価な迎撃ミサイルへの依存を低減し、安価なアセットで長期間にわたり戦闘の継続が可能な体制を整備することが喫緊の課題である。

費用対効果型 IAMD の体系では、低コスト・高頻度迎撃手段の保有が重要である。したがって、政府は、レーザー兵器及び高出力マイクロ波兵器 (HPM) といったエネルギー兵器や、迎撃ドローン (UAV) 等の研究開発及び実用化を促進すべきである。

## 第6節 人工知能 (AI)

戦争の本質に内在するものとして、戦場の霧 (Fog) と摩擦 (Friction) の2つが存在する<sup>44</sup>。基本的にこれらの克服は困難であり、この二重苦の存在こそが実際の戦争と机上の戦争 (訓練) の違いであると言われてきた。しかし、AI の登場により、戦場における「不確実性の霧」が薄れ、戦場が可視化されるようになった。

また、AI の登場は、戦場について、人間の処理可能量を超える大量のデータの処理を可能とした。これにより、相手の行動パターンを予測することが可能となったことに加え、我が方の戦力配分及び攻撃パターンの最適化を迅速に行うことを可能とした。即

---

<sup>44</sup> 実際の戦争では、そもそも敵の能力で未知なる部分が存在することに加え、意思を持つ生ける敵との相互作用によって絶えず多くの偶然性が介入してくるため、あらゆる情報や予測が不確実である。即ち、戦争では、正確な状況認識 (Situational Awareness) が困難になり、事態対処における不確実性が増加する。このような状況を戦場の「霧」と呼ぶ。クラウゼヴィッツは『戦争論』の中で以下のように述べている。

- 「戦争とはそもそも不確定なものであるし、戦争における行動の基礎となる諸事象のうち四分の三は、多かれ少なかれ**不確実な霧の中**に包まれているといっても過言ではないからである。したがって戦争には緻密で透徹した理性の力が要求され、その判断によって事態の真相が解明される必要があるのである。(中略)あらゆる情報や予想が不確実であり、これらに絶えず偶然が混じり込んでくる結果、戦争当事者は常に事態が当初の期待とは異なったものになって行くのを見出すだろう。理性の力が要求され、その判断によって事態の真相が解明される必要があるのである。」
- 「戦争においてはすべての事実が極めて不確実であるということも、戦争にとって独特の困難さの一つである。ここではすべての行動が、かなり輪郭のかすんだ薄明 (Twilight) の境で行われねばならない。それはちょうど、霧 (Fog) のなかや月明かり (Moonlight) のなかで物を見るようなものである。このように確実性に乏しく完全な洞察をなし得ない事柄は、才能によって推察されるか、偶然的幸運に委ねられねばならない。つまり客観的知識の不足を補うためには、才能か偶然的幸福に頼らざるを得ないということもある、ということである。」

ち、AI は、戦場における迅速な意思決定を可能としたのであり、「意思決定の優越」が国家の命運を決める時代となった。

**政府は、アルゴリズム戦争の教訓を踏まえ、AI を活用した指揮統制支援システム等の AI 装備体系を早急に確立すべきである。**

また、ハイブリッド戦争の教訓を踏まえ、認知戦の状況を可視化するため、AI を活用した認知戦指揮統制支援システム等の AI 装備体系を導入すべきである。

更に、今後は、防衛分野におけるフィジカル AI 及び自律的兵器体系の拡大が予想される。その場合、「情報優勢」及び「意思決定の優越」を争うという現在の状況が、自律的な行動速度を争う時代へと移行することが考えられる。**政府は、現在の状況への適応のみならず、防衛分野におけるフィジカル AI の拡大に適応できる体制を構築すべきである。**そのためには、**政府は、AI 及びロボティクスの領域に対して大胆な投資を行うべきである。**

同時に、防衛分野における AI の拡大について、新たな国際ルールの必要性も求められることから、**政府は、防衛分野における AI 活用について、早期の国際ガイドライン作成を主導すべきである。**

## 第7節 無人アセット（ドローン）

2022 年から継続するロシアのウクライナ侵略で明らかとなったのは、「高価な兵器を少数保有する時代」から「安価な無人機を大量消耗する時代」へと転換したことである。このドローン時代の到来は、単なる「ドローンの性能向上」ではなく、戦争の様相そのものを変える無人化・自律化・量産化の潮流の一環として位置付けられる。

時代は、「費用対効果型消耗戦」（cost-effective attrition warfare）を乗り切る国家体制を構築できるか否かが焦点となり、それは、前述のドローン時代の統合防空ミサイル防衛能力に繋がる。

ドローンは、陸・海・空・水中の領域を問わず、必要となっている。**政府は、UGV・USV・UAV・UUV といった無人アセットを積極的に導入し、有人アセットとの組み合わせについて最適な「有人・無人のポートフォリオ」を見出さねばならない。**しかし、その先にあるのは、前述のフィジカル AI をはじめとする AI による自動化である。

前述のとおり、**政府は、現在の状況への適応のみならず、防衛分野におけるフィジカル AI の拡大に適応できる体制を構築すべきである。**そのためには、**政府は、AI 及びロボティクスの領域に対して大胆な投資を行うべきである。**

また、無人アセット等に活用される最先端技術の調達については、サプライチェーンリスク、サイバーセキュリティ及び防諜の観点から選別することが重要である。したがって、**政府は、無人アセットの導入については、防衛装備品及び防衛装備品以外の分野において、国内産業基盤を強化し、国産及び同盟国の製品を導入することを定めるべき**である。

## 第8節 宇宙・サイバー・電磁波

### (1) 宇宙

航空自衛隊が航空宇宙自衛隊に再編されることは、宇宙領域が国防の要の領域として明確に認識されていることの証左である。

特に、宇宙は独立した戦場ではなく、陸・海・空・サイバー・電磁波を結合する神経系統として機能している。したがって、「宇宙優勢」(Space Superiority)、即ち宇宙を利用して情報優勢を獲得することが重視される時代である。

そのような中、各国は、早期警戒衛星、通信衛星、気象衛星、測位衛星及び偵察衛星等の質及び量の増強に取り組んでいる。特に、中国の取組みは顕著であり、その運用機数は12年間(2012年～2024年)で6倍に増加した。

また、宇宙空間の安定的利用に対する脅威(他国の衛星を妨害・無力化する動き)として、地上からの対衛星兵器(ASAT: Anti-Satellite Weapon)、レーザー兵器による妨害、ジャミング兵器による妨害、人工衛星を活用した人工衛星に対する接近・近傍活動(RPO: Rendezvous and Proximity Operations)等が出現している。その動きは、特に、中国及びロシアにおいて認められる。

宇宙優勢は、統合作戦成功の前提条件であり<sup>45</sup>、現代の紛争は宇宙に依存したキルチェーンの破壊から始まるとも言える<sup>46</sup>。したがって、政府は、宇宙が我が国国民生活の基盤そのものであると同時に、軍事作戦上の基盤そのものであることに鑑み、**宇宙領域の防衛に関する取組みを大幅に強化すべき**である。

具体的には、単に宇宙空間における物体の位置及び軌道等を把握する「宇宙状況把握」(SSA: Space Situational Awareness)に加え、それらを運用する各国の意思や能力を把握する「宇宙領域把握」(SDA: Space Domain Awareness)、相手の妨害及び攻撃並びに事故又は故障に関わらず我が国の宇宙システムが提供する軍事機能を継

<sup>45</sup> US Space Force (2025). "[SPACE WARFIGHTING A Framework for Planners.](#)"

<sup>46</sup> US Department of War (2019). "[Shanahan: Next Big War May Be Won or Lost in Space.](#)"

**続できるための「機能保証」(Mission Assurance)に資する能力を向上し、「宇宙優勢」を獲得せねばならない。**

更に、宇宙領域が前述の「F2T2EA」で表されるキルチェーンを駆動させる要であることに鑑み、「F2T2EA」のサイクルを充実化させるため、**政府は、現在の我が国の衛星通信網において機能的及び量的に不足している種類の人工衛星（光学衛星、SAR衛星、衛星通信（SATCOM: Satellite Communications）、準天頂衛星、早期警戒衛星等）の増強について、衛星コンステレーションのアーキテクチャを含め、早急に実施すべきである。**

また、宇宙領域は、後述のサイバー領域及び電磁波領域と同様、攻守一体化した領域である。したがって、**政府は、宇宙領域において相手方の指揮統制及び情報通信等を妨げる能力を強化する等、宇宙領域の能動的防御を実施する体制を確立すべきである。**

## (2) サイバー

「情報優勢」の現在、サイバー能力の充実は、防衛領域の攻守両方において必須である。我が国は、2025年に成立したサイバー対処能力強化法等により、重大なサイバー攻撃を未然に防ぐ「能動的サイバー防御」(ACD: Active Cyber Defense)を導入した。ACDの能力向上及び実効性担保は重要である。しかし、同法が定めたACDの制度設計は、本質的に、警察権の延長による「警察・治安モデル」であり、「軍事サイバー作戦モデル」とは異なる。

有事の反撃を想定した「軍事サイバー作戦」では、自衛隊は事態認定後に防衛出動を命じられて、国外での無害化措置が可能となる。サイバー作戦では、無害化の前段として、相手のITシステムへの「偵察」や「無害化ツールのデリバリ」に一定の時間がかかるため、事態認定後直ちに無害化措置ができるわけではない。これをカバーするのは、平時のサイバー空間における偵察権限の付与及び平時又はグレーゾーンの「能動的サイバー防御」であるが、現行の法律では、国外でアクセス・無害化措置を自衛隊が実施する場合の条件が厳格すぎて、自衛隊が有事に向けてのシームレスな安全保障上の対応ができないおそれがある。

自衛隊法第81条の3では、内閣総理大臣が「本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為と認められるものが行われた場合において」、自衛隊が対処を行う特別の必要があると認める場合にのみ、自衛隊の部隊にアクセス・無害化措置を取るべき旨を命ずることができる、とされている。

自衛隊の出動要件として、自衛隊法第 81 条の 3 第 1 項で、①特定重大支障（国家及び国民の安全を著しく損なう事態が生ずる）が生ずるおそれ大きいと認めること（特定支障の認定）、②特定重大支障の発生を防止するために自衛隊が有する特別の技術又は情報が必要不可欠であること（不可欠性）、③国家公安委員会からの要請又はその同意があること、の 3 要件が付されている。

このうち、③の「国家公安委員会からの要請またはその同意」は、自衛隊法の防衛出動や治安出動などの自衛隊の行動を定める法規に過去掲載されたことがなく、サイバー攻撃に迅速に対応する必要があるグレーゾーン事態において、対応の足かせとなる可能性がある。

「国家公安委員会」は、政治からの独立性のある国家行政組織法第 3 条に基づく三条委員会である。本要件は、独立機関の監視の観点から新設される三条委員会である「サイバー通信情報監理委員会」の承認手続き、と重複しており、シビリアンコントロールの観点からは、「サイバー情報通信管理委員会」の承認で十分と考えられる。

また、自衛隊法第 81 条の 3 の「本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為と認められるものが行われた場合」の部分を取り除き、自衛隊の能動的サイバー防御能力が遺憾無く発揮される体制を整備すべきである。

さらに、現在のサイバー対処能力強化法で規定がなされていない、平時における相手のネットワークに対する偵察活動についても、別途自衛隊法において権限を規定する必要がある。

以上のような観点から、**政府は、サイバー対処能力強化法を改正し、自衛隊の能動的サイバー防御能力が遺憾無く発揮される体制を整備すべき**である。

また、「情報優勢」の時代においてサイバー能力の重要性が飛躍的に増加していることに鑑み、**政府は、自衛隊サイバー防衛隊司令の階級を引き上げ、「将」とすることを検討すべき**である。

更に、官民間問わず、サイバー人材のニーズが劇的に増大していることに鑑み、国家のサイバー対処能力を向上するためには、サイバー人材の給与等の処遇を圧倒的に引き上げ、民間並みとすることが最低条件である。**政府は、サイバー人材の給与体系を大幅に見直し、通常为国家公務員とは異なる処遇体系を整備すべき**である。

### (3) 電磁波

多くの装備品が独自のネットワークに接続される「IoT」(Internet of Things)の時代、相手方のネットワーク切断、我が方のネットワーク切断防御は、戦闘の成否に直結する。前述のとおり、時代は、「センサー・AI・ネットワーク・精密打撃・認知操作」を統合した戦争へと移行し、国家の「身体」ではなく「神経系」を攻撃する戦争への移行している。電磁波は、その神経接続の役目を担っている。

電磁波領域での戦いは、電子攻撃(EA: Electric Attack)、電子防護(EP: Electric Protection)及び電子戦支援(ES: Electric Support)の3本柱で成立している。電子攻撃は、相手の通信機器及びレーダーに対して強力な電波又は欺瞞電波を発射し、通信能力等を低減又は無力化する(例:高出力レーザー及び高出力マイクロ波等の指向性エネルギー兵器)。電子防護は、装備品のステルス化、周波数変更、出力増加等により、相手から我が方に対する電子攻撃を低減又は無力化する(例:F-35Bの電子防護能力等)。電子戦支援は、相手の使用する電磁波に関する情報を平素から収集及び分析することで、有事の電子攻撃及び電子防護を行う基盤となる。

**政府は、電子攻撃、電子防護及び電子戦支援にわたる電波領域の総合的な能力強化を図るべきである。具体的には、ネットワーク電子戦システム、スタンド・オフ電子戦機、電波情報収集機、電磁波管理システム及び指向性エネルギー兵器の研究開発に大胆な投資を行うべきである。**

また、電磁波管理について、**民生用と軍事用の周波数利用を整理し、有事の際に柔軟かつ迅速に自衛隊が電波を活用できる体制を確立すべきである。**

## 第2章 海洋戦略の転換

### 第1節 原子力潜水艦の導入

#### (1) 次世代の動力としての原子力

『自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書』（令和7年10月）は、「わが国の抑止力の大幅な強化を行うため、スタンド・オフ防衛能力の整備を加速化する観点から、（中略）長射程のミサイルを搭載し長距離・長期間の移動や潜航を可能とする次世代の動力を活用した VLS 搭載潜水艦の保有にかかる政策を推進する。」と定めた。

「垂直発射システム」（VLS: Vertical Launch System）を搭載した大型の潜水艦の機動力・残存能力を確保し、長射程のミサイルを搭載、これらのシステムを運用する大電力を供給し、長距離・長期間の移動や潜航を可能とする次世代の動力は、「原子力」以外に存在しない。また、「原子力」以外に、我が国の海上自衛隊の機動力等の能力を革新する「次世代の動力」は存在しない。

したがって、**政府は、早急に原子力潜水艦を導入すべきである。そのため、次世代の動力としての「原子力推進」（Nuclear Propulsion）の研究開発に対して必要な投資を行い推進すると同時に、原子力潜水艦の具体的な配備計画の企画及び立案に、直ちに着手すべきである。その際、必要に応じて、原子力基本法を改正する。**

政府は、原子力潜水艦の導入にあたり解決すべき課題への対応策の企画及び立案についても、早急に着手すべきである。

また、我が国の「次世代潜水艦隊」について、動力源に関するポートフォリオ（通常動力潜水艦と原子力潜水艦の組み合わせ等）をゼロベースで検討すべきである。

#### (2) その他の次世代の動力（通常動力<sup>47</sup>）

これまでの潜水艦の動力は、ディーゼルエンジン＋蓄電池の組み合わせで発展してきた。なぜなら、大量の酸素を必要とするディーゼルエンジンは水中で駆動できず、潜航中は蓄電池でしか航行できないからである。そのため、水上航行時やシュノーケル航行時（潜望鏡深度付近）にのみディーゼルを回して推進しつつ、蓄電池の充電を実施する必要がある。即ち、通常動力潜水艦（SS）の弱点は、蓄電池の容量がなくなると、露頂（潜望鏡等、船体の一部を水面上に出す状態）し、シュノーケル航走を実施しなければならないことである。これにより、敵に発見される危険が増大する。

<sup>47</sup> 推進力としての「原子力」の対立概念として「通常動力」と呼称される。

潜水艦の動力の歴史における「ディーゼルエンジン+蓄電池」の具体的な組合せは、「ディーゼル+鉛蓄電池」→「ディーゼル+鉛蓄電池+AIP（補助機関）」<sup>48</sup>→「ディーゼル+リチウムイオン電池」<sup>49</sup>と発展してきた。

ディーゼルエンジンと蓄電池の組み合わせは、「水中では酸素がないためディーゼルを使えない」という潜水艦固有の制約から生まれた必然的なシステムである。したがって、原子力潜水艦が究極的に解決しようとしている問題は、まさにこの「蓄電池の残量を気にせず長期間潜航したい」という課題である。

潜水艦動力の進化は、「より長く潜る」競争から、「より長く、より静かに、より高速で潜る」競争へ移行している。海上自衛隊が AIP を捨ててリチウムイオン電池を選択したのも、「潜航日数」だけでなく、「高速機動性」や「作戦柔軟性」をも重視した結果である。

現在、各国で研究開発がなされている次世代の通常動力は、燃料電池、水素エネルギー、全個体電池等が挙げられる。これらのはいずれも、「原子力に準じる潜航時間・静粛性・機動力を、通常動力でどこまで実現できるか」（原子力潜水艦に近づけるか否か）が技術的な焦点であり、究極的には原子力には遠く及ばない。

## 第2節 戦略環境の変化と原子力潜水艦

我が国が原子力潜水艦を導入すべき理由は、単一の出来事ではなく、複数の戦略環境の変化（内部環境及び外部環境の変化）に起因する。具体的には、以下の5つのトリガーが存在する。

- (1)内部環境の変化：①VLS 搭載潜水艦の保有
- (2)外部環境の変化：②中国海軍の太平洋進出常態化と太平洋防衛への責任拡大
- ③北朝鮮の原子力潜水艦建造
- ④豪州の原子力潜水艦導入（AUKUS Pillar I）
- ⑤韓国の原子力潜水艦導入（韓国 SSN 構想）

---

<sup>48</sup> AIP は、「概念・システム」の名称であり、その「実現方式」（技術の一類型）としてスターリング機関がある。スターリング機関（旧海自そうりゅう型前半）が代表する AIP は、空気を取り込まずに発電するシステム（外気を取り入れずに潜水艦を長時間潜航させるための技術体系）であり、数週間程度浮上せずに潜航可能となったが、あくまで補助機関であり、動力の主体は「ディーゼル+鉛蓄電池」である。

<sup>49</sup> 大容量のリチウムイオン電池により、充電速度向上、潜航時間延長、高速潜航時間延長が可能となった。

## (1) 内部環境の変化

### ①VLS 搭載潜水艦の保有

VLS 搭載潜水艦とは、船体上部に垂直ミサイル発射筒を装備した潜水艦である。魚雷発射管からの水平発射に比べ、多数のミサイルを短時間で連続発射できる特徴を有する。要するに、VLS は、潜水艦を魚雷艇からミサイル母艦へ変える技術である。米国、中国、ロシア、韓国等が既に保有している。

VLS 搭載潜水艦は、発射システムを船体に組み込む必要があるため、従来の潜水艦よりも全長が長く大型化する。特に、当該 VLS の全長が耐圧船殻の直径を超える場合は所謂タートルバック（こぶ型）と呼称される艦型となり、機動性が大きく損なわれる。したがって、通常動力だと速力が落ちることに加え、VLS の駆動電力の供給拡大が問題となる。また、VLS 搭載潜水艦がミサイル等の発射を行った際、敵に当該潜水艦の存在が探知される可能性は極めて高い。したがって、VLS 搭載潜水艦は、その生存のため、発射後は速やかにその場から高速で離脱する必要があるが、通常動力であればその機動力は極めて限定的である。

VLS の真の価値は、単にミサイルを発射できることや、ミサイル発射数ではなく、「どこから撃つか分からない」ことにある。したがって、**VLS 搭載潜水艦を保有することを決定した我が国は、真に VLS 搭載潜水艦の能力を開花させるためには、原子力潜水艦のみが選択肢となる。**

## (2) 外部環境の変化

### ②中国海軍の太平洋進出常態化と太平洋防衛への責任拡大

中国は、第一列島線を越えて、台湾東方海域、第一列島線と第二列島線に囲まれたフィリピン海、第二列島線以東の太平洋へと恒常的に進出している。特に中国海軍は、空母打撃群、戦略原子力潜水艦（SSBN）、攻撃型原子力潜水艦（SSN）を太平洋に展開し始めており、その態様はもはや散発的な示威ではなく、作戦パターンとして常態化しつつある。我が国の通常動力潜水艦（たいげい型・そうりゅう型）は世界最高水準の技術だが、潜航時間・速力・航続距離では、SSN に劣ることは論を俟たない。

冷戦期の我が国潜水艦は、「ソ連艦隊を 3 海峡（宗谷・津軽・対馬海峡）で待ち伏せする戦力」であった。しかし、現在の我が国潜水艦は、「東シナ海、南西諸島及び台湾海峡にわたる第一列島線周辺における中国海軍の動向への抑止及び対処」から、「中国

海軍をフィリピン海から第二列島線を越えた西太平洋全域で追跡し抑止する戦力」へのシフトが求められている。特に、太平洋に位置する第二列島線近傍の南鳥島、父島及び硫黄島等の小笠原諸島は、我が国のかけがえのない領土である。即ち、太平洋は日本の海である。その海を守る力が求められているのだ。

我が国の防衛範囲は、第一列島線から第二列島線を越えて、西太平洋全域へと拡大せざるを得ない。したがって、我が国の潜水艦隊は、「第一列島線（日本海～東シナ海）防衛のための潜水艦」から、「西太平洋全域を守るための潜水艦」への発想転換が必要となり、「近海防衛」から「外洋拒否」への戦略上の転換を図らねばならない。そのためには、原子力潜水艦のみが選択肢となる。

これは、単なる戦術装備の導入ではなく、実質的には、海洋国家たる我が国の海洋戦略そのものの転換を意味する。

図：第一列島線と第二列島線



### ③北朝鮮の原子力潜水艦建造

北朝鮮は、2021年の朝鮮労働党第8回大会で、原子力潜水艦の保有を「国防発展5ヶ年計画」の重点事業として掲げて以来、原子力潜水艦の建造を進めている。

北朝鮮が原子力潜水艦の保有を進める最たる理由は、核戦略において生存性の高い「第二撃能力」として潜水艦発射型弾道ミサイル（SLBM）搭載潜水艦を獲得することであると考えられる。

前述のとおり、2022年以降のロシアのウクライナ侵略に際し、ロシア及び北朝鮮は「**口朝戦略的パートナーシップ条約**」(2024年締結)<sup>50</sup>によって、相互防衛義務を有する軍事同盟となった。その後、北朝鮮は軍を派遣し、同戦争に参戦している。この露朝軍事協力拡大を受け、ロシアの北朝鮮に対する原子力潜水艦技術の供与が疑われている<sup>51</sup>。

**北朝鮮の原子力潜水艦保有の我が国防衛戦略に対する影響は、従来の「固定目標中心の対北抑止」から「移動する海中核戦力への対処」に変質することである。即ち、日本の防衛重点を従来の「ミサイル防衛」から「ミサイル防衛+対潜水艦戦による海中抑止」へ拡張することを余儀なくさせる。**

#### ④豪州の原子力潜水艦導入 (AUKUS Pillar I)

豪英米3ヶ国の安全保障パートナーシップ「**AUKUS**」**Pillar 1** (第一の柱)<sup>52</sup>は、豪州に攻撃型原子力潜水艦 (SSN) の能力を付与することを目的とする枠組みである。海洋におけるサイバー、AI、量子技術及び海中能力等の先進能力に関する技術協力に関する Pillar 2 (第二の柱) と異なり、Pillar 1 は具体的な戦力整備計画であり、豪英米3ヶ国の軍事技術同盟である。

豪州は AUKUS Pillar 1 の取組みを通じ、第一段階 (2020年代後半) として米英原子力潜水艦の豪州へのローテーション配備を行い、第二段階 (2030年代前半) として米国製ヴァージニア級原子力潜水艦 (中古又は新造) を3~5隻購入し、迅速に原子力潜水艦隊を構築する予定であり、第三段階として次世代原子力潜水艦 (SSN-AUKUS 級) を英豪で共同開発する計画である。

---

<sup>50</sup> 「口朝戦略的パートナーシップ条約」は、「双方のうち、一方が個別的な国家、または複数の国家から武力侵攻を受けて戦争状態に瀕する場合、他方は国連憲章第51条と朝鮮民主主義人民共和国とロシア連邦の法に準じて遅滞なく自国が保有している全ての手段で軍事のおよびその他の援助を提供する。」と定めている。

(英訳: In case any one of the two sides is put in a state of war by an armed invasion from an individual state or several states, the other side shall provide military and other assistance with all means in its possession without delay in accordance with Article 51 of the UN Charter and the laws of the DPRK and the Russian Federation.)

<sup>51</sup> CSIS (2025) . “[North Korea Announces Nuclear-Powered Submarine Development.](#)”

<sup>52</sup> 豪英米3ヶ国は、インド太平洋地域の外交、安全保障及び防衛協力を深化するため、3ヶ国間安全保障パートナーシップ「**AUKUS** (オーカス)」を設立 (2021年9月)。AUKUSの取組は、①豪州の通常兵器搭載原子力潜水艦取得への支援 (Pillar I)、②先進能力に関する技術協力 (Pillar II) の2つ。②は、サイバー、人工知能 (AI)、量子技術及び海中能力等の技術領域を対象としている。2024年9月のAUKUS共同声明は、日本が「Pillar II」に参画し、海洋無人機システムの分野の協力を行うことを発表。

豪州が原子力潜水艦導入を決定した本質的理由は、豪州の防衛線が豪州近海から西太平洋へ前進したことにある。中国海軍の急速な外洋進出に対し、通常動力潜水艦では十分な作戦持続性を確保できないからである。

したがって、AUKUS Pillar 1 の本質は、単なる戦力整備計画ではなく、「豪州を地域防衛国家からインド太平洋の海洋安全保障供給国へ変える計画」とも言え、**豪州の海洋戦略の転換の証左**である。

我が国の準同盟国たる豪州の海洋戦略の転換と、それに伴う戦力整備計画としての原子力潜水艦導入は、「西太平洋全域の防衛を考えた場合、本当に通常動力潜水艦だけで対応可能なのか」という問いを我が国に突き付けている。

前述のとおり、21世紀は、米国に加え、地域の準同盟国たるフィリピンと豪州との防衛協力を深化させる必要がある。それは、第一列島線以東の西太平洋地域においても同様である。**我が国が通常動力潜水艦のみを保有する場合、フィリピン海等を中心とする西太平洋地域において、原子力潜水艦を有する豪州と水中作戦能力に大差が生じることは不可避**である。

豪州の原子力潜水艦導入の我が国に対する影響の核心は、「我が国は、依然として防衛線を第一列島線内に限定するのか、それともフィリピン海・第二列島線以東まで含めた太平洋防衛を担うのか」という戦略的選択を迫られていることにある。

## ⑤韓国の原子力潜水艦導入（韓国 SSN 構想）

核開発を進める北朝鮮に最前線に対峙する韓国は、かねてより、攻撃型原子力潜水艦（SSN）の保有を志向してきた。特に近年は、北朝鮮が潜水艦発射型弾道ミサイル（SLBM）搭載潜水艦を保有した際の当該 SLBM 搭載潜水艦に対する長期間追跡能力を保有することや、黄海から東シナ海を経て南シナ海方面へと進出する中国海軍への対応を含めた韓国海軍の近海防衛から外洋海軍化への志向、原子力潜水艦の保有に伴う独自戦略能力の保有（戦略的自律性の確保）といった観点から、韓国は原子力潜水艦導入の施策（韓国 SSN 構想）を積極的に進めてきた。

韓国は、原子力発電実施国であり、原子炉輸出国であったが、米韓原子力協定により、ウラン濃縮等の各種要素について制約を受けていた。したがって、韓国の原子力潜水艦の導入は、技術的には手が届くが、法的・政治的に困難である状況であった。

しかし、2025年10月、米韓首脳会談において、米国トランプ大統領は、韓国のSSN導入計画について承認した<sup>53,54</sup>。米国が方針転換に至った背景には、北朝鮮の核兵器及びSLBM能力開発、中国海軍の太平洋進出常態化、豪州のAUKUS Pillar 1（原子力潜水艦技術の他国供与）の前例が挙げられる。

これを受け、韓国は、2026年5月26日、**2030年代中頃を目途として低濃縮ウランを燃料とした攻撃型原子力潜水艦の自国建造**を目指すことを公式に発表し、「**チャン・ボゴN計画**」（**Jang Bogo-N Project**）<sup>55</sup>と名付けた。具体的には、韓国国防部の「韓国型原子力潜水艦基本計画」によれば、2030年代半ばに1番艦進水、2030年代後半に実戦配備を志向している。2026年6月2日、米韓両政府は、正式な核協力協議を開始した。

韓国が原子力潜水艦を導入した場合、西太平洋地域に展開する同志国（日本、米国、韓国、豪州、英国）及び非友好国（中国、ロシア、北朝鮮（建造中））のうち、我が国だけが原子力潜水艦を保有しない通常動力潜水艦国となる。

豪州及び韓国の原子力潜水艦の導入に伴い、西太平洋地域において、同盟国SSNネットワークが形成されることが想定され得る。しかし、我が国は海洋国家であるにもかかわらず、これに我が国のみが参画することが叶わず、海洋戦略上の孤立に直面する可能性がある。

**豪州と韓国の違いは、豪州が米英技術に依存する一方、韓国は国内開発を重視している点にある。**

豪州と韓国に共通する点は、近海防衛海軍から遠洋展開海軍へと脱皮を図り、インド太平洋（特に西太平洋）への関与を強化するという、**国家としての海洋戦略の転換**である。**韓国の原子力潜水艦導入の我が国に対する影響の核心は、豪州の場合と同様、「我が国は、依然として防衛線を第一列島線内に限定するのか、それともフィリピン海・第二列島線以東まで含めた太平洋防衛を担うのか」という戦略的選択を迫られていることにある。**

---

<sup>53</sup> The White House (2025). [“Joint Fact Sheet on President Donald J. Trump’s Meeting with President Lee Jae Myung.”](#)

<sup>54</sup> 米韓共同ファクトシートは、「米国は、米国の造船産業の能力の現代化及び拡張に対する韓国の貢献（米国造船所及び労働者に対する投資を含む）を歓迎した。韓国は、韓国の民生用及び海軍用の原子力プログラムに対する米国の支援を歓迎した。（中略）両国の123の合意書及び米国の法的要請に従い、米国は、韓国の民生用ウラン濃縮及び原子力平和利用のための使用済核燃料再処理に関するプロセスを支援する。米国は、韓国が攻撃型原子力潜水艦を建造することを許可（approval）した。」と述べている。

<sup>55</sup> 名称は、韓国海軍初の潜水艦戦力（原点）である「Jang Bogo-class submarine」（ドイツ209型を基礎とした「張保臯級」）に由来する。

### 第3節 原子力潜水艦の優位性

通常動力潜水艦と比較した際、原子力潜水艦の優位性は、戦略、作戦及び戦術という軍事の三階層（Three Levels of War）毎に、以下の点が挙げられる。

#### (1) 戦術的優位性

原子力潜水艦の戦術的優位性として、次の点が挙げられる：①高速性、②秘匿性（潜航継続能力）、③戦術機動性、④搭載能力、⑤大電力。

##### ① 高速性

通常動力型は、水中では20ノット程度（時速35km程度）の速力であり、この速力の使用は数時間に限られる一方、原子力潜水艦は、25～30ノット（時速50km以上）の高速を長時間維持することが可能であり、圧倒的な機動力を誇る。

これは、従来の潜水艦よりも全長・全幅とも大型化するVLS搭載潜水艦が、VLSによるミサイル等の発射後に、高速で海域を離脱し、敵に位置を特定されることを防ぎ、残存性が向上することに直結する。

##### ② 秘匿性（潜航時間の無限性）

通常動力型は、蓄電池の充電のために、定期的に給排気筒を水面上に露出、シュノーケル航走を実施する必要がある。その際、敵に位置を特定されるリスクが上昇する。これが、通常動力潜水艦の最大の弱点である。要するに、シュノーケルという行為自体が問題であると言える。

原子力潜水艦は、そもそもシュノーケル航行が不要であることから、敵に見られるリスクが低い。また、極限状態においては酸素発生装置が設置されていることから、乗組員の食料が続く限り（数ヶ月程度）、完全に潜航可能となる。

##### ③ 戦術機動性

潜水艦の戦術機動性とは、潜水艦が戦術的自由度を失わずに機動できる能力のことである。要するに、単に最高速度が大きいという観点ではなく、追尾、離脱、攻撃位置への移動、再攻撃、哨戒地点変更の自由度が高いか否かである。即ち、無限に電力を供給できる原子力潜水艦は、速力・潜航時間・電池残

量を気にすることなく行動できるため、艦長は戦術上有利な行動だけを選択できる。

#### ④ 搭載能力

一般的に、原子力潜水艦は推進力が強大であるため大型艦化することが可能であることから、魚雷、巡航ミサイル、VLS、UUV等を多数搭載できる。また、無限に電力を供給できる原子力潜水艦は、VLSやUUVを長期間運用することを可能とする。これらにより、艦長の戦術的選択肢が拡張する。

#### ⑤ 大電力

原子力潜水艦は、無限に電力を供給できる。だからこそ、上記の①高速性、②秘匿性、③戦術機動性、④搭載能力（特にVLSの駆動電力として等）を発揮することができるのであり、戦術的優位性の中で正の相互作用を及ぼしている。

#### ⑥ 静粛性

静粛性は、原子力潜水艦に固有の戦術的優位性ではなく、潜水艦そのものの戦術的優位性であると言える。特に、通常動力潜水艦との比較で言えば、原子力潜水艦は一定の静粛性を維持したまま、高速、長期距離かつ長期間の機動を行える点に特色がある。

### (2) 作戦的優位性

原子力潜水艦の作戦的優位性（SSNとSSBNでは若干異なる）として、次の点が挙げられる：①哨戒海域への到達時間、②広域運用性（広大な警戒海域）、③持続的追尾能力、④同時多正面对応。

#### ① 哨戒海域への到達時間

通常動力型より圧倒的に速く作戦海域に到達できるため、当該海域における作戦従事時間（Time on Station）を増大させることができる。

## ② 広域運用性（広域カバー能力）

広域運用性とは、一隻の潜水艦が、どれだけ広い海域で、どれだけ長く、どれだけ柔軟に作戦を展開できるかということである。即ち、一隻の潜水艦による作戦半径の大きさの問題である。

原子力潜水艦は、広大な複数海域を一隻で支配及び監視できるプラットフォームであるため、自国から遠く離れた海域（チョークポイント及び同盟国の防衛ライン等）へ迅速に展開し、長時間にわたり海中におけるプレゼンスを確保することが可能となる。

## ③ 持続的追尾能力

潜水艦戦では、追尾が重要である。敵の原子力潜水艦が高速で移動した場合、通常動力型では追尾が不可能となる一方、原子力潜水艦であれば、持続的に追尾することが可能となる。

## ④ 同時多正面对応

例えば、東シナ海、南シナ海及びフィリピン海で同時に危機が生じた場合、原子力潜水艦は高速移動によって多正面に対して柔軟に対応できる。しかし、通常動力型であれば、それは困難である。

台湾有事の際には、中朝露の軍事行動が何らかに連動する場合が想定される。したがって、同時多正面对応の作戦能力を保持することは、我が国としても喫緊に具備すべき能力であると言える。

## (3) 戦略的優位性

原子力潜水艦の戦略的優位性（SSN と SSBN では若干異なる）として、次の点が挙げられる：①海洋拒否（Sea Denial）、②情報優勢、③同盟への戦略的貢献、④反撃能力の具備、⑤核抑止の要、⑥中国の戦略原子力潜水艦（SSBN）封じ込め。

### ① 海洋拒否

制海（Sea Control）とは「海域を支配し、自分が海を使える状態を作ること」であり、海洋拒否（Sea Denial）とは「海域そのものを支配するのではなく、相手に海を自由に使わせない状態を作ること」である<sup>56</sup>。

<sup>56</sup> 『海上自衛隊基本ドクトリン（MDP1）』（令和6年）は、海洋拒否を次のように定義している：「海洋拒否は、地上若しくは自国沿岸領域から外洋に向かって力を行使し、海洋から到来する相手の行動を阻害し、排

制海権を獲得するためには海空の総合戦力が必要となるが、海洋拒否の場合には、潜水艦、機雷、対艦ミサイル及び沿岸航空戦力等の部分的な戦力でも成立し得る（例：イランのホルムズ海峡封鎖、中国の接近阻止／領域拒否（A2/AD）戦略）。

見えない兵器である潜水艦は、動力の種類に関わらず海洋拒否能力がある。しかし、原子力潜水艦であれば、より広い海域で海洋拒否を実行可能となる。即ち、原子力潜水艦は、広域海洋拒否という戦略的価値を付与する。

太平洋防衛の一環として広域海洋拒否を実行する場合には、原子力潜水艦が有力な選択肢となる。

## ② 情報優勢

情報優勢時代の現代戦において、潜水艦の最大の戦略的価値の一つは、情報収集機能である。原子力潜水艦は、音響情報、電波情報及び航跡情報等を長期間にわたり収集することができ、我が国の海洋戦略全体に対する付加価値は極めて大きい。

## ③ 同盟への戦略的貢献

基本的には米国を中心とする「ハブ・アンド・スポークス」型の同盟網によって防衛を行っている西太平洋地域において、日豪韓といった主要国が原子力潜水艦を保有することは、広大な同地域の防衛を同盟国 SSN ネットワークによって分担することが可能となり、同盟による海洋戦略の転換・強化に繋がる。

## ④ 反撃能力の具備

反撃能力の具備は、特に、戦略原子力潜水艦（SSBN）の最たる優位性と言える。潜水艦発射ミサイルを活用した反撃能力は、単なる火力ではない。敵の視点に立てば、発射場所・発射時期・発射量が不明な主体からの攻撃となる。したがって、原子力潜水艦による反撃能力の具備は、発見困難で移動可能な隠密打撃基地を海中に持つことで、敵の戦略上の計算そのものを変質させる戦略的優位性を付与する要素として機能する。

米国が「海洋発射型核巡航ミサイル」（SLCM-N）の開発を進める状況を踏まえ、日米同盟の抑止力強化に資する我が国の役割として重要である。

---

除する働きとされる。海洋拒否は、自国で完全に海洋領域をコントロールすることはできないが、相手にも行動の自由を与えないことを目標とする方策として理解される場合もある。」

## ⑤ 核抑止の要

戦略原子力潜水艦（SSBN）は、核ミサイルを搭載し、深海に長期間にわたり潜伏する。地上基地が攻撃を受けたとしても生き残り、敵に対して確実な報復が可能である。このSSBNの「残存性」(Survivability)と「第二撃能力」(Second Strike Capability)の確保は、一般的に、核抑止戦略において特筆すべき要である。

SSBNは、一般的に、その護衛としての攻撃型原子力潜水艦（SSN）と一体的に運用されている。したがって、SSNも核抑止戦略において不可欠な位置付けを占めている。

## 第4節 原子力潜水艦の課題

原子力潜水艦は、単なる防衛装備ではない。海洋国家たる我が国の海洋戦略自体を転換させる戦略アセットであるのみならず、国家としての原子力政策そのものが問われる戦略アセットである。要するに、国家として、防衛上の運用、不測事態への対処及び最終的な廃棄等に至るまで一貫通貫の制度として構築するという一大国家事業である。

**我が国が原子力潜水艦の導入を検討する場合には、「国家として運用・管理」に関する次の課題を解決する必要がある。**なお、これら課題の検討及びアプローチは、豪州のAUKUS Pillar 1の取組みが参考になる。

- (1) 人員確保・教育訓練体制
- (2) 予算
- (3) 原子力規制体制（法・組織）の整備
- (4) 産業基盤の育成
- (5) 母港・整備基地の建設
- (6) 原子炉技術・核燃料の確保
- (7) 核不拡散のコミットメント

### (1) 人員確保・教育訓練体制

原子力潜水艦の運用には、原子力潜水艦士官、原子炉運転員、整備士及び原子炉技術者等が最低限必要となる。特に、原子力推進機関の有効性と安全性を最大化するため、原子力工学に精通した人材（博士号相当）を多く確保する必要がある。そのため

には、海上自衛隊独自の原子力工学等の教育訓練プログラムが必要となることに加え、国内の各大学に原子力推進に関する学部を設ける等、原子力推進に関する学問の裾野を拡張する必要がある。

また、通常動力潜水艦の乗員数は 60 名程度だが、原子力潜水艦の乗員数は 100 名前後となり、必要乗員数が増加する。この人員確保にあたっては、通常動力潜水艦と原子力潜水艦のポートフォリオや、有人潜水艦と無人潜水艦（UUV: Unmanned Undersea Vehicle）のポートフォリオ、現有試験潜水艦と練習潜水艦の在り方等を検討することが必要である。このような全体構想の見直しにより、潜水艦隊としての必要人員を確保する必要がある。

豪州は、既に米海軍・英海軍へ数百人規模で長期派遣し、原子力潜水艦乗員等の養成を開始している。また、大学や専門学校と提携しつつ、原子力工学及び高度溶接等の技術者を育成する国家プログラムを開始した。

例えば米国海軍は、「原子力学校」（Nuclear Power School）を設置し、海軍の原子力推進システムの設計・運用・メンテナンスに必要な工学教育を提供している。教育科目は、数学、核物理学、原子炉技術、マテリアルサイエンス等である。海軍における原子力関連活動（設計、製造、運用、メンテナンス、教育訓練等）の全ては、海軍長官及びエネルギー長官直属の「海軍原子力推進プログラム」（Naval Nuclear Propulsion Program）として管理されており、「原子力学校」も同プログラムの一部である。

## (2) 予算

潜水艦一隻あたりの調達費用は、通常動力と原子力では大きく異なる。通常動力潜水艦は、約 1,140 億円／隻である一方、米国ヴァージニア級原子力潜水艦であれば、約 6,422 億円（約 42.8 億米ドル）である<sup>57</sup>。

現在、海上自衛隊潜水艦隊の構成は、22 隻体制である。その上で、原子力潜水艦を導入する場合、通常動力と原子力で如何なるポートフォリオを組むのか、何隻体制とするのかにより、予算構成は大きく変化する。

いずれにしても、原子力潜水艦導入のためには大幅な予算増が不可避である。

---

<sup>57</sup> 防衛省調べ。出典は、米議会調査局報告書（2025 年 6 月 11 日）。1 米ドル = 150 円で計算。

### (3) 原子力規制体制（法・組織）の整備

豪州は、AUKUS Pillar 1 による原子力潜水艦導入にあたり、国内に原子力規制機関を設置し、最終的な廃棄物責任を明確化するなど、原子力潜水艦国家（Naval Nuclear Power Nation）としての包括的な原子力規制体制をゼロから構築した。そもそも、豪州は原子力発電所を保有しておらず、原子力産業基盤もほぼ存在しないため、我が国とは全く事情が異なる。しかし、原子力潜水艦を保有する前に規制体制を作るという姿勢は、参考になる。

まず、豪州議会は、「豪州海軍原子力推進安全法」（ANNPS Act 2024: Australian Naval Nuclear Power Safety Act）を制定した。同法は、原子力潜水艦専用の原子力規制法であり、潜水艦の原子炉及び燃料等、港湾施設、核燃料管理、放射性廃棄物、訓練施設等について、包括的に規制している。特筆すべきは、同法で国防省内に独立した規制機関「豪海軍原子力安全規制局」（ANNPSR: Australian Naval Nuclear Power Safety Regulator）を創設したことである。

留意すべきは、原子力発電と原子力推進は全く異なるものであるという点である。後者は、国家の存亡に関わる戦略アセットであり、発電所ではなく燃料交換不要のエンジンであるという位置付けである。我が国は、原子力船むつを建造及び運用した実績も有しており、貴重なデータも残されている。

したがって、原子力発電といった商業炉に係る我が国の既存の規制体制（原子力規制委員会及び原子力規制庁）ではなく、原子力潜水艦に係る独立規制体制について、国家としての規制体系を明確に整備することが必須であろう。

原子力潜水艦を導入する際には、万が一の事故に対する体制も整備する必要がある。その際には、我が国の悪弊であるゼロリスク志向の絶対安全神話から脱却し、不確実性を前提としてリスクを事前及び事後に許容範囲に管理するという国際標準のリスクマネジメントの考え方にに基づき、事故に対する事前の備え（プリペアドネス）を十分に講じるガバナンスを確立することが必須である<sup>58, 59</sup>。

---

<sup>58</sup> 福島原発事故独立検証委員会（2012）．『福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書』．ディスカヴァー・トゥエンティワン．

<sup>59</sup> 一般財団法人 アジア・パシフィック・イニシアティブ（2021）．『福島原発事故 10 年検証委員会 民間事故調最終報告書』．ディスカヴァー・トゥエンティワン．

#### **(4) 産業基盤の育成**

原子力発電が重要な位置付けを占める我が国には、確固たる原子力産業基盤が存在する。しかし、原子力潜水艦を導入する場合には、原子力発電とは異なる思想体系に基づく原子力産業基盤が必要になることが想定される。具体的には、原子力潜水艦に適した原子炉区画、放射線管理及び原子炉整備施設等は、新たに構想せねばならない。したがって、新たな産業基盤の構築が求められる。

現在の通常動力潜水艦を製造している防衛企業群が中心となることが想定されるが、民間企業のみでの投資は困難であることから、原子力潜水艦の建造にあたり、国有施設民間操業（GOCO）を活用することも一案である。

これら産業基盤を育成するためには、豪州が2025年3月に公表した「AUKUS 潜水艦産業戦略」（AUKUS Submarine Industry Strategy）が参考になる。その主眼は、戦略的自律性を確保するため、原子力潜水艦の建造能力、運用人材基盤及び整備能力を確立、国家的産業エコシステムを創設することにある。30年間で300億豪ドル（約3兆円）を投資し、2万人以上の直接雇用創出を企図している。

#### **(5) 母港・整備基地の建設**

原子力潜水艦導入にあたっては、定係港（母港）の選定及び基地整備が不可欠である。例えば、原子力防災上の対策や、機密保持の観点から専用岸壁等による立入禁止区域の設定、専用の陸上発電装置、低レベル放射性廃棄物の一時保管施設等の整備が挙げられる。

#### **(6) 原子炉技術・核燃料の確保**

我が国に原子力潜水艦を導入する場合は、どのような潜水艦用原子炉を、どのような核燃料で、どのような国際協力下で保有するのかという点が課題となる。

まず、潜水艦用原子炉を独自開発するか共同開発するののかについて、日米同盟の下、米国の協力を得ることは必須である。そもそも、原子力発電は都市に電力を供給することを目的とする一方、潜水艦の船体を高速で推進させる等を目的とする潜水艦用原子炉は小型・軽量・高出力である必要があり、全く性質が異なる。したがって、商業炉と軍用炉は根本的に異なる設計思想であることに留意せねばならない。

次に、核燃料については、米英方式の高濃縮ウラン（90%前後の濃縮度）を活用するか、仏方式の低濃縮ウラン（20%未満）を活用するかといった論点がある。前者は艦の寿命まで燃料交換不要だが、後者は定期的な燃料交換が必要になると見積られる。特に、高濃縮ウランについては、核燃料調達先の国との法規制（例：日米原子力協定等）についても検討を行う必要がある。

## (7) 核不拡散のコミットメント

原子力潜水艦の動力として、特に高濃縮ウランが必要な場合、核燃料を兵器転用しないことを証明することが必要である。したがって、国際原子力機関（IAEA）と密に連携し、非核保有国における原子力潜水艦の査察体制を構築し、実行する必要がある。

## 第5節 無人潜水艦と「情報優勢」時代の海中戦ネットワークシステム

将来の海洋戦略を考えた場合、「何を動力源にするか」に加え、「有人艦か無人艦か」という観点も重要である。

即ち、前述の「動力源に関するポートフォリオ」に加え、「有人・無人のポートフォリオ」も考慮する必要がある。したがって、政府は、「有人潜水艦隊」から、「有人・無人統合潜水艦隊」（Manned-Unmanned Teaming）への移行を図るための研究開発を推進すべきであり、現状、無人潜水アセットと円滑に共同できる水中ビークルは容量的にも動力的にもキャパシティーの高い原子力潜水艦が筆頭候補となる。

このように、通常動力潜水艦か原子力潜水艦かといった論点を超えて、「情報優勢」の時代に我が国が検討すべき「次世代潜水艦隊」は、原子力潜水艦又は高性能通常動力潜水艦を母艦とし、多数の超大型無人潜水艦（XLUUV: Extra-Large Unmanned Undersea Vehicle）及び自律型海中センサーを統制する海中戦ネットワークシステムである。特に、広大な太平洋防衛の必要性に直面する我が国にとり、UUVと自律型海中センサーの導入は不可欠である。政府は、そのような「情報優勢」時代の海中戦ネットワークシステムの構築を目指すべきである。

## 第3章 核戦略

現在の国際安全保障環境は、冷戦後最大級の転換点を迎えている。米露間の核軍備管理体制は崩壊しつつあり、中朝露の核戦力増強、戦術核の使用閾値低下、AI等の技術革新による戦略環境の変質が進行している。我が国は、唯一の被爆国として長期的な核軍縮・核廃絶を掲げつつ、現実の脅威に対処すべく、実効的な核抑止戦略を構築すべきである。

### 第1節 核の脅威の増大

#### (1) 核軍備管理体制の崩壊

新戦略兵器削減条約（New START）の失効<sup>60, 61, 62</sup>により、1970年代以降、「SALT（ABM）→START→New START」<sup>63, 64, 65, 66</sup>の3条約を通じて米露間で続いてきた

---

<sup>60</sup> New START 失効の経緯（2023～2026）：

2021年：5年延長（2026年2月5日正式失効）

2023年：露が履行停止（露が条約「参加停止」を宣言、査察・通知等の実務停止）

2026年：米露間で核兵器制限条約がゼロに（1970年代以降で初めての状態）

<sup>61</sup> New START 失効の動機：

露：制約からの解放、対西側圧力への対抗、ウクライナ侵略による米露対立激化（政治的信頼崩壊）、「戦略的非対称」への不満（米国+NATO全体で見ればロシア不利、英仏の核戦力は条約外）、核の新領域で自由度を確保（極超音速兵器、水中核ドローン等）

米：意味の薄れた条約への消極的離脱、2023年のロシア履行停止以降、査察・データ交換停止、中国の核増強（二局構造の終焉、米露のみ軍縮しても無意味）、軍事技術競争への対応（低威力核、極超音速兵器、ミサイル防衛）

<sup>62</sup> New START 失効の意味：核軍備管理は「制限→削減→管理」と進化し、「無秩序化」へ転じた。

①「法的拘束力」の消滅：核抑止の「ルール付き競争」から「無制限競争」への転換

②「透明性」の消滅：相互査察・データ交換が消滅し、相手の戦力を正確に把握できないことから、誤認（misperception）や過剰な軍拡（worst-case 思考）が起きやすくなる

③核軍拡競争のリスク：米露両国とも制約なしで戦略核兵器を増強可能

④核管理体制の崩壊：50年以上の核軍備管理の流れの断絶

<sup>63</sup> 戦略兵器削減交渉（SALT: Strategic Arms Limitation Talks）は、1970年代に、数量競争の「凍結」を行なった。特に、SALT1は、ICBM・SLBMの数を現状水準で凍結。SALT2は、多弾頭の複数個別誘導再突入体（MIRV: Multiple Independently-targetable Reentry Vehicle）制限等を試みるが、ソ連のアフガン侵攻を契機に、米議会未批准となった。

<sup>64</sup> 弾道弾迎撃ミサイル制限条約（ABM条約: Anti-Ballistic Missile Treaty）は、相互確証破壊（MAD: Mutually-Assured Destruction）の安定化に寄与した。具体的には、弾道弾迎撃ミサイル（ABM）システムが発達すると、一方が先制攻撃後に防御可能となり、相互確証破壊の均衡が崩れる懸念が発生したため、米露はABM配備を制限し、核抑止の安定を図った。

<sup>65</sup> 戦略兵器削減条約（START: Strategic Arms Reduction Treaty）は、1990年代～2010年代に、戦略核兵器について実際の「削減」を行なった。START1は、戦略核弾頭を大幅削減（約6,000発水準へ）実施。START2は、MIRV搭載ICBMの廃止を目指す。露の批准遅れ、米のABM条約離脱等により、最終的に発効せず崩壊した。

<sup>66</sup> 新戦略兵器削減条約（New START）は、2010年代～2026年までの間、透明性付き「管理」（単なる削減ではなく、「信頼醸成（confidence-building）」が中心）を行なった。具体的には、弾頭数を1550発に制限し、発射手段（核のトライアド）にも上限を課し、査察及びデータ交換を強化した。

「制限→削減→安定化（管理）」という50年以上にわたる核軍備管理の流れが断絶し、世界は核の「無制限競争」の時代へ移行しつつある。相互査察及びデータ交換の停止等により透明性が失われ、核軍拡競争が加速する危険性が高まっている。

## (2) 中距離ミサイル競争の再来

米露間の INF 全廃条約<sup>67</sup>の失効により、地上発射型中距離ミサイルの配備競争が再開された<sup>68</sup>。インド太平洋地域では、中国の接近阻止・領域拒否（A2/AD: Anti-Access/Area Denial）戦略と結びつき、中距離ミサイルが戦域抑止の中核火力となりつつある。

## (3) 戦略核・非戦略核（いわゆる戦術核）の境界消失

運搬手段等の技術発展及び核理論の変化により、伝統的な戦略核と非戦略核（NSNW: Non-Strategic Nuclear Weapons、いわゆる戦術核）の区別は曖昧化している<sup>69</sup>。

---

<sup>67</sup> 中距離核戦力全廃条約（INF 全廃条約：Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty）は、米露間で地上発射型の「中射程」（射程 500～5,500km）の弾道ミサイル・巡航ミサイル全廃するもの。冷戦期の欧州核危機（SS-20 vs パーシング II）を収束させた。「前線核戦力」の排除（戦争の「引き金」の除去）により冷戦期の欧州核危機を解消した。

<sup>68</sup> INF 全廃条約失効の経緯：

- 1990 年代～2000 年代：冷戦後の新興勢力勃興
  - 中朝イラン等の条約非加盟国は、中距離ミサイルを自由に保有。米露は、自国だけが制約される「非対称性」を問題視するようになる。
  - 特に、中国の中距離ミサイル戦力拡大が米露双方の不満へ。
- 2010 年代：露の違反疑惑
  - 2014 年頃から、米は露の条約違反（中距離ミサイル開発・配備）を指摘。
  - 露は米の条約違反（ミサイル防衛システム（例：イージス・アショア）や無人機）を主張。
- 2018-2019 年：トランプ政権による離脱決定
  - 2018 年：トランプ政権が離脱方針表明
    - ① 露の条約違反（9M729 問題）
    - ② 中国を含まない枠組みの限界（欧州よりもインド太平洋が主戦場化、米国にとって中国抑止が優先課題に）
    - ③ 新型ミサイル開発競争への対応
  - 2019 年 2 月：正式に離脱通告
  - 2019 年 8 月：条約失効

<sup>69</sup> 大型核＝戦略核、小型核＝戦術核、ではない。大型でも戦術用途、小型でも戦略用途がある。（例：広島型原爆：約 15kt、現代の戦術核：数 kt～数十 kt、一部戦略核：低出力設定可能）

例えば、精密誘導化により小型核でも戦略効果をもたらすことが可能になることや、長射程化により戦術兵器でも国家中枢攻撃可能となり、弾道ミサイルの弾頭が「核弾頭・通常弾頭両用」化（デュアル・ケーパブル化／Dual-capable 化）されること、AI（人工知能）による情報収集・監視・偵察（ISR：Intelligence, Surveillance, Reconnaissance）機能の高度化による指揮中枢への精密斬首能力が飛躍的に増大すること、限定核攻撃や戦術核使用の威嚇によって相手に「これ以上戦えば全面戦争になる」と認識させ、戦争終結又は停戦を強制する「Escalate to de-escalate」（エスカレートして沈静化させる）というエスカレーション理論の変質等が挙げられる。

表：伝統的な戦略核と非戦略核（いわゆる戦術核）の区別

	戦略核	非戦略核（いわゆる戦術核）
定義	国家そのものの存立・戦争遂行能力を破壊するための核兵器 （国際法上の定義なし）	戦場レベルで軍事的優位を得るための核兵器 （国際法上の定義なし）
端的な定義	国家破壊用	戦場使用用
運搬手段	ICBM、SLBM、戦略爆撃機	短中距離弾道ミサイル、核砲弾、核地雷、核魚雷等
標的	首都、大都市、核戦力、指揮統制施設、産業基盤、国家インフラ	部隊集結地、艦隊、飛行場、戦車部隊、上陸部隊、前線拠点
攻撃思想	Counter-value が中心	Counter-force が中心
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相手国家の「継戦能力」や「国家意思」を破壊</li> <li>● 核抑止（相互確証破壊）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 局地戦での優勢確保</li> <li>● 通常戦力不足の補完</li> <li>● 威嚇・エスカレーション管理</li> </ul>
射程	長距離	中短距離
レベル	国家戦略レベル	作戦・戦術レベル

#### (4) 「核の影」（Nuclear Shadow）の下での通常戦争時代

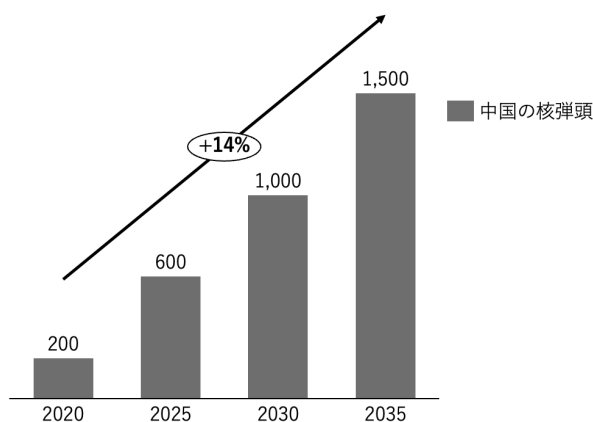
国際社会は、「核保有国 vs 非核保有国」から「現状変更を試みる核保有国 vs 現状維持国」へと変容した。また、現代の国際政治は、「核保有国同士は全面戦争を回避しつつ、核の限定使用や核の威嚇下で通常戦争やグレーゾーン事態を継続する」時代に移行している。核兵器は通常戦争を支える戦略的背景装置となっている。

## (5) 中国

中国は、急激に核軍拡を行なっている。具体的には、ICBMサイロを大規模増設（320ヶ所新設）し、核弾頭数を急増させている。中国の核戦略は「最小限抑止」と言われているが、実際には米露に匹敵する戦略核戦力の保有を志向している<sup>70</sup>。他方、西太平洋地域の戦域レベルでは、中距離・準中距離の核打撃戦力において中国がすでに顕著な優位を確立している。これに対し米国の戦域核抑止力は、現時点では少数のSLBM搭載低出力核弾頭（W76-2）、戦略爆撃機及び「通常・核両用機」（DCA: Dual Capable Aircraft）の潜在的展開能力に限られており、域内に常時前方展開しうる戦域核戦力を欠いている。中国は、「核軍縮の第一義的責任は米露両国にある」との一貫した主張を繰り返しており、自ら核軍縮をすることは想定されない<sup>71</sup>。

また、核弾頭生産の過程が不透明であり、民生用技術を軍事転用していく可能性も指摘されている<sup>72</sup>。

グラフ：中国の核弾頭数の急増



<sup>70</sup> 米の核戦力：配備核弾頭 1770／核兵器数 5177、露の核戦力：配備核弾頭 1718／核兵器数 5459

<sup>71</sup> 笹川平和財団（2026）．『中国の核弾頭生産サイクル解明への取り組み～2025 年度成果報告～』．

<sup>72</sup> 笹川平和財団（2026）．『中国の核弾頭生産サイクル解明への取り組み～2025 年度成果報告～』．

## (6) ロシア

ロシアは、ウクライナ侵略において**戦術核使用**を示唆し、「**Escalate to de-escalate**」(エスカレートして沈静化させる) **戦略**を背景に、**核の威嚇・恫喝** (nuclear saber-rattling) を行った<sup>73</sup>。通常戦力消耗後の核依存強化は、我が国周辺においても重要な脅威となる。

将来、中国が、ロシアと同様の「Escalate to de-escalate」(エスカレートして沈静化させる) 戦略を採用する可能性が指摘されている<sup>74</sup>。

## (7) 北朝鮮

北朝鮮は、核投射能力の高度化を行なっている。**固体燃料 ICBM、多弾頭化、戦術核運搬手段の開発を進めており、日本に対する核威嚇能力を質・量ともに拡大している**。北朝鮮の核戦力は、10年後には仏国並みの290発を保有すると言われている。

## (8) 米国

米国は依然として世界最大級の核戦力を保有するものの、いまや中・露・朝の三正面同時抑止に直面している。中国が戦略核レベルで対米パリティに接近することが予想される一方、西太平洋地域の戦域核レベルでは中国がすでに優位を確立しており、米国の相対的核優位はグローバル・地域の両面で低下している。そのため、**我が国に対する拡大核抑止の「再保証」(Reassurance)の必要性(拡大核抑止の信頼性を可視化する必要性)が高まっている**。

## (9) 欧州

北大西洋条約機構 (NATO: North Atlantic Treaty Organization) 及び欧州連合 (EU: European Union) の加盟国の中で、特に欧州大陸の主要国は、米国依存の防衛、中国依存の経済、ロシア依存のエネルギーという長年の状況から脱却し、欧州

---

<sup>73</sup> US Department of State (2024). “2023 – Report to the Senate on the Status of Tactical (Nonstrategic) Nuclear Weapons Negotiations Pursuant to Subparagraph (a)(12)(B) of the Senate Resolution of Advice and Consent to Ratification of the New START Treaty”

<sup>74</sup> US Department of State (2020). “[Strengthening Deterrence and Reducing Nuclear Risks, Part II: The Sea-Launched Cruise Missile-Nuclear \(SLCM-N\).](#)”

の戦略的自律性を志向している。欧州の政治リーダーは、「欧州の独立」(European Independence)<sup>75</sup>や、「より欧州主体の NATO」(More European NATO)<sup>76</sup>という言葉で表現している。

その一環として、NATO の拡大核抑止にも変化が見られる。NATO では、5ヶ国(独、伊、蘭、ベルギー及びトルコ)に米国の戦術核兵器(B-61)を配備し、「**核共有**」(Nuclear Sharing)を行っている<sup>77,78</sup>。欧州に戦術核を物理的に配備することで、欧州大陸における核抑止任務に伴う政治的負荷及び作戦リスクを共有している<sup>79</sup>。各国空軍の「通常・核両用機」(DCA: Dual Capable Aircraft)を運搬手段として、平時は米国が核兵器(B-61)<sup>80</sup>を管理し、同盟国は運搬手段(航空機・搭乗員)を提供する。有事には、米大統領及び英国首相の決定並びに NATO 核計画グループ(NPG: Nuclear Planning Group)の政治的意思決定を経て運用される<sup>81</sup>。NATO の DCA による核任務の標的地域及び具体的な攻撃計画は非公表だが、侵略を止め、抑止を成立させるための戦域全体での運用構想であるとされている。

即ち、NATO 諸国は「核共有」という形態でも米国の拡大核抑止の恩恵を受けているが、NATO 型核共有とは、同盟国の核抑止任務並びに関連する政治的責任及び政治的意思決定の共有であり、核兵器そのものの共有ではないことに留意すべきである<sup>82</sup>。

米国の戦術核兵器を中心とした NATO 核共有の意義は、前方配備核と DCA が、同盟の不可分性を示す可視的な抑止の象徴として機能してきた点にある。

一方、昨今の脅威認識の高まりを背景に、2026年3月2日、フランスのマクロン大統領は、「**次の50年は核兵器の時代**」と述べ、核弾頭を増加させること及び2036年に新たな核兵器搭載潜水艦を配備することを明言(核弾頭数を明言しないことを明言)。更に、フランスは、欧州の8ヶ国(英国、ドイツ、ポーランド、オランダ、

---

<sup>75</sup> フォンデアライエン欧州委員長「Europe is entering a New Era of “European Independence.”」(2026年1月20日)

<sup>76</sup> NATO 主要国大使(2026年5月)

<sup>77</sup> 岩間陽子編(2023)『核共有の現実 NATO の経験と日本』. 信山社.

<sup>78</sup> 上記文献は、「米国が核兵器を同盟国領内に保管し、当該同盟国は、戦時になればその核兵器を運用する予定の運搬手段」を保有しており、戦時になって NATO でその核兵器を使用する決断が下されれば、米国が核兵器を同盟国に供給し、同盟国がその核兵器を自国の運搬手段に載せて使用する制度を指す」と定義している。

<sup>79</sup> NATO (2022). Fact Sheet “[NATO's Nuclear Sharing Arrangements.](#)”

<sup>80</sup> NATO (2022). Fact Sheet “[NATO's Nuclear Sharing Arrangements.](#)”

<sup>81</sup> NATO (2022). Fact Sheet “[NATO's Nuclear Sharing Arrangements.](#)”

<sup>82</sup> “NATO's nuclear sharing is the sharing of the Alliance's nuclear deterrence mission and the related political responsibilities and decision-making. It is not the sharing of nuclear weapons.”

ベルギー、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク) が、**各国の空軍基地にフランスの核搭載戦略爆撃機を配備するという「前方抑止」(Advanced Deterrence) という構想<sup>83</sup>を公表した。**NATO における従来の米国による拡大核抑止とは別に、**欧州大陸独自の拡大核抑止**として具現化するか否かは、注視する必要がある。この観点で、**フランス及びドイツは、政府高官による拡大核抑止協議を開始した<sup>84</sup>。**

また、ポーランドや一部のバルト三国を含む NATO 東部の国々は DCA 基地の設置に関心を示しているとも言われている。特に、ポーランド当局は公に核兵器をホストしたいという意向を語っている。ドゥダ元ポーランド大統領は米国に対し DCA イニシアティブを自国に拡大するよう呼びかけた<sup>85</sup>。

このように**欧州では、米国の関与の持続性に対する不確実性を背景に、拡大核抑止をめぐる新たな模索が進んでいる。**英仏は、自国の独立核戦力による欧州への抑止貢献の可能性を議論し始めており、戦略的自律性への志向を示している。他方で、こうした動きは、核共有を含む米国の拡大抑止への依存を直ちに代替するものではない。即ち、**欧州は、米国による関与継続と独自の抑止貢献の追求という二つの方向の間で、核抑止戦略の再設計を模索している。**

欧州大陸における NATO 諸国の核抑止戦略の再設計の動きは、ロシアの脅威の増大に伴うものであるが、主要脅威としては単一であることに加え、陸続きの戦域に限定されていると言える。一方、**我が国は、3つの主要脅威に直面していることに加え、その戦域は、オホーツク海、太平洋、日本海、東シナ海、南シナ海へと至る広大な海域を抱えている。脅威環境だけ見れば、我が国の方が欧州諸国より厳しい様相にあることは明らかである。**

## (10) 核不拡散条約 (NPT) 体制

2026 年の第 11 回 NPT 再検討会議 (NPT Review Conference) <sup>86,87</sup>は、最終文書 (Final Document) の採択に失敗し、コンセンサス不成立のまま閉幕した。これに

---

<sup>83</sup> 「Advanced Deterrence」は、フランス本土防衛だけでなく、欧州前方地域まで含めた拡大核抑止体制を構築するという構想。

<sup>84</sup> Republique Francaise (2026). [“Strengthening Franco-German cooperation in the field of deterrence – Joint declaration of President Macron and Chancellor Merz \(March 2, 2026\) –.”](#)

<sup>85</sup> Financial Times (2026) . [“US in talks to expand nuclear capable deployments in Europe.”](#)

<sup>86</sup> 2026 年 4 月 27 日～5 月 22 日の期間、ニューヨークの国連本部で開催。

<sup>87</sup> NPT 再検討会議：NPT 第 8 条第 3 項に基づき、NPT の運用状況を検証し、NPT が適切に履行されているか否かを確認し、条約の履行を促進するために 5 年ごとに開催される締約国会議。

より、NPT 再検討会議は、2015 年及び 2022 年に続き、3 回連続で最終文書採択に失敗した。

NPT は、①核不拡散（Non-Proliferation）、②核軍縮（Disarmament）、③原子力の平和利用（Peaceful Uses）の 3 本柱の均衡で成立している。したがって、再検討会議では、この 3 本柱の履行状況を総点検する。

今般の最終文書採択失敗の最大の要因は、現在の国際安全保障環境を巡る各国の認識の対立である。主な対立点として、核軍縮の進め方、ロシアのウクライナ侵略に見る核恫喝、中国の核軍拡、米露間の軍備管理の停滞等が挙げられる。

NPT 体制内部の政治的分断がかつてなく深刻化しているが、**我が国は NPT 体制を堅持し、NPT 体制そのものの崩壊を防ぐための外交努力が必要**である。

## 第2節 米国の核戦力のアップデート

### (1) 核のトライアド<sup>88</sup>

国際社会における核の脅威の増大に伴い、米国は、伝統的な核のトライアド（大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射型弾道ミサイル（SLBM）、戦略爆撃機）をアップデートしている<sup>89</sup>。

### (2) 新たな選択肢としての「海洋発射型核巡航ミサイル」（SLCM-N）

第一次トランプ政権は、2018 年の「核態勢見直し」（NPR: Nuclear Posture Review）で、「海洋発射型核巡航ミサイル」（SLCM-N: Nuclear-armed Sea-Launched Cruise Missile）の開発を提唱した<sup>90</sup>。

その後、バイデン政権は、2022 年の「核態勢見直し」（NPR）で SLCM-N の開発を撤回した。

しかし、**米国議会は、その必要性を強調し、2024 年に国防権限法（NDAA: National Defense Authorization Act）で政府に対して SLCM-N の開発を課すと共に予算を承認した<sup>91</sup>**。また、米国議会は、戦争省及び国家核安全保障局（NNSA:

---

<sup>88</sup> 核のトライアド（Nuclear Triad）とは、敵の先制攻撃が味方の核戦力を全て破壊することを防ぎ、確実な報復能力（第二撃能力）の維持のために、核兵器運用手段を 3 つ（陸：大陸間弾道ミサイル（ICBM）、海：潜水艦発射型弾道ミサイル（SLBM）、空：戦略爆撃機）に分散・補完する軍事戦略のこと。

<sup>89</sup> ミニットマン 3 の再 MIRV 化、コロンビア級戦略原潜（オハイオ級後継）の増産、戦略爆撃機：B-21 の増産等。

<sup>90</sup> US Department of Defense (2018). "[Nuclear Posture Review.](#)"

<sup>91</sup> Congressional Research Service (2026). "[Nuclear-Armed Sea-Launched Cruise Missile \(SLCM-N\).](#)"

National Nuclear Security Administration) に対し、「遅くとも 2032 年 9 月までに **SLCM-N を限定的に実戦配備すること**」<sup>92</sup>を要請した<sup>93</sup>。

SLCM-N の具体的な搭載プラットフォーム、弾頭及び射程等の仕様は、検討及び調整段階にあり確定していないが、海洋発射型巡航ミサイルという性格上、弾道ミサイルとは異なる飛翔特性をもち、より柔軟な核運用の選択肢を戦域レベルで提供しうるものとして議論されている。冷戦後に退役した核トマホーク (TLAM-N) 以来、米国が欠いてきた海洋発射型の戦域核戦力を再建する手段と位置づけられ、西太平洋地域における前方展開可能な戦域核オプションの空白を埋める候補として注目されている。

SLCM-N 開発の目的は、中露の戦術核戦力増強に対応し、地域紛争において米国の「核の傘」の信頼性を高める (エスカレーション・マネジメント) ことが主な目的である。即ち、**SLCM-N は、米国の同盟国に対する拡大核抑止の「保証**

**(Assurance) を高める役割を果たす**<sup>94</sup>。米国は、中国が将来、ロシアと同様の「Escalate to de-escalate」(エスカレートして沈静化させる) 戦略を採用し、限定核攻撃や戦術核使用の威嚇を行う可能性を指摘している<sup>95</sup>。

### (3) 核の運用 (NCND 原則)

米国は、核の運用 (運搬手段への搭載の有無) について、「肯定も否定もしない」(NCND: Neither Confirm Nor Deny) という方針を堅持している。NCND の戦略的曖昧性は、作戦の秘匿性向上や、抑止力強化に寄与している。

---

<sup>92</sup> In Section 1633 of the FY2026 NDAA, Congress also required that DOD and NNSA provide “a limited number of assets” to “enable limited operational deployment” “not later than September 2032.”

<sup>93</sup> Congressional Research Service (2026). “[Nuclear-Armed Sea-Launched Cruise Missile \(SLCM-N\)](#).”

<sup>94</sup> 核戦略に関する概念整理：

- 抑止 (Deterrence) は、「敵」を対象とし、「攻撃を思いとどまらせる」ことを目的とする。
- 保証 (Assurance) は、「同盟国等の味方」を対象とし、「『守る』と安心させる」ことを目的とする。例として、日米安全保障条約第 5 条や、北大西洋条約第 5 条等が挙げられる。
- 再保証 (Reassurance) は、「不安化した味方」を対象とし、「揺らいだ信頼を回復する」ことを目的とする。例として、日米拡大抑止協議や、NATO の核共有及び核協議等が挙げられる。

<sup>95</sup> US Department of State (2020). “[Strengthening Deterrence and Reducing Nuclear Risks, Part II: The Sea-Launched Cruise Missile-Nuclear \(SLCM-N\)](#).”

### 第3節 我が国が採るべき核戦略

#### (1) 核抑止を国家戦略の中心に据える

我が国は、唯一の被爆国として、長期的には核軍縮及び核廃絶を目指す。それは、我が国が掲げるべき理想であり、責任である。

同時に、現実の脅威から国民を守る責任も負っている。したがって、**短中期的には「日本が再び核攻撃を受けない」ことを目的とした核抑止を国家安全保障戦略の中心概念として位置付けるべき**である。即ち、我が国の核戦略は、『理想としての核廃絶』と『現実としての核抑止』を両立させる**現実主義的な安全保障戦略として再構築されなければならない**。

核軍縮と核抑止は対立概念ではなく、同一の時間軸上に存在するものである。政府は、核軍縮と核抑止が二項対立ではないことを強調し、国際政治における核理論及び核戦略に対する国民の理解を深めるために、**最大限の努力を行うべき**である。信頼できる抑止力こそが、核使用を防ぐ前提である。

#### (2) 日米拡大抑止の実効化

2024年12月に策定された、日米の「**拡大抑止に関するガイドライン**」を土台として、日米拡大抑止協議（EDD: Extended Deterrence Dialogue）の運用をさらに深化させるべきである。具体的には、**スタンド・オフ防衛能力、ミサイル防衛、宇宙・サイバー・電子戦能力等の通常戦力と核抑止力を一体的に計画・運用する「核・非核統合」（NCI: Nuclear-Conventional Integration）を進め、危機時の協議、共同計画及び核運用に関する意思疎通を、平素からの常設的なプロセスとして具体化する必要がある**。例えば、航空自衛隊による米戦略爆撃機に対する空中給油、海上自衛隊の各種アセットによる前方展開する米原潜の安全確保といった取り組みが考えられる。

#### (3) 非核三原則について

第一に、核政策に関する現在の政府見解（いわゆる岡田外相答弁）<sup>96</sup>は、国民の生命及び国家の命運に責任を有する政府として、**意思決定を先送りにしているとも言え、より責任ある対応が求められる**。

---

<sup>96</sup> 岡田外相答弁（2010年3月17日衆議院外務委員会）

我々は、**非核三原則を守る**というふうに申し上げております。非核三原則というのは、それは国民を守るために非核三原則ということをお我々は主張しているわけでございます。余り仮定の議論をすべきでないと思いますが、緊急事態ということが発生して、しかし、核の一時的寄港ということをお認めないと日本の安全が

第二に、現状変更を試みる核保有国に囲まれる我が国にとり、核の脅威が確実に高まっていることは、明白である。

第三に、2032年以降に配備予定のSLCM-Nは、インド太平洋における戦域核抑止の中心的役割を担う可能性が高い。SLCM-Nの運用主体としては、米攻撃型原子力潜水艦が有力な選択肢として想定される。米攻撃型原子力潜水艦は、日米同盟の下、現在も我が国に寄港し、通常の運用がなされている。したがって、米国が従来通りNCND原則を維持する限り、2032年以降、米攻撃型原子力潜水艦が寄港する度に、「非核三原則」に基づきSLCM-N搭載の有無を確認することは現実的ではなく、米攻撃型原子力潜水艦の通常任務を阻害することとなる。したがって、我が国としては、SLCM-N配備後を見据え、米攻撃型原子力潜水艦の円滑な寄港、補給及び維持整備体制を整備することが、米国の我が国に対する拡大抑止力の強化に繋がる。そのためにも、**2032年までに、我が国としての核抑止力強化策を定め、米国との調整を進める必要がある**（いわゆる「**2032年問題**」）。

第四に、加速度的に変化する国際情勢を踏まえ、今般改定する国家安全保障戦略及び国家防衛戦略の対象期間を約5～10年間とすべき点（2027年～2036年頃までの戦略を描く点）に鑑み、**2032年までの核抑止力強化策は、今般改定する国家安全保障戦略及び国家防衛戦略で明らかにせねばならない。即ち、今般の改定こそ、我が国の核抑止力強化のモメンタムに他ならない。今般の改定で我が国の核抑止力強化を定めなければ、間に合わない**のである。

第五に、我が党の安全保障に対する基本姿勢は、「リアリズム・国際標準」である。したがって、現実的な核戦略を提言する。

---

守れないというような事態がもし発生したとすれば、それは**そのときの政権が政権の命運をかけて決断**をし、国民の皆さんに説明する、そういうことだと思っております。（中略）

我々としては、非核三原則、鳩山内閣として堅持するという方針であります。しかし、日本自身の安全にかかわるような重大な局面というものが訪れて、そしてそのときに核を積んだ艦船が一時寄港する必要があるというような、そういう仮定の議論は余りしたくありませんが、そういうことになったときに、我々は非核三原則を堅持いたしますが、最終的には**そのときの政権がぎりぎりの判断というものを政権の命運をかけて行う**ということだと思っております。非核三原則というのは、これはやはり日本自身を核の脅威から遠ざける、こういう考え方に立って行われているものだと私は認識いたしますけれども、いざというときの、日本国民の安全というものが危機的状況になったときに原理原則をあくまでも守るのか、それともそこに例外をつくるのか、それは**そのときの政権が判断すべきことで、今、将来にわたってそういったことを縛るというのはいけないことだ**と思っております。いずれにしても、鳩山政権としては非核三原則を堅持する、そのことははっきり申し上げておきたいと思っております。

米国の拡大核抑止を強化するためには、米国との連携が不可欠である。そのためにも、**2032年問題を念頭に、まずは我が国の核戦略に対する意思として、「非核三原則」については、『持たず』『作らず』は維持しつつ、『持ち込ませず』については現実的検討を行うべきである。**これは、「核不拡散条約体制（NPT体制）の堅持」と同義であり、核戦略の国際標準である。その上で、**政府は、米国による拡大核抑止の実効性を高めるため、米国とも協議の上、必要な措置を講ずるべき**である。特にSLCM-N配備後は、米攻撃型原子力潜水艦への核搭載有無の確認は現実的でなくなることに留意すべきである。まして、「非核三原則」に基づき米攻撃型原子力潜水艦の寄港を拒否することは、日米同盟を大きく揺るがせにする。

#### (4) 核共有について

NATOで実施されている「核共有」は、欧州に米国の戦術核を物理的に配備することで、欧州大陸における核のリスク及び負担を共有している。即ち、NATOの核共有制度は、米国の戦術核のオペレーションへの同盟国の参加を確保する制度である<sup>97</sup>。核共有と密接に関連するのは、NATOの「核協議」（nuclear consultation）である。核協議制度は、核兵器に関する政策や意思決定への同盟国の関与を担保している。「核共有」は核に関する「ハード」（物）の共有、「核協議」は核に関する「ソフト」（情報）の共有であると言える。

NATO核共有の意義は、米国の前方配備核と各国空軍の「通常・核両用機」（DCA）が「核の存在を可視化すること」であり、軍事的役割及び政治的役割の双方を有している。条約上の核同盟たるNATOが、実質的にも「米欧は核運命共同体である」という政治的メッセージ（拡大抑止シグナル）を発することに繋がっている。同メッセージの発する先は、同盟国と敵の双方である。即ち、核共有とは、単に兵器を置くことではなく、米国の核関与を前方で同盟国及び敵の双方に対して見える形で示し、同盟全体の結束と対応意思を同盟国及び敵の双方に認識させる仕組みである。要するに、同盟に対しては拡大核抑止の「再保証」（Reassurance）を強め、敵に対しては「抑止」（Deterrence）の意思を強く投射する仕組みである。

核戦略における米国の「再保証」に関する我が国とNATOの違いは、我が国が日米拡大抑止協議という「不可視の再保証」（Invisible reassurance）を有するのみである一方、NATOは核共有という「可視化された再保証」（Visible reassurance）と核協議という「不可視の再保証」の双方を有するということであると言える。即ち、NATO

<sup>97</sup> 岩間陽子編（2023）．『核共有の現実 NATOの経験と日本』．信山社．

は「不可視の再保証」が「可視化された再保証」へと接続されている一方、我が国は「不可視の再保証」のみに留まっている。

NATO が核共有という「可視化された再保証」に至った理由は、ソ連に対抗する欧州正面における NATO とソ連との通常兵力の不均衡を解消することに加え、米ソ間の核戦力の均衡による「核の手詰まり」(Nuclear stalemate) を背景に、米国本土と欧州の安全保障が切り離されるのではないかという「デカップリング」(decoupling)の懸念に対応する必要があったからである。即ち、欧州防衛のために米国が本当に核を使用するのか(米国本土への核報復リスクを冒してまで欧州に対する拡大核抑止を履行するのか)という信頼性への疑念に対し、欧州への核の前方配備と共有を通じて米欧の安全保障を再び「結合」させることが求められたのである。

この観点に立てば、中国による通常兵力及び核戦力の急拡大により、今後の極東の軍事バランスが中国寄りに傾くことが懸念されていることに加え、北朝鮮及びロシアも核軍拡を進めており、必ずしも友好的でない3つの核保有国に直面している我が国の地政学的状況を踏まえれば、日米同盟下の核戦略における「可視化された再保証」が必要となる可能性も排除できない。

我が国において直ちに核共有を導入する必要はないが、予断を以て排除する必要もないことから、**政府は、我が国における核共有の制度的課題、法的課題及び運用構想等について、検討を開始すべきである<sup>98</sup>。特に、大陸国家群である西欧諸国を中心とした NATO 型の核共有とは異なり、海洋国家である我が国にとり、海上戦力を基盤とした日本型の核抑止協力について、中長期的な研究を行うべきである。**

## (5) 戦略的再保証の強化

**我が国に対する「再保証」(Reassurance)を強化し、米国の拡大核抑止に対する我が国の信頼を維持する必要がある。**例えば、他国では、米戦略原子力潜水艦の寄港<sup>99</sup>や共同演習等を通じ、抑止の可視化を進めている事例がある。

---

<sup>98</sup> 我が国においては、2022年の戦略3文書改定の議論の過程で、故安倍晋三首相が核共有の議論の開始に言及した。また、日本維新の会も、『国家安全保障戦略等の改定に対する提言』(令和4年12月7日)で、核共有の議論の開始を提言した。

<sup>99</sup> 2023年7月の米韓ワシントン宣言に基づき、米戦略原潜が韓国に寄港した(韓国に対する再保証(Reassurance)策の一環)。

## 第4章 防衛費

### 第1節 これまでの我が国の防衛費

長年、我が国の防衛関係費は概ね GDP 比 1%前後であった。但し、この「1%枠」は法的な上限ではなく、1976 年の三木内閣による政治的目安である。その後、1987 年の中曽根内閣で形式的には撤廃されたが、実質的には 1%前後が続いた。

しかし、昨今の戦後最も複雑で厳しい安全保障環境に鑑み、2022 年 12 月の戦略 3 文書改定を契機として、政府は、「2027 年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の 2%に達するよう、所要の措置を講ずる」という方針を決定した<sup>100, 101</sup>。5 年間（2023～2027 年度）の防衛力整備計画では、約 43 兆円の防衛力整備計画対象経費が設定された。これは前計画である令和元年の中期防衛力整備計画（01 中期防）の約 27 兆円から 1.5 倍増であった。その背景には、中国の急速な軍拡、台湾有事への懸念、北朝鮮の核及びミサイル能力向上並びにロシアのウクライナ侵略が挙げられる。

しかし、年々増悪する我が国をめぐる安全保障環境に鑑み、政府は、防衛関係費 GDP 比 2%を 2 年間前倒しで達成することが必要となった。具体的には、2025 年度補正予算を含めると、防衛省予算及び海上保安庁等の安全保障に関連する補完経費等を合算した、いわゆる安全保障関連経費<sup>102</sup>が約 11 兆円規模となり、GDP 比 2%相当に達した。

### 第2節 北大西洋条約機構（NATO）の防衛費

NATO は、2025 年、国際安全保障環境の悪化に鑑み、防衛費 GDP 比 2%目標（2014 年に設定）を 2025 年に達成する見込みであることを発表した上で、2035 年までの防衛費 GDP 比 5%目標（コア防衛費 GDP 比 3.5%及びインフラ整備等の安全保障

---

<sup>100</sup> 令和 5 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和 5 年 1 月 23 日 閣議決定）に基づく、令和 4 年度名目 GDP（実績見込み）560.2 兆円に対する比率。

<sup>101</sup> 国家安全保障戦略（2022 年 12 月）

<sup>102</sup> いわゆる安全保障関連経費は、①防衛力整備計画対象経費、②「4 つの分野」（研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、国際協力（OSA））の関連経費、③沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会（SACO: Special Action Committee on facilities and areas in Okinawa）・米軍再編関連経費、④海上保安庁・PKO 等関連経費、の 4 つで構成される。

関係費の GDP 比 1.5%の合計)<sup>103</sup>に合意した(2025 年ハーグ合意)<sup>104</sup>。)これは、単に、ロシアによるウクライナ侵略を契機とした国際安全保障環境の悪化に際し、今後のロシアの攻勢に対抗するためだけではなく、「高強度戦争 (High-Intensity Warfare) を長期間継続できる体制」を構築するための予算である。防衛費については、NATO の基準は、国際標準とも言えるものであり、国際社会における一つの基準となっている。

### 第3節 西太平洋地域の防衛費

我が国が位置する西太平洋地域の主要国及び地域は、防衛費の名目 GDP 比を 3%以上に引き上げている。詳細は以下の通りである。

#### (1) 豪州

豪州は、その 2026 年国家防衛戦略及び統合投資プログラムにおいて、NATO 基準を基に、**2033 年度までに防衛費を名目 GDP 比 3%まで引き上げる**方針を決定した<sup>105</sup>。その理由は、中国の軍拡及び外洋進出、インド太平洋の軍事バランス変化、AUKUS Pillar 1 を通じた原子力潜水艦導入が挙げられる。

#### (2) 韓国

韓国は、2025 年 10 月の米韓首脳会談において、**可能な限り早期に防衛費を名目 GDP 比 3.5%まで引き上げる**方針を公表した<sup>106</sup>。これは、NATO 加盟国以外の米同盟国で初めて 3.5% 目標を表明したものである。その理由は、北朝鮮の脅威への対応、中国の軍拡及び外洋進出、韓国の戦略的自律性向上、原子力潜水艦導入が挙げられる。

---

<sup>103</sup> 2025 年ハーグ合意以前の NATO の GDP 比 2%目標時代には、NATO では「防衛費」(defence expenditure)のみが基準であった。しかし、2025 年ハーグ合意によって、2035 年までの目標として「コア防衛費 3.5% + 安全保障関係費 1.5% = 防衛・安全保障投資コミットメント 5%」(core defence requirements + defence- and security-related spending)という二層構造をとることとなった。

<sup>104</sup> NATO (2025). "[Defence expenditures and NATO's 5% commitment](#)".

<sup>105</sup> Australian Government, (2026). "[2026 National Defence Strategy and Integrated Investment Program.](#)"

<sup>106</sup> The White House (2025). "[Joint Fact Sheet on President Donald J. Trump's Meeting with President Lee Jae Myung.](#)"

### (3) 台湾

台湾は、2025年8月、2026年の防衛費を名目GDP比3.3%まで増加させ、**2030年までに防衛費を名目GDP比5%まで引き上げる**ことを表明した。その理由は、中国による軍事的威圧の急速な高まりに対し、抑止力と持久戦能力を強化するためであると言える。特に、台湾は、中国との軍事力格差が拡大しているため、その切迫度が高いと言える。

#### 第4節 今後の我が国の防衛費

我が国の防衛関係費は、約27兆円であった令和元年の中期防衛力整備計画（01中期防）から、前回の防衛力整備計画（2023～2027年度）では約43兆円へと拡大した。

新たに必要となった事業の事業費の中で、大幅に増強されたのは、スタンド・オフ防衛能力、統合ミサイル防衛能力、無人アセット防衛能力、領域横断作戦能力に資する車両・艦船・航空機等に加え、装備品等の維持整備費・可動確保に関する費用や、施設の強靱化（例：指揮所の地下化、老朽施設建替え等）である。

我が国は、ハイブリッド戦争及びアルゴリズム戦争を経て、「戦略概念の転換」を図ることが必要であり、そのための予算が必要となる。

その際に**重要なのは、「何%使うか」より、「何に使うか」**である。

特に、AI、ISR、精密打撃、無人システム、データ統合等の重要性が急速に高まっており、陸海空等の伝統的領域に加え、これらの分野への大規模投資が重要である。

また、我が国は、中朝露という3つの正面から核の脅威に晒されている。中国は、海軍艦艇数世界最大規模、核戦力急拡大、台湾侵攻能力の向上、東シナ海及び南シナ海での常態的圧力といった軍拡を図っている。北朝鮮は、核兵器運搬能力（ICBM能力）増強及び新兵器開発（極超音速兵器開発）を積極的に実行している。ロシアは、極東軍の再建、核戦力の増強及び北方領土の軍事拠点化を進めている。このような三方向の軍事圧力に直面する事態は、歴史上、我が国が経験したことのない事態である。

我が党の安全保障に対する基本姿勢は、「リアリズム・国際標準」である。したがって、上記のような事態を見据え、防衛費の在り方を構想する必要がある。

我が国が直面している脅威環境は、2022年の国家安全保障戦略で設定したGDP比2%時代の前提を既に超えている。したがって、**政府は、次期戦略3文書の改定では、我が国独自の意思として、以下の4点を踏まえて我が国の防衛費のコミットメントを明確に示すべきである。**

- ① 防衛費を名目GDP比2%以上（基準年は2026年度）とすること
- ② 我が国と脅威認識を共有する西太平洋地域の同志国の国際標準である3.0%以上を参考に、中長期的な防衛費の増額を目指すこと
- ③ 防衛費の換算はインフレ及び為替による負の変動を加味すること
- ④ 必要な防衛力の積み上げ方式とすること

## 第5章 防衛態勢

### 第1節 内閣総理大臣臨時代理

国家の防衛態勢を維持・機能させるための業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）が、「政府存続計画」（COG: Continuity of Government）である。

COG は、核戦争の危険性が高かった米ソ冷戦時代に、米国において作られた計画である。COG では、現職の大統領が執務不能、死亡、辞職又は免職の状態となった場合に、米国合衆国憲法及び 1947 年大統領継承法が規定する「米国合衆国大統領権限の継承順位」（United States presidential line of succession）に基づき、誰が代わりに大統領に就任して大統領としての執務を継続し、政府の存続を図るのかについて定めている。

我が国では、「内閣総理大臣臨時代理」の制度が相当する。内閣法第 9 条は「内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する国務大臣が、臨時に、内閣総理大臣の職務を行う」と規定しており、慣例として、組閣時に内閣総理大臣臨時代理の就任予定者 5 名（第 1 位～第 5 位）をあらかじめ指定している（官報掲載）。しかし、万が一、予め内閣総理大臣臨時代理に指定されている 5 名全員が武力攻撃事態等で欠けるような事態が生じた場合には、残りの閣僚が「協議」（内閣総理大臣がいないので「閣議」にはならない）した上で、新たに内閣総理大臣臨時代理を決定することが条理上許されるとされている<sup>107</sup>。即ち、慣例で就任予定者 5 名を定めているに過ぎず、それ以上の閣僚が欠けることを想定していないのである。

政治には、あらゆる事態を想定しておく責任がある。したがって、**政府は、全ての閣僚に対し、「内閣総理大臣臨時代理」の就任予定順位を指定すべき**である。

### 第2節 首相官邸への副官配置

副官とは、指揮官に対する一種の秘書役とも言え、指揮官の庶務的事項を担当し、指揮官による危機管理組織の運用を補佐する。その役割において、事務の秘書官や参謀とは異なる。

自衛隊の最高指揮官たる内閣総理大臣の軍事参謀は、統合幕僚長である。通常、軍事組織の指揮官には参謀と副官がいるにもかかわらず、自衛隊の最高指揮官たる内閣総理大臣には、副官が欠如している。

---

<sup>107</sup> 第 147 回国会衆議院法務委員会第 13 号（平成 12 年 4 月 18 日）、阪田雅裕内閣法制局第一部長の答弁

したがって、我が国の防衛態勢における即応性、柔軟性及び効率的な運用体制を担保するために、政府は、内閣総理大臣官邸に「総理副官室」を設置し、将官クラスの副官を配置すべきである。

### 第3節 防衛省の組織体制拡充

昨今の激変する安全保障環境に伴い、防衛省の任務は、増加の一途を辿っている。特に、防衛力向上を図るにあたり、それら防衛力の整備等を担う内部部局の業務量も激増している現状にある。

現在、防衛省内部部局は、大臣官房、防衛政策局、整備計画局、人事教育局及び地方協力局の5局体制である。これは、他省庁に比較して最も少ない体制の一つである<sup>108</sup>。結果として、例えば防衛政策局の所掌は、政策関連、運用関連、国際関係及び情報関連等の多岐にわたり、一人の局長が管理するには過大な範囲となっている。

したがって、政府は、我が国の安全保障政策を円滑に運営するため、防衛省の組織を改革すべく、防衛省内部部局の局数を純増させ、防衛装備庁の組織の拡充を確実に行うべきである。

国家行政組織法は、我が国政府の「省」の中に、官房、局及び部（「庁」には、官房及び部）を設置することを定めている<sup>109</sup>。また、当該官房及び局の数は、政府全体で97以内と定められていることから、上限のキャップが決まっている<sup>110</sup>。したがって、政府の組織改変は「スクラップ・アンド・ビルド」が原則である。

また、行政機関の職員の定員に関する法律（通称：総定員法）は、おおよそ政府の文官の常勤職員の定員総数の上限を、33万1984人と定めている<sup>111</sup>。

---

<sup>108</sup> 12府省の官房及び局数：内閣府4、総務省10、法務省7、外務省11、財務省6、文部科学省7、厚生労働省11、農林水産省7、経済産業省7、国土交通省14、環境省5、防衛省5

<sup>109</sup> 国家行政組織法第7条

省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

<sup>110</sup> 国家行政組織法第23条

第7条第1項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第17条第1項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、97以内とする。

<sup>111</sup> 行政機関の職員の定員に関する法律第1条

このように、「局を作る自由」を無制限には認めず、かつ「人を増やす自由」も別途厳格に縛ることで、行政の肥大化を二方向から抑制する仕組みを採用している。

しかし、我が国が直面する困難な安全保障環境を見据えれば、防衛省・自衛隊の大幅な予算増及び人員増は不可欠であり、**国家行政組織法及び総定員法の改正を含め、あらゆる選択肢を排除せず行うべき**である。

また、**防衛省職員の採用にあたっては、民間からの中途採用や、一度退職した者の再雇用を含めた積極的な人事方針をとるべき**である。

#### 第4節 自衛隊指揮官幹部会同の定期開催

自衛隊指揮官幹部会同（旧自衛隊高級幹部会同）とは、内閣総理大臣の下、自衛隊の将官級幹部等を一堂に集めて実施する会議である。出席者は、内閣総理大臣、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、統合幕僚長、統合作戦司令官、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、陸上総隊司令官、自衛艦隊司令官、航空総隊司令官及び全国の主要部隊の長らである。

自衛隊指揮官幹部会同は、全自衛隊の指揮官会議としての性格を有する。制度上は意思決定機関ではないが、有事の際には一糸乱れぬ軍令体系を保持することが求められる関係上、最高指揮官たる内閣総理大臣と将官が直接会し、交流する場として非常に重要である。特に、我が国を取り巻く安全保障環境が深刻化している状況に鑑み、観閲式、観艦式及び航空観閲式を実施しないことを2025年7月に決定した今、内閣総理大臣と将官の交流の場として、高級幹部会同の重要性は増していると言える。内閣総理大臣は、特に統合及び各軍種の軍政及び軍令のトップである8名の将官（統合幕僚長、統合作戦司令官、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、陸上総隊司令官、自衛艦隊司令官、航空総隊司令官）とは、密な関係を構築せねばならない。

したがって、政府は、防衛政策及び防衛力整備の方向性について、内閣総理大臣の方針を全自衛隊の指揮官層に直接徹底し、組織としての認識を統一するためにも、**自衛隊指揮官幹部会同を定期的に開催することを正式に決定すべき**である。

---

内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）、内閣府、デジタル庁及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、33万1984人とする。

## 第5節 尖閣諸島防衛

尖閣諸島周辺海域において、中国の海警船が年間を通して我が国に脅威を与えている。我が国の接続水域内で365日に近い日数に及んで活動していることに加え、年間約1ヶ月にわたる日数に及ぶ領海侵入を行っている。また、2024年6月7日以降、中国の海警船は、いずれも砲を搭載しており、大型化・武装化が顕著であり、脅威が高まっている。

尖閣防衛における課題は、①法制度及び②運用の2つである。

法制度については、「海上警備行動、治安出動等の発令手続の迅速化のための閣議決定」（平成27年5月14日）<sup>112</sup>以降、海上保安庁及び自衛隊のシームレスな警戒監視及び対処態勢が可能となった。その上で、**実務上もシームレスな事態対処が可能となるよう、海上保安庁と海上自衛隊との実務上の連携を密にすべき**である。

運用については、島嶼防衛の事態が発生した際、自衛隊は、迅速に島嶼への部隊配置及び展開を行いつつ、海上優勢及び航空優勢の獲得及び維持を実行する体制を保持している。

その上で、中国による尖閣諸島周辺での領空侵犯に対し、航空自衛隊南西航空方面隊が戦闘機の緊急発進を行うに際し、政府は、**距離のある那覇からではなく、より近傍から対処できるようにする態勢を整備すべき**である。

また、政府は、無人機等による大量飽和攻撃といった物量における非対称戦に十分対処可能な無人アセットを現時点から保持し、統合作戦における宇宙・サイバー・電磁波領域といったドメインで優勢を保持する等、尖閣諸島防衛におけるあらゆる可能性に対して防衛態勢を整備すべきである。

さらに、**最前線で事態対処に従事する海上保安庁の能力強化を図る**<sup>113</sup>ため、海上保安庁の予算を大幅に拡張すべきである<sup>114</sup>。具体的には、**老朽巡視船艇、航空機の更新及び**

<sup>112</sup> 次の3類型について、武力攻撃に至らない侵害に際し、如何なる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するため、治安出動及び海上警備行動等の発令手続を迅速化した閣議決定：①国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処、②武装集団による不法上陸への対処、③公海での民間船舶への侵害行為への対処。

<sup>113</sup> 「海上保安能力強化に関する方針」（令和4年12月、海上保安能力強化に関する関係閣僚会議）は、海上保安業務の遂行に必要なハード及びソフトに関する6つの能力（海上保安能力）の強化を明示：①尖閣領海警備能力、②広域海洋監視能力、③事態対処能力、④国内外の関係機関との連携・支援能力、⑤海洋権益に関する海洋調査能力、⑥業務基盤能力。

<sup>114</sup> 「海上保安能力強化に関する方針」（令和4年12月、海上保安能力強化に関する関係閣僚会議）は、「令和9年度における海上保安庁の当初予算額を令和4年度の水準からおおむね0.1兆円程度増額」と明記したが、自衛隊の能力強化と比べ、大きく不足している。

修繕体制の強化に加え、サイバー対策の強化、各種アセットの無人化又は省人化の導入の拡大、自衛隊とのさらなる連携の強化など、令和4年12月決定の「海上保安能力強化に関する方針」に基づく各種取組をより一層強力に進めなければならない。特に、人材確保に向けて、給与体系の見直しをはじめ、老朽化した庁舎及び宿舎の更新、巡視船艇内の居住環境整備等の大幅な処遇改善を進め、人的基盤を早急かつ抜本的に強化すべきである。

## 第6節 太平洋及びシーレーン防衛

海洋国家たる我が国は、ほぼ100%の物流及び貿易を海運に依拠している。したがって、その海上交通路（シーレーン）の確保は、我が国の生存に直結した問題である。2026年2月に発生した米国及びイスラエルによるイラン攻撃以降、ホルムズ海が閉鎖されて中東由来の石油等が途絶し、我が国経済に多大なる負の影響を及ぼしたことは、自由で開かれた国際秩序とシーレーンの安定が我が国の国益に不可欠であることを改めて認識された好例である。世界各地からシーレーンは、その大半が、最終的には西太平洋を經由して我が国に向かう。したがって、西太平洋防衛とシーレーン防衛は一体不可分である。

昨今中国は、第一列島線、フィリピン海、第二列島線を越えて、広く西太平洋地域において軍事活動を活発化させている。2025年には、就役中の中国空母の数が従来の2隻体制から3隻体制へと増加し、空母「山東」及び「遼寧」が2隻同時に第二列島線を越えて活動し、空母艦載機の発着艦回数が2022年と比較して約5倍に増加する等、活動頻度及び地理的範囲も急激に拡大している。

我が国の領空は、防空識別圏（ADIZ: Air Defense Identification Zone）を設定することによって防衛している<sup>115</sup>。しかし、我が国の太平洋防衛には、「防空識別圏の空白」という課題が存在する。その主な理由は以下である。

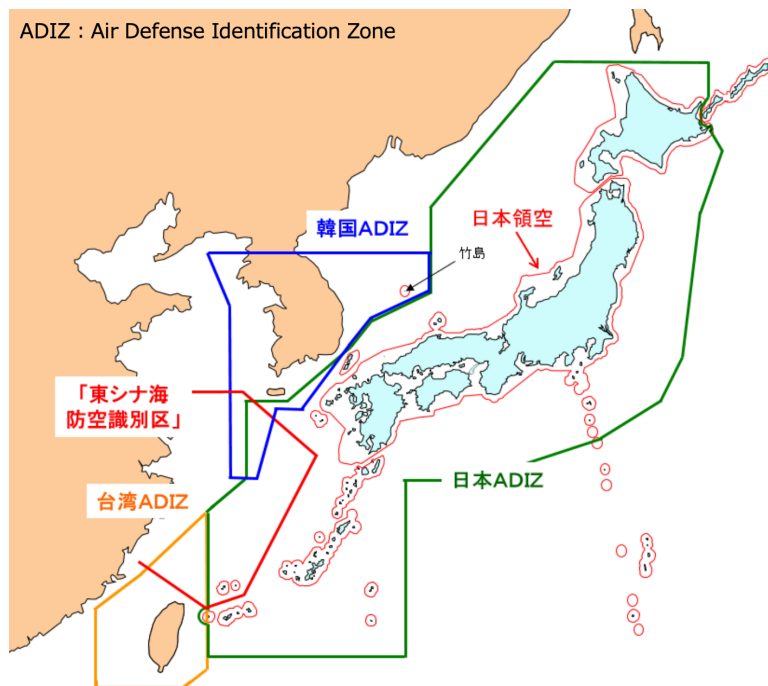
- ① 戦後の主要脅威（ソ連（冷戦後はロシア）及び中国）は、北側（北海道）及び西側（日本海及び東シナ海）から到来し、東側（太平洋側）には主たる脅威が存在しなかったこと（東側は重点監視方向ではなかったこと）。
- ② 東側（太平洋側）には同盟国たる米国の前方展開線が存在していること。
- ③ 太平洋は地理的に広過ぎること。

---

<sup>115</sup> 防衛省の訓令で設定されている我が国の防空識別圏（ADIZ: Air Defense Identification Zone）は、領空侵犯のおそれのある航空機を領空到達前に識別し、その後実際に対処することを目的としている。したがって、物理的に対処できない範囲に設定することはなかった。

しかし、上記の中国軍の行動を踏まえれば、太平洋側の空白を早急に解消する必要がある。そのためには、**政府は、太平洋側における警戒管制レーダーの配備、固定翼哨戒機の地上配備及び緊急発進のための要撃戦闘機の地上配備等を含め、硫黄島、父島及び南鳥島といった太平洋上の自衛隊の拠点を強化すべきである。また、太平洋の広大性に鑑み、同盟国及び同志国との連携による警戒監視を行うべきである。**

図：我が国の防空識別圏（防衛省提供資料）



## 第7節 公共インフラ防護

### (1) 原子力発電所の保安体制

原子力発電所の保安体制は、概ね、「事業者の自主防護＋原子力規制委員会の規制・検査＋警察の常駐警戒＋海保の海上警戒＋自衛隊の後方・非常時対処」で構成されている。

しかし、原発防護は基本的に警察任務であり、武装作業員、ドローン群、ミサイル攻撃及びサイバー攻撃等を組み合わせた複合攻撃への軍事的備えが弱いと言える。特に、原発防護は「核物質防護」中心であり、電力網、通信、港湾、道路及び避難経路を含む広域重要インフラ防護としては十分とは言い難い。

2022年より継続しているロシアのウクライナ侵略では、実際に原子力発電所が攻撃の対象となっている。このような事実に鑑み、**政府は、武力攻撃事態において原子力発電所が攻撃対象となった場合の統合防衛の体制を早急に構築すべき**である。

## (2) 海底ケーブル（通信及び電力用）

『自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書』（令和7年10月）は、「南西諸島における海底ケーブルの強靱（きょうじん）性を強化するための施策を推進する。」と定めた。

海洋国家たる我が国にとり、通信用及び電力用の海底ケーブルは、国家機能維持に不可欠なインフラである。したがって、海底ケーブル防護は、単なる「通信政策」や「電力政策」ではなく、通信主権・経済安全保障・海洋安全保障を一体化した国家インフラ防衛体制として構築しなければならない。

**政府は、海底ケーブルの多ルート化、陸揚局分散及び堅牢化、予防・検知・保守体制の強化、敷設及び修復能力に関する自律性向上等、事業者・総務省・海上保安庁・海上自衛隊の連携強化等、総合的な海底ケーブル防護体制を整備すべき**である。

## (3) 港湾及び空港

港湾及び空港は、国民保護にとって不可欠なインフラであるのみならず、有事の際には自衛隊が全国の港湾及び空港を活用する分散型運用の観点で重要である。

有事における自衛隊の作戦を円滑に運用する観点から、**政府は、平時は民間インフラとして運用されている港湾及び空港を、有事やグレーゾーン事態において自衛隊及び同盟国軍が迅速かつ継続的に利用できるよう、平時から整備及び運用することが必要**である。

自衛隊が利用するか否かに関わらず、有事においては、国家インフラの拠点である港湾及び空港が標的となることは避け難い。したがって、**政府は、平時からデュアルユースのインフラとして港湾及び空港を強化し、有事の際の防護措置を充実させるべき**である。

## (4) 国産ソブリンクラウド

現在の安全保障環境において、クラウドは単なるITサービスではなく、国家機能を支える戦略インフラである。「情報優勢」の時代に、国家のデジタル主権（Digital Sovereignty）を如何に確保するかは、我が国の安全保障に直結する課題であり、有事における国家の継戦能力は、クラウド停止によって甚大な影響が与えられることが想定され

る。例えば、同一の海外クラウドに大きく依存していた場合、大規模障害やサイバー攻撃の影響が国家全体に波及するため、国民生活及び自衛隊の事態対処に大きな支障をきたすこととなる。

したがって、**政府は、「国産ソブリンクラウド」の体制を早急に整備すべき**である。

国産ソブリンクラウドは、我が国の法令・規制・統制の下で、データ、運用及び重要技術を継続的かつ自律的に管理できるクラウド基盤のことである。特に、有事においても外国政府又は外国企業の意思決定に依存せず、国家機能及び重要インフラを維持できるクラウド基盤を指す。

具体的には、データの所在は我が国国内に完全に保存し、運用者はセキュリティ・クリアランスを保持する日本国民のみとし、暗号・鍵管理は国産暗号とし、技術基盤は国産技術に依拠し、サービス継続は国内で完結することを保証することで有事の継戦能力を確保すること等が必要である。

## 第8節 自衛隊の区域統合・中間結節点簡素化

『自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書』（令和7年10月）は、「自衛隊の運用にかかる組織の効率化および統合作戦司令部の一元的指揮統制の強化のため、自衛隊の区域統合および中間結節点の簡素化などを着実に実施する。」と定めた。

これは、単なる組織改編ではなく、人口減少時代及び統合作戦時代に対応した指揮統制（C2: Command and Control）の再設計を意味する。

現在の自衛隊は、陸上自衛隊の各方面隊、海上自衛隊の各地方隊、航空自衛隊の各航空方面隊が、それぞれ独自の区域区分を有している。また、中間結節点として、陸上自衛隊の各方面総監部、海上自衛隊の地方総監部及び航空自衛隊の各方面隊が存在する。

「自衛隊の区域統合および中間結節点の簡素化」は、統合作戦司令部を頂点として、陸海空の縦割りの指揮系統を可能な限り整理し、戦域単位で迅速に統合作戦を遂行できる指揮統制構造へ移行することを主眼としている。

**政府は、統合運用の観点で、自衛隊の区域統合および中間結節点を如何に再編するかについて、戦略3文書において一定の方向性を決定すべき**である。

## 第6章 継戦能力

2022年以來、長期間にわたり継続しているロシアによるウクライナ侵略の現状に鑑み、有事の継戦能力を維持する体制整備は、我が国にとり喫緊の課題である。また、ほぼ100%の物流及び貿易を海運に依拠している海洋国家たる我が国は、有事における自衛隊の装備品及び補給物資並びに民生品等を長期に渡り安全に輸送する体制を確立せねばならない<sup>116</sup>。

具体的には、政府は、①弾薬、無人機及びミサイル等の量産及び備蓄体制の強化、②国内の防衛生産・技術基盤の強化、③自衛官の損耗率低下策の充実、④有事の際の自衛官募集及び急速錬成体制の確立、⑤駐屯地及び基地等の自衛隊施設の抗堪性向上、⑥官民の燃料備蓄体制の強化、⑦食料備蓄及び増産体制の確立、⑧海上輸送体制の強化等を実行すべきである。

## 第7章 自衛隊の作戦環境支援

防衛の問題は、防衛省・自衛隊だけが対処する問題ではない。関係省庁、特に内政上の危機管理において主要な役割を果たす旧内務省系官庁（警察庁・総務省・厚生労働省・国土交通省）は、有事の際に前線で戦う防衛省・自衛隊の作戦環境を後方から支える重要な役割を負っている。

警察庁は、平時及び有事の際の治安維持及び防諜について不可欠な役割を果たす。

総務省は、我が国の防衛基盤を支える「通信主権」の確保や、有事における電子戦対処を支援せねばならない。また、有事の際に国家の総力を結集するためには地方自治体との連携が不可欠であることから、有事の際の国家体制について平時の現在から体制整備に努めなければならない。更に、消防庁は全国瞬時警報システム（Jアラート）を運用しており、Jアラートに関する不断の機能向上に努めるべきである。

厚生労働省は、自衛隊の衛生部門を自衛隊外から支える役割を担い、損耗率低下に寄与せねばならない。特に、危機管理医薬品（MCM）については、厚労省が主導して備蓄等の確保策を講じるべきである。

---

<sup>116</sup> 『失敗の本質—日本軍の組織論的研究』（戸部良一ほか著）によれば、大東亜戦争時代には、兵員、武器、糧食の輸送を行う多くの輸送船団が米航空戦力によって沈没させられた。「潜水艦は第一次大戦の戦訓によって外国では商船攻撃に用いるのが最も適切であるとされていた。事実、日本の輸送船は米潜水艦によって無防備に近い形で数えきれないほど撃沈されている。」との記述もある。「失敗」を繰り返してはならない。

国土交通省は、有事の際に自衛隊が道路及び海空港等を円滑に利用する等、円滑かつ柔軟な作戦遂行を支援すべく、平時から体制整備に努めなければならない。また、海上保安庁と海上自衛隊とのシームレスな事態対処体制を構築すべく、海上保安庁の能力強化が必須である。

外務省は、国家安全保障の両輪として、同盟調整を含む多様な役割を有している。

財務省は、平時における防衛力整備に係る予算措置に加え、万一有事となった場合の資金調達手段について、平時の現在から検討を行う必要がある。

文部科学省は、有事の際に自衛隊が長期の戦いに耐え、自衛官が自衛官たる矜持を維持することができるためにも、教育体系において国家安全保障及び防衛の重要性について説き、後述する愛国心の涵養に係る施策を推進すべきである。

内閣府は、重要土地等調査法、経済安全保障推進法及び重要経済安保情報保護活用法等を所管し、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る施策を推進しており、我が国の安全保障に不可欠な役割を担っている。これらの施策の更なる強化を図ると同時に、PKO を活用した国際任務への参加機会を増加するための施策を推進すべきである。

農林水産省は、平時から食料自給率を高める施策を実施しつつ、有事における食料増産体制の整備について、平時から検討を加速化すべきである。

経済産業省は、エネルギー安全保障及び経済安全保障の要であると同時に、有事においては物資等の補給について不可欠な役割を担うことから、万一有事となった場合の各種物資の調達手段等について、平時の現在から検討を行う必要がある。

環境省は、経済安全保障の確保に貢献する重要鉱物及び金属資源等の再資源化を担っており、防衛装備品等の領域における我が国の戦略的自律性の向上に寄与すべく、平素から防衛省等との連携を深め、施策を推進すべきである。

## 第8章 人的基盤・組織定員

### 第1節 予備自衛官制度の抜本的改革

現在の予備自衛官員数は、自衛隊法上 47,900 人とされ、即応予備自衛官は 7,981 人である。いずれも防衛省職員の定員外に位置づけられており、その充足率は低い（予

備自衛官は7割弱、即応予備自衛官は5割前後、予備自衛官補は5割台<sup>117</sup>。したがって、防衛分野における人的基盤を強固なものにすべく、予備自衛官制度の抜本改革が必要である。

予備自衛官制度改革の核心は、「予備人員」ではなく「常備自衛官と一体で運用できる即応戦力」へ再設計することである。この点を踏まえ、政府は、以下の改革案を実行すべきである。

### (1) 退職自衛官の「原則予備役化」及び国家としての雇用

少子化の進行に伴い、自衛官の確保及び維持は、今後一層困難となることが見込まれる。一方で、陸海空自衛隊においては、事務官・技官定員の削減分に自衛官を充当し、さらに募集・援護の充実を図るため、現役自衛官を定員外で勤務させているという構造的課題が存在し、自衛官の確保等の困難性に拍車を掛けている。

人的継戦基盤の充実を図るためには、有事への備えを視野に入れつつ、既に高度の経験と知見を有する多数の退職自衛官を、平素より有効に活用し得る体制を構築することが不可欠である。

**このため、政府は、退職自衛官を「防衛力そのもの」と位置づけ、国が責任をもって自衛隊の定員外で雇用する「準防衛官（仮称）」制度を新設すべきである。**

現在、退職自衛官の再就職先の拡大や部外力活用の在り方を中心に検討が進められているが、自衛官以外の国家公務員については、昨年4月施行の「高齢者雇用安定法」により65歳までの雇用が義務づけられており、処遇上の格差は拡大の一途をたどっている。

「準防衛官」は、自衛隊の定員外に位置づけられるものであり、真に現役自衛官でなければ遂行し得ない業務を除く各種任務（例：整備、警備、経理補給、教育、研究開発、広報、募集・援護等）に充当されることを想定するものである。

**更に、全員を予備自衛官として登録する（退職自衛官の原則予備化）ことが重要である。**有事に際しては、自衛隊法第103条第1項及び第2項に定める地域（自衛隊が行動する地域等）において、任務遂行に必要な後方支援等を担うことを可能とする制度である。

---

<sup>117</sup> 参議院常任委員会調査室・特別調査室（2025）．『[自衛隊の人的基盤をめぐる状況－厳しい採用環境と処遇改善を中心とした取組－](#)』．

なお、現行の若年定年制については、部隊の精強性を保持するため、引き続き維持すべきものであり、「戦う集団としての基本姿勢」は、いささかも忘却されてはならない。

## (2) 将官予備役制度の創設

政府は、**現行制度において一佐までとされている予備自衛官の階級の在り方を見直し、「将官予備」を創設すべき**である。

## (3) 退職自衛官のセキュリティ・クリアランス

現代の高度なシステム装備品については、システム上の不具合の修正をはじめとする日常的な維持管理が不可欠である。これらの業務は、部隊自らが担っている場合もあるものの、民間事業者の支援を得て完結している例も少なくない。

このような事例に鑑み、武力攻撃事態等において、退職自衛官が現役時に付与されていたセキュリティ・クリアランスを継続しつつ、自衛隊の行動する地域等において支援に当たることは、部隊運用の観点からも極めて大きな意義を有する。

退職自衛官が、退職後も引き続き防衛業務に従事するための円滑な移行を図るため、政府は、**予備自衛官制度に関する新たな取組として、現役時に保持していたセキュリティ・クリアランスを継続して保持し得るようにするための制度的担保を行うべき**である。

## (4) 予備自衛官補の教育訓練

予備自衛官の定員割れが続いている現状を改善するため、**予備自衛官補の採用方法及び教育訓練のあり方の見直し等の検討を行う等、即応予備自衛官及び予備自衛官の一層の人材確保策を推進するべき**である。

## 第2節 民間人材の活用

前項に掲げた退職自衛官の国としての雇用に加え、平時と有事との間で業務内容に大きな差異のない分野（例：装備品維持整備、施設維持整備等）については、当該業務をアウトソーシングし、民間企業が支えることも重要である。そのためにも、「防衛省版

PPP] (Public Private Partnership) の危機時から有事に至る局面における実効性を十分に検証した上で、これを推進し、後方業務への自衛官の人材配置を抜本的に見直すことが一案である。

## 第9章 法的基盤

### 第1節 国際人道法の運用体制強化

#### (1) 国際人道法の確実な遵守のための態勢の確立

有事対応において、国際人道法に即した事態対処は重要である。国際人道法は、戦時における確立した国際規範であると同時に、同法の遵守は国際社会に対して我が国の正当性を主張する上で不可欠なツールである。

したがって、政府は、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部における法務官の体制を拡充し、武力攻撃事態における法律戦<sup>118</sup>の能力を強化すべきである。また、国家安全保障局、外務省及び防衛省・自衛隊において、それぞれの所掌に応じ、国際人道法に関する専門的知見に基づき、政策、施策及び各種行動について、連続的かつ一貫性のある検証を行うことが可能な態勢を確立するべきである。このため、国際人道法の細部に関する解釈が必ずしも明確でない分野については、我が国としての解釈を明確化するための取り組みを推進すべきである。

更に、国際社会における国際人道法の守護者である赤十字国際委員会 (ICRC)<sup>119</sup>と防衛省の平素からの連携を深化させ (外務省及び防衛省の双方で ICRC を共管する等)、我が国が国際人道法の守護者であることの国際理解を促進すべきである。

#### (2) 国際人道法分野における国際的議論の主導

国際人道法の解釈は、各国の法的信念及び国家実行の進展に伴い変動し得る性質を有する。この点を踏まえ、我が国は、特に以下の分野において国際的議論を主導し、国際人道法に関する先進的取組を行う国家としての地位の確立を図るべきである。

---

<sup>118</sup> 中国人民解放軍は、2003年、非軍事手段を中心とする (武力行使を伴わない) 3つの情報戦・謀略戦として、世論戦・心理戦・法律戦を挙げ、その総称として「三戦」と述べている。

<sup>119</sup> ICRCは、形式的にはスイス国内法に基づく民間組織だが、1949年ジュネーブ諸条約及び1977年追加議定書によって特別の国際法上の任務 (mandate) を与えられている。したがって、国家でも、国際機関 (国連のような政府間国際機関) でも、厳密な NGO でもない、極めて特殊な法的地位を持つ組織である。

### ① サイバー・宇宙・AI 分野

サイバー空間、宇宙空間及び AI は、武力紛争における重要な要素となりつつある一方、国家実行の蓄積が比較的少なく、これらに対する国際人道法の適用については、国際的に確立された理解が十分とは言い難い。このため、**我が国は、これら新興分野における議論を主導し、国際人道法の適用に関する国際社会での認識形成に寄与するものとする。**

### ② 海戦法分野

四周を海に囲まれた海洋国家である我が国においては、武力攻撃発生時における離島住民の避難を含め、海上における行動が重要な役割を占めることが想定される。海戦法は主として慣習国際法に基づいており、条約法中心の陸戦法と比較して不明確な領域が一定程度存在する。このため、**海戦法に関する研究と実務的分析を統合し、人道的考慮と防衛上の軍事的合理性との均衡を踏まえて解釈を整理するべきである。**また、離島住民の避難や、洋上における人道回廊の設定、撃沈された艦艇乗員の救助等、海洋国家たる我が国に固有の課題に関する国際人道法上未解決の論点については、国際社会に対しその課題を積極的に発信するべきである。

## (3) 国際社会における発信及び信頼性の確保

我が国が国際人道法を重視し、高度な知見を有する国家であることを平素から積極的に発信することは、我が国の国際的信頼性に向上に資するものである。

このような信頼性は、有事において、フェイクニュース等によって我が国の評価を低下させようとする認知戦等の試みに対する、有効な対抗手段となり得る。

このため、**国連、ICRC を始めとする関係国際機関、同盟国及び同志国との連携並びに国際人道法分野における能力構築支援等、多様な取り組みを通じて、我が国の能力を積極的に発信すべき**である。

## 第2節 国防裁判所の設置

「軍事法制」とは、国家の軍の建設、維持、管理及び運用等の軍事に関する法制度の総称であり、以下の3要素で構成される<sup>120</sup>。

- ①軍を編成し維持管理する作用に関する制度たる「軍政」
- ②軍を唯一の意思に基づき指揮運用する制度たる「軍令」
- ③軍の秩序を維持し構成員に対し絶対的服従を要求する制度たる「軍事司法」

軍の民主的運用を確実にするためには、これら3要素の整備が必要である。これまで我が国では、①「軍政」及び②「軍令」については、防衛2法（防衛省設置法及び自衛隊法）を中心とする種々の防衛関連の法律の定めにより、依然十分とは言えないものの、充実が図られてきた。

一方、③「軍事司法」については、現在の自衛隊が「軍」ではないという政府解釈に基づき、整備されないまま時が流れてきた。しかし、我が党の提言『21世紀の国防構想と憲法改正』（令和7年9月）で述べたとおり、国際標準の考え方として「軍事司法」についても整備を行う必要がある。

軍事司法は、軍秩序の維持に係る犯罪及び刑罰等を定める「軍刑法」並びに軍人の刑事訴訟手続きに係る「軍刑事訴訟法」が必要である。特に、後者については、軍の規律維持の観点、事案処理に高度の軍事専門知識を必要とする観点及び軍事機密保持の観点等に鑑み、先進諸国において「軍事裁判所」（Court-martial）が設置されている<sup>121</sup>。

したがって、**政府は、我が国における自衛隊の民主的運用を確かなものにするため、「国防裁判所」を設置すべき**である（憲法9条改正の暁には、「軍事裁判所」を明記する）。

**「国防裁判所」の設置については、特別裁判所の設置を禁止する憲法第76条第2項及び最高裁判所を終審裁判所とする第81条の定めに従い、上告審を最高裁判所とする第一審及び控訴審を担う「国防裁判所」を法律で定めることが適当である。**

なお、軍刑法については、小泉内閣時の有事法制整備において一定の立法措置が取られている（国際人道法違反処罰法）が、基本的には一般刑法を適用して処罰が可能であるかが判断されることとなる。

軍刑法や軍刑事訴訟法、軍事裁判所が存在しないことで発生する弊害は、枚挙にいとまがない。例えば、防衛出動時の武力行使に際し、流れ弾で民間人が死傷した場合、それが正当な武力行使の結果である限りは違法性が阻却されることとなるが、形

<sup>120</sup> 眞邊正行編著（2000）．『防衛用語辞典』．国書刊行会．

<sup>121</sup> 軍事裁判所は、軍事法廷又は軍法会議とも言う。

式的には一般刑法上の構成要件に該当する行為を行ったと評価されてしまうこととなる。他にも、部隊としての任務中に不慮の事故が発生した場合、一般刑法における業務上過失致傷罪等の罪が成立するかが問われることとなるが、その際の上官と部下の責任の範囲等については、一般刑法においては定められていないため、非常に難しい判断が求められることとなる。また、このような不慮の事故が海外で発生した場合、過失犯の国外犯処罰規定がないという問題もある。

このような弊害を克服するため、**政府は、実力組織である自衛隊に特有の事情を踏まえて、軍刑法及び軍刑事訴訟法の機能を持たせる形で自衛隊法を整備するとともに、規律保持及び防衛上の秘密の保持のため、政府は、自律性・専門性・迅速性・秘匿性が保たれた裁判を実現するための「国防裁判所」の整備及び軍事司法制度を担う人材確保を進めていくべき**である。

このような法整備は、自衛隊がPKO派遣等で活動の幅を広げるに当たり、予め生じ得る事態を想定して進めておくべきだったものであるが、現状では手付かずの問題となってしまうている。政府においては、一日も早い対応が求められる。

## 第10章 衛生能力向上・損耗率低下策

### 第1節 戦傷者に対する衛生運用

#### (1) 効率的な衛生運用

武力攻撃事態における衛生運用は、第一線から後送先病院までのシームレスな医療提供及び後送体制を如何に構築できるかにかかっている。

また、ロシアによるウクライナ侵略等の昨今の戦争を踏まえれば、武力攻撃事態における医療車両及び医療拠点に対する攻撃の蓋然性は高まっている。その現実を直視すれば、衛生分野における人的損耗を低減するため、如何に無人アセットや先進技術を活用するかが重要である。

**政府は、衛生運用における無人アセットの活用、遠隔医療システムの整備、AIによる医療技術及び後送経路探索等に係る意思決定支援システムの導入、第一線における情報通信システムの抗堪性強化、民間病院が保有する自衛隊員の医療データの統合、厚生労働省との連携を通じた民間医療機関による自衛隊の衛生機能補完態勢の構築を**実行すべき**である。**

## (2) 衛生職種の教育の充実

政府は、防衛医科大学校及び自衛隊中央病院等において、有事の戦傷医療への対応ができるような医官、看護官及びその他衛生科隊員を育成するため教育研修及び研究の強化を進めるとともに、地域の専門的な民間医療機関において部外研修を行い、これまでにない充実した規模での臨床経験を積むことにより、戦傷医療に対応できる人材の育成を図るべきである。

また、部外研修を含む臨床経験をより充実させ、教育研修及び研究の強化を進めるとともに、戦傷医療に対応できる施設を整備するため、自衛隊中央病院等において地域の専門的な民間医療機関と連携して、急性期医療に積極的に取り組む等、必要な運営改善を進めるべきである。その上で、戦傷医療についての統合教育・訓練を通じ各自衛隊共通の知識・技能の向上を図ることが肝要である。

## (3) 損耗率低下策の充実

社会全体として人口減少が進み、自衛官の数も減少する昨今、自衛隊として損耗率を低下させることは必須の取り組みである。衛生分野における損耗率低下策は、死亡率（KIA: Killed in Action）と後送による戦線離脱率を低下させ、戦闘継続率を向上させる方策として捉えることが適切である。そのためには、衛生隊員による対処だけでは間に合わない。したがって、政府は、総合的な損耗率低下策を実施すべきである。具体的には、全隊員への戦闘救命教育の充実、緊急医療搬送（Medevac: Medical Evacuation）の強化（無人機の活用等）、島嶼部衛生体制の強化（後述）等が挙げられる。

## (4) 実戦的な統合衛生運用

統合的な衛生運用能力を涵養するにあたり、現在の防衛省における衛生分野については、その基本計画方針を「計画的な医療政策」から「実践的な統合作戦における衛生運用」へと政策概念を転換すべきである。

そのためには、統合幕僚監部の後方計画部から「統合衛生部」（仮称）を独立させ、陸海空の各衛生部隊を統合することで、実作戦上の機動的、効率的な衛生運用能力を確立することが求められる。

また、現在は防衛省内部部局大臣官房に置かれている「衛生監」については、**安全保障政策に精通した人材を充てるべき**であり、衛生政策、医官及び看護官等医療職養成、衛生資器材の調達政策並びに自衛隊病院及び防衛医科大学校の管理運営について、厚生労働省との連携を強化することが望まれる。

## 第2節 CBRN 事態への対応

自衛隊の衛生部門が構成する対特殊武器衛生隊は、化学剤、生物剤、放射線物質及び核兵器（CBRN: Chemical, Biological, Radiological, Nuclear）に対する医療及び疫学的対応を行う。CBRN 事態への対抗手段の一つは、危機管理医薬品（MCM: Medical Countermeasures）<sup>122</sup>である。政府は、**MCM の研究開発、製造及び備蓄等を推進し、包括的な市場インセンティブ施策を実行すべき**である。

また、対特殊武器衛生隊と対を成す中央特殊武器防護隊は、CBRN の検知、偵察、除染及び防護等の対処を行う。**中央特殊武器防護隊の CBRN 事態への対処能力を向上させる装備品の研究開発及び製造等の施策も重要**である。

## 第3節 戦死者に対するエンバーミング

第一線救護から後送先病院のまでで戦死が確定した自衛隊員の遺体衛生保全（エンバーミング）<sup>123</sup>は、戦死者の尊厳を守り、ご家族に敬意を示す意味でも、名誉と誇りの問題として重要である。

また、戦死者に関する適切な情報発信は、武力攻撃事態下における混乱抑制、国民感情安定化、国家に対する信頼及び忠誠維持等、認知戦の時代において特に重要な役割を果たす。

したがって、政府は、防衛省における**衛生関係部門の中でエンバーミングに関する政策を一元的に担う部署を創設すべき**である。

---

<sup>122</sup> MCM は、診断薬、治療薬及びワクチン（DTV: Diagnostics, Therapeutics, Vaccines）で構成される。

<sup>123</sup> エンバーミングは、移送、個人特定、検案、防腐措置、遺体安置、遺品整理、家族への通知、公表及び葬儀等、多岐にわたる要素を含んでいる。したがって、防衛省のみならず、厚生労働省、警察庁、総務省、地方公共団体、民間事業者等の連携が必要である。

## 第4節 南西諸島における衛生機能の保持

南西諸島防衛においては、南西地域の第一線から自衛隊地区病院及び地域の期間病院、本州等の後送先病院までの役割の明確化を図った上で、第一線から後送先病院までのシームレスな医療・後送態勢を確立すべきである。この際、それぞれの地域の専門的な民間医療機関と連携し、戦傷者に最良な医療を提供すべきである。また、官民で連携して戦傷医療及び後送に係る汎用性のある衛生資機材の共通化を図るとともに、医療・後送に際して必要となる医療情報について第一線を含む全国の医療拠点・施設で共有するシステムを整備すべきである。また、部隊の救護能力の強化、外傷医療に不可欠な血液・酸素を含む衛生資機材の確保・備蓄、南西地域の医療拠点の整備も行うべきである。

自衛隊那覇病院は、沖縄県那覇市に所在する防衛省・自衛隊の病院であり、南西地域における自衛隊医療の中核拠点である。現在は陸上自衛隊が管理及び運営している。病床数は約50床であり、平時の診療に加え、有事・災害時の後送医療拠点、南西地域の医療支援拠点としての役割を有する。

自衛隊が「南西シフト」（南西諸島防衛の強化）を進めている中、万一の武力攻撃事態における南西諸島での負傷者受け入れや後送医療の拠点として、「南西方面の前方医療拠点」たる自衛隊那覇病院の重要性が増している。

南西諸島における衛生拠点を整備する観点から、与那国島に自衛隊那覇病院「分院」を設け、自衛隊員のみならず、平時から民間人も診療対象とすることで、第一線における衛生能力向上及び島嶼部住民との協力体制を構築すべきである。その際、自衛隊に女性隊員も増えていることに加え、自衛隊の定年年齢が上昇していくことに鑑み、産婦人科及び歯科の導入も必要である。

## 第11章 防衛外交の強化

「防衛外交」（Defense diplomacy）とは、軍事アセット（資産）を協調的な活動に用いる外交のことである<sup>124</sup>。より具体的には、軍事力を行使することなく、軍隊、国防機関及び軍事専門家による交流や協力を通じて、国家の外交安全保障上の利益を実現する活動をいう。

<sup>124</sup> 渡部恒雄、西田一平太編。（2021）．『防衛外交とは何か ― 平時における軍事力の役割』．勁草書房．

## 第1節 大使ポストにおける自衛官の活用

防衛外交の目的の一つとして、「ハイレベルの政策対話から現場レベルの部隊交流に至る人的交流を通じて相互理解を育み、多層的な関係を構築することで、安全保障環境の認識を共有し協力的な対応を促す土壌を形成する」<sup>125</sup>ことが挙げられる。

したがって、防衛外交を強化するための人事措置として、防衛・安全保障上の重要地域に、軍事・安全保障の専門知識を有する元自衛官を大使として配置することは重要な施策である。

これまで、元海将の駐ジブチ大使就任や、元空将の駐ブルキナファソ大使就任といった事例が存在する。これら以外にも、特に軍事的色彩が強く、防衛外交の必要が求められるものとして、北大西洋条約機構（NATO）日本政府代表部特命全権大使（NATOとの防衛協力等）、駐ウクライナ大使（ハイブリッド戦争等）、駐エストニア大使（NATOサイバーセキュリティ政策等）及び太平洋島嶼国の大使等が挙げられる。**政府は、防衛外交の強化のため、大使ポストにおける自衛官の活用を拡充すべき**である。

## 第2節 防衛駐在官の強化

我が国をめぐる安全保障環境が戦後最も厳しく複雑な状況であることに鑑み、防衛外交及び軍事インテリジェンス能力を向上する観点から、世界の各地域に派遣された**防衛駐在官の全体数を増員すべき**である<sup>126</sup>。

また、防衛駐在官は、現在は外務省の指揮下で大使館の一員として現地の活動に従事することとなっているが、防衛外交を含む防衛政策の一体性及び非軍事インテリジェンスと軍事インテリジェンスの違いを踏まえ、**防衛駐在官が大使のみならず防衛省の指揮下に入ることを含め、一定の独自裁量を付与すべき**である。

その場合、**防衛省に外交公電端末を設置し、在外公館に配置される防衛駐在官が、外務省に加え、防衛省に対しても直接の報告を行う体制を構築することが肝要**である。当該施策は、適時の防衛外交、適時の軍事インテリジェンスの共有及び防衛駐在官の矜持向上に繋がる。

<sup>125</sup> 渡部恒雄、西田一平太編。（2021）．『防衛外交とは何か ― 平時における軍事力の役割』．勁草書房．

<sup>126</sup> 令和8年2月6日現在、103大使館6代表部（うち在勤53大使館2代表部）に合計80名の防衛駐在官を派遣（出典：[防衛省ホームページ](#)）

## 第12章 自衛官の矜持向上策

### 第1節 階級、服制及び職種等の国際標準化

『自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書』（令和7年10月）は、「自衛官の採用状況に関する深刻な情勢に対する危機感と、処遇改善を含む人的基盤の抜本的強化、自衛官の自衛官たる矜持を向上するための施策の必要性を共有し、現下の状況を打破するための抜本的な改革を目指して、（中略）現在の自衛隊の「階級」「服制」及び「職種」などの国際標準化を令和8年度中に実行する。」と定めた。

したがって、政府は、「階級」「服制」及び「職種」などの国際標準化を実行すべきである。

### 第2節 自衛官の恩給制度の創設

『自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書』（令和7年10月）は、「自衛官の採用状況に関する深刻な情勢に対する危機感と、処遇改善を含む人的基盤の抜本的強化、自衛官の自衛官たる矜持を向上するための施策の必要性を共有し、現下の状況を打破するための抜本的な改革を目指して、自衛官の恩給制度の創設を検討する。」と定めた。

恩給制度とは、国に長年勤務した公務員や軍人、その遺族に対して、国家が退職後や死亡後に継続的な給付を行う制度のことである。

戦前の恩給制度の主な対象は、旧陸海軍軍人、国家公務員、警察官及び消防吏員等を対象としており、特に軍人恩給は規模が大きく、戦前の社会保障制度の中心の一つであった。

しかし、戦後の公務員制度改革に伴い、公務員の年金制度を一元化することとなった。具体的には、昭和34年に国家公務員の共済組合制度が設けられ、国家公務員共済組合法の適用を受けることとなった。

一方、自衛官には、国家公務員共済以外の特別な制度として、「若年定年退職者給付金」制度が設けられている。昭和55年、将来の国家公務員の定年制導入（昭和60年より原則60歳の定年制導入）を踏まえ、一般の公務員の年金支給年齢が経過措置を設けた上で60歳に引き上げられたが、自衛官は精強性を維持する観点から「若年定年制」を採用していることに鑑み、定年退職等の条件付で55歳から年金が支給される特例が作られた。平成2年からは、当該特例に代わり、「若年定年退職者給付金」制度を創設し、移行した。更に、平成27年からは、厚生年金が適用されるようになった。

恩給と年金の違いは、端的に言えば、本人の掛け金があるか否かである。恩給は「国家による報償・扶助」であり、原則として本人拠出を前提としない一方、年金は「保険制度」であり、本人と使用者が保険料を拠出する。

自衛官の恩給制度創設の本質は、年金に関する技術論ではなく、「軍事職域の特殊性を国家としてどう評価するか」という問題である。サービスの宣誓を行い、命をかけて死を前提としつつ任務につく自衛官は、当然、一般の公務員とは立場を異にする。

したがって、**政府は、自衛官という存在の特殊性を最大限尊重する施策の一環として、自衛官に対する現在の年金制度体系の単なる技術的改変による処遇改善ではなく、自衛官に対する恩給制度を創設することで、サービスの宣誓を行う自衛官に報いなければならない。**

### 第3節 勲章

国家が与える勲章は、「何をしてきたか」（何のポストに就いていたか）ではなく、「国家のために何をしたか」（如何なる貢献をしたか）で評価されるべきである。それは、自衛官として、年齢、現役、退官後又は死後といった区別は無関係に評価されるべきである。

しかし、現行の叙勲制度は、年齢制限を設けている<sup>127</sup>。自衛官に対しては、「勲章の授与基準」（平成 15 年 5 月 20 日 閣議決定）に基づき、一般的には「瑞宝章」を、殉職した場合には「旭日章」を授与している<sup>128</sup>。しかし、当該年齢制限の結果、年齢に満たないものであって、何らかの勲功のあった自衛官に対しては、勲章が与えられることはない。

また、年齢制限に合致したとしても、現行制度では、定年退官した自衛官全員に叙勲の機会がある訳ではなく、曹長以下の曹、自衛隊内幹部の一部、防衛大学校又は一般大学出身の 2 佐以下の一部等、生存者叙勲の対象にはなっていないと言われている。

---

<sup>127</sup> 毎年の春秋叙勲において授与される勲章の手続きは、昭和 53 年 6 月 20 日の閣議了解「勲章及び文化勲章各受章者の選考手続について」において定められている。それによると、選考手続きは、平成 15 年 5 月 16 日の内閣総理大臣決定「春秋叙勲候補者推薦要綱」に基づき、衆議院議長、参議院議長、国立国会図書館長、最高裁判所長官、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、宮内庁長官及び内閣府に置かれる外局の長が、内閣総理大臣に推薦することとなっている。しかし、「春秋叙勲候補者推薦要綱」は、その推薦対象者として、（1）70 歳以上の者か、（2）55 歳以上の者であって、（ア）精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者又は（イ）人目につきにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者、に限定されている。

<sup>128</sup> 第 221 回国会衆議院厚生労働委員会第 12 号（令和 8 年 5 月 27 日）、若山内閣府大臣政務官の答弁

表：勲章の違い

	年齢制限未満の生存者	年齢制限以上の生存者	死没者
戦前	○	○	○
現在	×	△	○
提言実現後	○	○	○

例えば、海外派遣又は災害救助等で命をかけて任務を遂行しても、階級が低ければ、叙勲の対象となり得ないことは、不適切である。

戦功勲章（Combat Decoration）制度は存在しない。これは、「自衛官の名誉と顕彰制度をどう設計するか」という問題である。

現在の旭日章や瑞宝章が「功労」を表彰する勲章であるのに対し、金鷄勲章は純粋に「戦功」を顕彰する勲章である。

**政府は、かつての「金鷄勲章」のような、自衛官が現役中から叙勲される制度を創設すべきである。**

#### 第4節 自衛官の慰霊及び顕彰

我が国の軍人及び軍属等に対する叙勲は、戦後に GHQ の命令によって停止された<sup>129</sup>。しかし、主権回復後、政府は、「戦没者の叙位及び叙勲について」（昭和 39 年 1 月 7 日 閣議決定）の「理由」欄において、「叙勲の正式手続きを完了していない（中略）**この事態をこのまま放置することは、国の命ずるところに従い生命を捧げた戦没者の霊に対して非礼であるのみならず、国の道義にもとることとなる**ことにかんがみ、これらの者に対して叙勲を行うこととする」と述べ、約 25 年かけて（昭和の時代一杯をかけて）、約 200 万人に対して叙勲を行った<sup>130</sup>。国の命ずるところに従い生命を捧げた者の名誉と誇りに対し、報いたのである。

<sup>129</sup> 「戦没者の叙位及び叙勲について」（昭和 39 年 1 月 7 日 閣議決定）は、「理由」の欄において、「今次の戦争に関する勤務に従事しこれに関連して死没した軍人軍属に対する叙勲の状況を顧みるに、約三十三万八千人に対しては、勲章及び御沙汰書を授与したが、勲記を授与せず約六十八万六千人に対しては、叙勲発令の内部手続きを完了した旨の通知を行ったが、勲記及び勲章を授与しなかったのであって、いずれの場合にも叙勲の正式手続きを完了していないのである。」と記している。

<sup>130</sup> 第 221 回国会衆議院厚生労働委員会第 12 号（令和 8 年 5 月 27 日）、相川内閣府賞勲局長の答弁

しかし、我が国の有事となった際、前線に立つ自衛官が戦死した場合、その慰霊及び顕彰の在り方については、特段の定めがないのが現状である。現下の状況は、自衛官の矜持に関わる本質的な問題である。

或る自衛官曰く、「自衛官の処遇改善施策の中で最も重要なことは、誇りを持つこと。国民からの信頼と尊敬が、自衛官が誇りを胸に抱くことのできる最たるもの」。自衛官の自衛官たる矜持を向上するためには、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえ」た後、国民にその記憶が刻まれること、即ち**死後の慰霊及び顕彰が不可欠**である。

**我が党は、本年4月、『自衛官の慰霊及び顕彰の在り方に関する懇談会』を設置した<sup>131</sup>。同懇談会において関係者の想いを十分に伺った上で、本提言とは別途、本年秋頃を目途に、「自衛官の慰霊及び顕彰の在り方」に関する提言をまとめる予定である。**

また、国の命ずるところに従い生命を捧げた戦没者を慰霊及び顕彰する観点で、戦没者遺骨収集推進法<sup>132</sup>において「国の責務」と定められた戦没者の遺骨収集事業については、令和11年度までが集中実施期間であるが、海外の各戦域のみならず、沖縄や硫黄島を含め、収容可能とされる計59万人のご遺骨が未だ収容されずに残されたままである<sup>133</sup>。こうした状況を踏まえ、**法改正により集中実施期間の再延長を行うとともに、推進体制の強化、専門家の育成、鑑定を含む手続きの簡素・合理化等を行い、事業の加速化を図るべき**である。

## 第13章 自衛官の教育訓練

### 第1節 自衛官の無形戦闘力（内なる強さ）の涵養

軍事組織の本質は、「強いこと」（精強であること）である。それは、組織の強さや、個人の肉体の強さならず、個人の精神の強さも含まれる。

---

<sup>131</sup> 我が党の組織の中で、「懇談会」と呼称するものは、代表直轄組織であり、2つしかない。「皇室の在り方に関する懇談会」と「自衛官の慰霊及び顕彰の在り方に関する懇談会」である。自衛官が国の為に命を賭して亡くなった場合、英霊として、天皇陛下が頭を下げる存在となる。したがって、「自衛官の慰霊及び顕彰の在り方に関する懇談会」は御皇室並びとなっている。

<sup>132</sup> 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」は、議員立法により平成28年に成立。集中実施期間を同年から令和6年までと定めていたが、令和5年の法改正で令和11年までに延長した。

<sup>133</sup> 厚生労働省によれば、海外における戦没者は、約240万人。約112万柱のご遺骨が未回収で、うち約59万柱が収容可能とされている。

「無形戦闘力」は、人員及び装備等の「有形戦闘力」の対比として位置付けられる。それを構成する要素としては、例えば、士気、規律、リーダーシップ、戦う意志、組織文化、部隊の団結等が挙げられる。

自衛官の無形戦闘力を涵養するための教育訓練として、現在、自衛隊では武道（剣道、柔道及び銃剣道）が取り入れられている。武道の定義は、「武士道の伝統に由来する日本で体系化された武技の修練による心技一如の運動文化で、心技体を一体として鍛え、人格を磨き、道徳心を高め、礼節を尊重する態度を養う、人間形成の道であり、柔道、剣道、弓道、相撲、空手道、合気道、少林寺拳法、なぎなた、銃剣道の総称」<sup>134</sup>である。

武道の奨励は単なる体力向上や格闘技訓練ではなく、自衛官の内なる強さを養成するための教育訓練として位置付けることができる。即ち、現代戦において武道の価値は、敵を倒す技術というよりも、極限状態で任務を遂行する内面的能力の涵養にあると言える。

2021年のアフガニスタン・カブール陥落に際し、アフガニスタン政府軍が早期に瓦解した一方、長期間継続するロシアによるウクライナ侵略に対して強固に粘り強く対抗するウクライナ軍の状況に鑑み、無形戦闘力は、有事の際の事態対処の成否に影響を及ぼす。

したがって、**防衛省及び自衛隊は、自衛官の無形戦闘力の涵養のため、防衛大学校並びに自衛隊の基本教育及び錬成訓練で武道を必修としつつ、自衛隊体育学校における武道を強化すべき**である。

## 第2節 幹部自衛官の高学歴化（修士号又は博士号）

### (1) 修士号の標準化

自衛官、とりわけ幹部自衛官の高学歴化（修士・博士取得）については、現代の戦争が「火力中心」から「知識・情報・技術中心」へ移行する中で避けて通れない課題である。特に、ハイブリッド戦争及びアルゴリズム戦争の時代、AI、サイバー、宇宙、原子力政策、防衛経済等に精通するためには、大学院レベルの知識が必要である。

また、我が国自衛隊のカウンターパートとなる同盟国及び同志国における将校の多くは、修士課程以上を修了していることが一般的である。

---

<sup>134</sup> 公益財団法人日本武道館「[武道の定義](#)」

したがって、例えば、指揮幕僚課程を修了した佐官以上の過半数が修士号以上を保有する等、**政府は、幹部自衛官が修士号を保有することが標準となるための施策を実行すべき**である。

## (2) 博士将校団の形成

現代の高度化・複雑化した防衛任務においては、特に重点分野において、一部の幹部は博士課程レベルの知識が必要であることは論を俟たない。したがって、**政府は、幹部自衛官において特定の分野に精通する博士号保持者を組織的に養成し、自衛隊の技術体系の発展に寄与すべき**である。

また、一般的な指揮系統とは別に、AI、サイバー、宇宙、電磁波等の専門家系統の幹部自衛官を設けることは、高度化・複雑化した技術体系を支えることにもつながる。

## (3) 防衛省関連教育研究機関における学位授与

幹部自衛官の高学歴化として修士号及び博士号を授与するに当たり、防衛省外の学術機関で教育を受けることは必要だが、防衛省関連の教育研究機関において学位を授与する機構も同様に重要である。

したがって、**政府は、防衛大学校、特定の自衛隊教育訓練課程及び防衛研究所等の防衛省関連の教育研究機関が、修士号又は博士号を授与できるよう、体制整備を行うべき**である。

## (4) 海外留学の大幅増加

我が国の防衛は、我が国のみで完結することはなく、同盟国及び同志国との連携により、初めて成立するものである。したがって、他国政府及び軍関係者との交流に代表される「国際性」は、幹部自衛官が備えるべき必須の能力であると言える。

幹部自衛官の海外留学は、修士号又は博士号を取得すると同時に、「国際性」を涵養するための手段として有用である。しかし、現在の幹部自衛官の留学数は、他省庁と比較して多いとは言えない。したがって、**政府は、幹部自衛官の海外留学を増加させるための施策を実行すべき**である。

## 第14章 防衛産業

### 第1節 防衛産業の位置付け

装備がなければ、自衛隊がその力を発揮することは叶わない。したがって、その装備を生産する防衛産業が防衛力そのものであることは、自明である。

防衛産業は、これまで、ほぼ全ての売上を防衛省による国内調達に依存してきた。大手防衛プライム企業の防需率は10%未満が中心であり、各国の防衛企業と比較して著しく低い割合に留まっている。

各社の防衛事業の利益率は2～3%程度に留まり、制度上の利益率（約8%）に到達していないのが現実である。その要因として、契約履行中の期間における予想外のコスト増（物価高及び円安等）が挙げられる。結果として、相次ぐ事業撤退が発生し、防衛産業の存続が危ぶまれた。

防衛力そのものたる防衛産業の維持及び発展は、我が国の安全保障に直結した課題である。したがって、政府は、以下に示す多様な振興策を実行すべきである。

### 第2節 防衛装備移転の促進

#### (1) 防衛装備移転の意義

日本維新の会及び自由民主党の与党両党は、『自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書』（令和7年10月）に基づき、「『防衛装備移転三原則の運用指針』の見直し（いわゆる5類型撤廃）に関する提言」（令和8年3月4日）をまとめた。同提言に基づき、政府は、令和8年4月21日、「防衛装備移転三原則」の改定を閣議決定し、それに基づく「防衛装備移転三原則の運用指針」の改定を国家安全保障会議（NSC）で決定した。これにより、戦闘機、護衛艦及び潜水艦等の「武器」<sup>135</sup>を含む国産完成品の移転が可能となった<sup>136</sup>。

防衛装備移転の意義は、①同盟国及び同志国との防衛協力の拡大及び深化と、②継戦能力確保のための防衛生産及び技術基盤の強化である<sup>137</sup>。前者は、我が国との相互運用性の向上を伴う形で同盟国及び同志国の抑止力・対処力を強化することにより、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する。後者は、2022年以来、長期間にわたり継続しているロシアによるウクライナ侵略の現状に鑑み、各国が長期戦への備えを急ぐ

<sup>135</sup> ここでいう「武器」とは、「自衛隊法上の武器」（火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等）を指す。

<sup>136</sup> それまでの完成品の輸出は、「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の5つの非戦闘目的の類型に限定されていた。

<sup>137</sup> 自由民主党・日本維新の会（2026）．『『防衛装備移転三原則の運用指針』の見直し（いわゆる5類型撤廃）に関する提言【与党安全保障プロジェクトチーム 提言】』（令和8年3月4日）．

中、防衛装備移転の推進は、有事の継戦能力を支える国内の防衛生産・技術基盤を強化することに繋がる。輸出を含めて防衛産業の市場を確保し、強固な防衛産業を保持することは、我が国の国益に適うのである。

## (2) 不要装備品等の移転促進

自衛隊法第 116 条の 3「開発途上地域の政府に対する不用装備品等の譲渡に係る財政法の特例」は、自衛隊の用に供されていた装備品等であって行政財産の用途を廃止したもの又は物品の不用の決定をしたものを、開発途上国政府に対して、譲与し又は時価よりも低い対価で譲渡することができることを定めている。この場合、当該装備品等に対し、以下の制限がかかっている。

- ① 移転先の国：開発途上国
- ② 目的：災害応急対策のための活動、情報の収集のための活動、教育訓練その他の活動
- ③ 装備品等の内容：装備品、船舶、航空機又は需品をいい、武器（弾薬を含む。）を除く

令和 8 年 4 月 21 日に、「防衛装備移転三原則の運用指針」に係る 5 類型が撤廃されたことに伴い、③の「武器（弾薬を含む。）を除く」という除外規定は不要となるため、**自衛隊法における不要装備品等の移転促進に係る本規定を改正すべき**である。

## (3) 司令塔機能の強化

防衛装備品に関する国家間の交渉は、必ずしも防衛装備品の範疇に限って行われるわけではない。国家全体の交渉としては、防衛装備品の完成品の移転に加え、現地生産、技術移転、農産物、工業製品及びエネルギー資源等、多様なカードがテーブルに上がる。したがって、防衛省のみならず、政府全体で取組む必要がある。

また、防衛装備品の移転に係る納期を遵守し、同志国との契約を適切に履行するためには、民生品と競合する部素材（例：半導体等）の調達を確実にすることが求められることから、経済産業省等の防衛省以外の官庁の協力が不可欠である。

さらに、大型完成品の移転契約については、政府が一元的に国内企業を統率し、価格、費用及び納期等の観点で効率的に相手国政府の意向を実現する（例：納期短縮等）必要もあることから、我が国の防衛企業が個社の企業努力で外国政府への営業、交渉及び調整等を行うのではなく、政府機関同士が契約主体となる「G-G 契約」（Government to

Government 契約) が重要である。政府は、「G-G 契約」を可能とする体制を導入し、効率的な装備移転施策を推進すべきである。

上記を実現するために、防衛装備移転に関する司令塔組織として「防衛装備移転室」を内閣官房に設置すべきである。

#### (4) 同志国等への無償貸付制度の構築

同志国等から我が国の防衛装備品に対して関心が示された段階で、当該国による購入可能性を高めるために、当該国の軍に対して、当該装備品を貸与することが考えられる(過去に事例あり)。しかし、現在は、我が国の防衛企業個社の企業努力として関係費用を支出する等、限界がある。

したがって、当該国が我が国の防衛装備品に関心を示した段階で、必要に応じ、防衛省が当該装備品を購入し、防衛省が当該軍に対して無償で一定期間貸付し、当該軍が無償で一定期間使用できる等の体制が有用である。政府は、同志国等への無償貸付制度を構築するべく、所要の法改正を行うべきである。

### 第3節 生産基盤の強化

#### (1) 利益率の改善

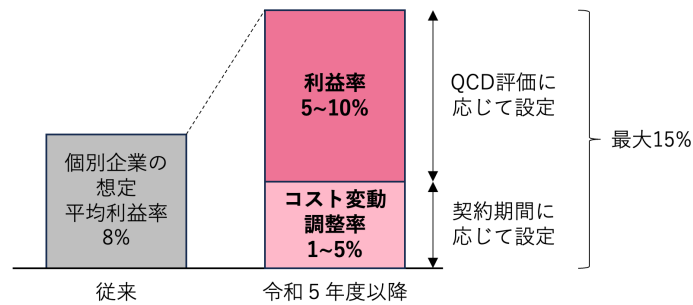
令和5年度以降、防衛企業の利益率を確保する取組みとして、利益率算定方式を見直した。具体的には、①コスト変動調整率<sup>138</sup>及び②QCD評価<sup>139</sup>を活用し、想定営業利益率を従来の目安である8%から15%に引き上げる等、防衛企業の利益確保策が進んだ。しかし、依然十分であるとは言えない。

---

<sup>138</sup> 防衛産業におけるコスト変動調整率：個別の契約の履行期間に応じて、総原価に積算することで、企業努力の及ばない将来の労務費及び物価高騰等のコスト上昇のリスクを吸収する方策。具体的には、契約履行期間が、単年度の場合は1%、2ヵ年度の場合は2%、3ヵ年度の場合は3%、4ヵ年度の場合は4%、5ヵ年度の場合は5%となる。

<sup>139</sup> 防衛産業におけるQCD評価：防衛装備庁が導入した企業評価制度。企業の「Quality(品質)」「Cost(コスト)」「Delivery(納期)」の3要素の管理状況を点数化し、その企業努力を契約時の利益率に直結させるインセンティブ設計。

グラフ：防衛産業における利益率の改善



### ① コスト変動調整率

インフレ下の経済において、コスト変動調整率の加算割合が年率1%であることは、必ずしも適切とは言えない。**年率1%に固定するのではなく、年率を名目GDP成長率と連動させるなど、インフレ下でも適切な利益確保が叶う方式とすべき**である。

また、契約履行期間が5年を越える場合であっても、最大5%のコスト変動調整率しか加算されない点は、大きな問題である。政府は、**長期契約法<sup>140</sup>との関連も精査の上、契約履行期間が5年を越える場合には、それに応じたパーセンテージの加算が得られるような制度を構築すべき**である。

### ② QCD 評価

現在のQCD評価をより積極的に活用すべきである。具体的には、**現在のQCD評価の評価項目に加え、企業の自主的な研究開発の取組み、サイバー防衛等の保全措置の取組み、サプライチェーン強靱化の取組み及び優れた技術を有するスタートアップ企業との連携等をプラス評価することも検討すべき**である。

## (2) 防衛産業施設の強靱化

自衛隊施設の強靱化及び抗堪性強化の促進が議論される一方、防衛力そのものである防衛産業施設の強靱化及び抗堪性強化は、これまでは企業努力に依拠していた。

防衛生産基盤強化法は、「特定取組」として以下の4項目を定めている。

<sup>140</sup> 正式名称は「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」。防衛力の計画的な整備及びコストの低減を目的として、防衛省が特定防衛装備品の調達を計画的かつ安定的に行えるよう、財政法で原則5年と定められている国庫債務負担行為の期間を、最長10年まで延長することを可能にする特別措置法。

- ① 供給網強靱化（原材料等の供給源の多様化・備蓄、当該原材料等の使用量の減少に資する生産技術の導入・開発・改良）
- ② 製造工程効率化（製造効率化設備導入）
- ③ サイバーセキュリティ強化
- ④ 事業承継等

**防衛生産基盤強化法を改正し、これら 4 項目に加え、防衛産業施設の老朽更新、強靱化及び抗堪性強化を新規に追加すべき**である。

更に、**特定取組の予算（年 300 億円程度）も大幅に拡充すべき**である。

### (3) 在日米軍等の維持整備を行う企業の支援

我が国は、「自立した国家」として、自らの足で立って日米同盟を支え、極東の戦略的安定を支え、世界の安全保障に貢献する。即ち、我が国の国防構想は、我が国独自の防衛構想及び在日米軍を含む同盟構想の総合力で成立している。

一方、防衛生産基盤強化法の対象は、その正式名称「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律」にも表れているとおり、防衛省・自衛隊が調達する装備品に限られる。具体的には、同法第 2 条は、「この法律において『装備品等』とは、自衛隊が使用する装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（これらの部品及び構成品を含み、専ら自衛隊の用に供するものに限る。）をいう。」としている。

したがって、我が国の国防構想全般の向上を図るには、**防衛生産基盤強化法を改正し、国内に所在する企業であって、在日米軍等の維持整備に貢献する企業もその対象とすべき**である。

### (4) 防衛調達における支払い方式の見直し

現行の防衛調達においては、少なくとも一部の納期が長期に及ぶ案件について、納入及び検査の完了後に支払いが集中しやすい契約運用がみられる。このため、企業側においては、業務の進捗に応じて売上を計上する会計上の取扱い<sup>141</sup>と、実際の代金回収時期

---

<sup>141</sup> 「業務の進捗に応じて売上を計上する会計上の取扱い」とは、国際財務報告基準（IFRS）第 15 号に基づき、履行義務が一定期間にわたり充足される場合に、その進捗に応じて収益を認識する考え方をいう。（出典：IFRS Foundation, “[IFRS 15 Revenue from Contracts with Customers.](#)”

との間にずれが生じやすく、未回収の代金等<sup>142</sup>が長期にわたり滞留する傾向がある。その結果、数年に及ぶ製造期間に必要な資金を企業が先行して負担することとなり、資金繰り<sup>143</sup>が圧迫されやすい状況が生じている。

これに対し、米国においては、契約の履行過程に応じて資金を支払う仕組み<sup>144</sup>が制度として整備されており、一定の作業目標又は成果の達成に応じて支払う方式<sup>145</sup>は、適用可能な場合に優先的な手法として位置付けられている。また、EUの防衛関連資金制度においても、事前の資金交付、中間段階での支払い<sup>146</sup>及び最終精算払いといった段階的な資金交付の仕組みが採用されている。更に、我が国においても、国土交通省及び農林水産省の公共工事、厚生労働省の委託事業等において、前金払、出来高に応じた部分払及び概算払といった制度が整備されている。

2022年の国家防衛戦略は、防衛生産・技術基盤を「防衛力そのもの」と位置付けると共に、防衛産業を「防衛省・自衛隊と共に国防を担うパートナーというべき重要な存在」と明記している。こうした政府方針との整合性を踏まえれば、**政府は、企業に過大な資金負担が偏りやすい現行の契約・支払慣行については、速やかに見直しを進めるべきである。具体的には、設計の完了、主要部材の調達完了、試験の終了等、客観的に確認可能な工程の達成ごとに代金を支払う段階的な支払方式への移行を検討すべきである。**これにより、企業の資金繰り及び資産活用の効率<sup>147</sup>の改善に資するとともに、防衛産業の健全な経営、研究開発投資の継続及び防衛生産・技術基盤の維持・強化につながることを期待される。

---

<sup>142</sup> 「未回収の代金等」とは、契約資産及び売上債権を含む趣旨である。なお、厳密には、契約資産は一定の条件を伴う請求権、売上債権は無条件の請求権として区別される。（出典：IFRS Foundation, [IFRS 15](#)）

<sup>143</sup> 「資金繰り」とは、企業における資金の入出金の流れを指す、いわゆるキャッシュフローのことである。

<sup>144</sup> 「契約の履行過程に応じて資金を支払う仕組み」とは、米国連邦調達規則（FAR）Part 32 に定める契約金融の仕組みを指し、部分払、進捗払、成果達成型の支払い等を含む。（出典：Acquisition.gov, “[FAR Part 32 - Contract Financing](#)”）

<sup>145</sup> 「一定の作業目標又は成果の達成に応じて支払う方式」（performance-based payments）とは、契約上定められた作業の節目又は成果基準の達成を条件として支払う方式である。なお、FAR 32.1001 は、これを適用可能な場合の優先的な政府契約金融手法として位置付けている。（出典：Acquisition.gov, “[32.1001 Policy](#)”）

<sup>146</sup> 「中間段階での支払い」とは、interim payment を指し、事業の実施途中において、報告又は進捗に応じて行われる支払いをいう。（出典：European Commission, “[EDF/ASAP/EDIRPA Model Grant Agreement](#)”）

<sup>147</sup> 「資産活用の効率」とは、企業が保有する資産を、売上又は利益の創出にどの程度効率的に結び付けているかを示す考え方であり、一般に「資産効率」と呼ばれる。

## 第4節 継戦能力の確保（長期戦に対応できる生産能力確保）

### (1) 業務従事命令

防衛産業は、防衛力そのものである。したがって、武力攻撃事態等の認定以降、防衛産業における業務継続の制度的担保が必要である。

現在、自衛隊法第103条第2項<sup>148</sup>は、医療従事者、土木建築業従事者及び輸送業従事者に対し、業務従事命令を課すことが可能である。しかし、罰則が設けられておらず、実効性に疑問が残る。その上、防衛産業従事者を含むそれ以外の者に対しては、業務従事命令を課すことができない。

したがって、政府は、継戦能力を確保するため、自衛隊法を改正し、防衛産業従事者を含む我が国の防衛に必要な業務に従事する者に対し、有事の際に業務従事命令（罰則付き）を課すこととすべきである。その際、命令に基づき業務に従事する者に対しては、政府が特別手当を支給することに加え、身体及び生命に危害が及んだ場合の特別補償を法的に担保すべきである。

また、当該業務従事命令の地理的範囲について、自衛隊法第103条第2項は「自衛隊の行動に係る地域以外の地域」と定めているが、軍事合理性の観点からは意味のない規定である。ミサイル等が活用される現代の武力攻撃事態においては、日本全土がその攻撃対象となることが想定されることに加え、国民の生命及び国家の存立を守るため、国家の総力を挙げて事態対処に臨まねばならない。したがって、必然的に、前線及び後方を問わず、全国津々浦々で何らかの事態対処を行わねばならないことが想定されることから、地域を限定することに意味はなく、削除すべきである。

### (2) 国営工場及び国有施設民間操業（GOCO）

継戦能力確保の観点から、長期戦において大量に消耗することが予想される防衛装備品等（弾薬、ドローン及びミサイル等）について、政府の対応を大幅に拡充すべきである。そのための具体策として、国営工場又は国有施設民間操業（GOCO: Government Owned, Contractor Operated）を活用する。国営工場では、土地、施

---

<sup>148</sup> 自衛隊法第103条第2項

第76条第1項の規定により自衛隊が出勤を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、防衛大臣が告示して定めた地域内に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

設及び業務従事者等の全てについて政府が公的に確保する（運営主体は政府であり、業務従事者は公務員となる）。一方、GOCO では、政府が土地及び施設等を取得した上で、民間の製造事業者に提供し、同事業者が当該施設を運営する形式である。

現在、防衛生産基盤強化法第 29 条第 1 項<sup>149</sup>は、同法の定める「特定取組」でも民間による運営が困難な装備品の製造について、国営工場又は GOCO を「最後の砦」として活用することを認めている<sup>150</sup>。また、同法第 33 条第 1 項<sup>151</sup>は、国が国営工場又は GOCO を実施したとしても、あくまで一時的であり、できるだけ早期に国が民間に譲渡することの努力義務を課している。これらの規定は、長期戦への備えとして継戦能力を高める観点から不適切である。**国営工場又は GOCO は、「最後の砦」か否かに関係なく導入されるべき手法であることから、同法を改正すべきである。**

### (3) 防衛産業の業界再編

防衛産業における大手防衛プライム企業の防需率（防衛需要依存度）は 10%未滿が中心であり、防衛事業の規模も、全社に占める防衛事業の比率も、各国の防衛企業と比較して著しく低い割合に留まっている。

国内の防衛生産・技術基盤の維持のためには、国内防衛産業の国際競争力（技術力）を高め、防需率の高い企業を育成していくことが必要であることから、**防需率が高い企業を増加させるための防衛産業の再編が必要**である。政府は、防衛産業の業界再編に関する具体的な検討を行うべきである。**国営工場又は国有施設民間操業（GOCO）の活用は、そのきっかけとして寄与し得る。**

この際、一部大手防衛産業には、防衛産業の安易な再編、専門化には反対意見があるのも事実である。反対の理由として、現代戦における防衛技術は、AI、量子、ロボ

---

<sup>149</sup> 防衛生産基盤強化法第 29 条第 1 項

防衛大臣は、指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者に対する第 2 章の規定による措置では防衛省による当該指定装備品等の適確な調達を図ることができないと認める場合には、当該指定装備品等の製造等を行うことができる施設（当該施設に係る土地を含む。）又は設備（以下この章において「指定装備品製造施設等」という。）を取得することができる。

<sup>150</sup> 防衛生産基盤強化法における GOCO スキームは、①防衛大臣が第 4 条の「指定装備品等」を指定する、②第 29 条に基づき「指定装備品等」の製造等について国が「指定装備品製造施設等」の取得を行う、③第 30 条第 1 項に基づき防衛大臣は「指定装備品製造施設等」を「施設委託管理者」（民間事業者）に委託する、という流れで行われる。

<sup>151</sup> 防衛生産基盤強化法第 33 条第 1 項

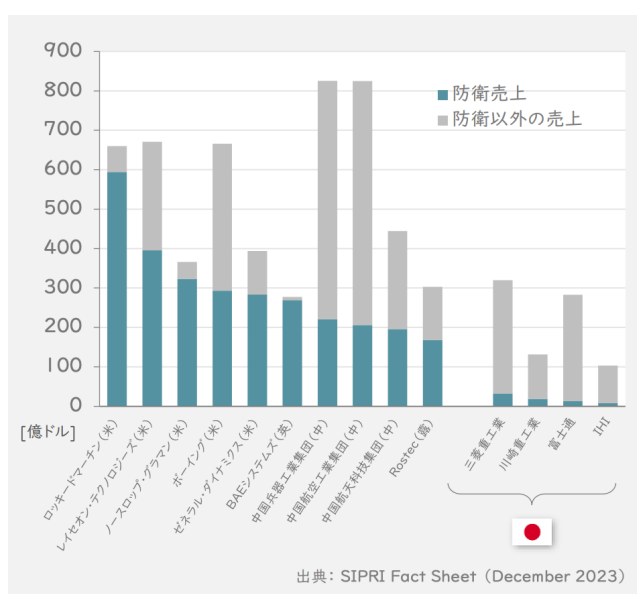
防衛大臣は、第 29 条の規定により取得した指定装備品製造施設等については、できるだけ早期に、当該指定装備品製造施設等を用いて指定装備品等の製造等を行うことができる装備品製造等事業者に譲渡するよう努めるものとする。

ティクス等の広範なデュアルユース技術とのシナジーが不可欠であり、それを分断するような専門化は技術の陳腐化を招くリスクがあるからである。

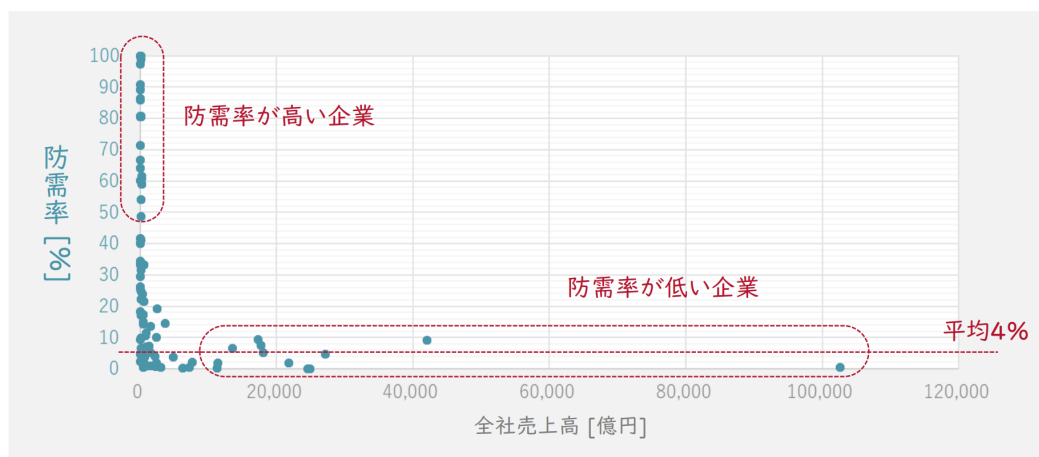
また、米国のような巨額の防衛予算を定常的に維持出来ない我が国では、いわば官需依存の専門企業は財政的に持続不可能となるとされてきた。

政府は、裾野の広い総合的な製造業である防衛産業の多岐にわたる技術力を保有する強みを活かし、最先端民生技術を有機的に取込む防衛産業の育成を重視すべきとの考えも十分に聴取した上で、「防衛産業戦略」を策定し、同戦略の中で防衛産業の業界再編の方針について、方向性を指し示すべきである。

グラフ：世界の防衛関連企業の売上の規模<sup>152</sup>



グラフ：我が国の防衛産業における全社売上高と防需率<sup>153</sup>



<sup>152</sup> 防衛省 (2024) . 「我が国の防衛産業と装備移転 (令和 6 年 10 月)」 .

<sup>153</sup> 防衛省 (2024) . 「我が国の防衛産業と装備移転 (令和 6 年 10 月)」 .

#### (4) 有事における防衛装備品の優先確保

現在、多くの装備品が、民生と軍用のデュアルユース品となっている。したがって、武力攻撃事態等の何らかの急迫した事態となった際、デュアルユース品の部素材等（例：半導体）については、民生用及び軍用の双方で需要が逼迫する可能性が想定される。しかし、武力攻撃事態においては、必ずや必要となる防衛装備品を確保し、長期戦への備えを行う必要があることから、政府は、**事態が急迫した場合には防衛装備品の調達を優先して行わなければならない（提供企業は、防衛装備品向けの部素材等を優先的に納入しなければならない）**点を法的に担保するべきである。

#### (5) 防衛装備移転円滑化を活用した継戦能力強化

防衛生産基盤強化法に基づき造成された「装備移転の円滑化のための基金・助成金」（防衛装備移転円滑化基金）は、安全保障上の観点からの自衛隊装備品の使用等の調整及び変更等を行う場合に活用することができる。具体的には、同志国に特定の装備品を移転する際、装備品のスペックを下げたり、現地仕様に変更したりすることを目的として、基金（年400億円）を活用できる。

その上で、防衛装備移転の意義は、①同盟国及び同志国との防衛協力の拡大及び深化と、②継戦能力確保のための防衛生産及び技術基盤の強化の2点であることに鑑み、現在の使用目的である「安全保障上の観点からの仕様変更」は、①にしか寄与しない。

したがって、同基金が②にも寄与するために、**防衛装備移転のための土地及び初期設備投資、製造ライン拡張並びにライセンス国産品を国際標準化するための製造工程変更等についても使用目的に追加すべき**である。

### 第5節 防衛産業への新規参入促進（スタートアップ振興・イノベーション促進策）

様々な産業分野において、最先端の科学技術の社会実装の担い手として、スタートアップ企業の役割が増している。それは、防衛産業も例外ではなく、防衛分野におけるスタートアップ企業の振興策が必要である。

防衛スタートアップは、防衛産業ならではの特殊な課題を抱えている。①国内の最終顧客が自衛隊だけであること、②実証実験には自衛隊の協力が必要であること、③安全保障上のセキュリティ・クリアランスが必要な場合があること、④後払い契約でキャッ

シュフロー上の問題があること、⑤ミリタリースペック（MIL-SPEC）<sup>154</sup>が要求されること等である。防衛装備庁は、これら課題を乗り越えるため、2026年2月より「ファストパス調達」<sup>155</sup>を開始した。

政府は、既存の取組みに加え、自衛隊における実証実験の仕組みの常設化、防衛省による初期需要保証、同盟国との共同調達（例：日豪 NATO 等における装備調達基準の標準化及び共同調達、NATO 防衛イノベーション・アクセラレーター（DIANA: Defence Innovation Accelerator for the North Atlantic）等の同志国防衛イノベーション市場への接続等）、防衛スタートアップ向け VC 育成等、**防衛スタートアップを育成するための施策を包括的に立案し、実行すべき**である。

例えば、ドローンについては、ウクライナの戦場においてラピッド・イノベーション・サイクル（Rapid Innovation Cycle）が図られている。これは、戦場で得られた教訓を短期間で兵器・装備・戦術に反映し、再び実戦で検証することを高速で繰り返す仕組みのことである。これにより、従来は年単位を要した軍事技術開発が、週又は月単位で実行できるようになった。

このような技術開発の国際情勢に鑑み、防衛スタートアップ振興策の企画及び立案にあたっては、従来の装備品開発の慣例に捉われないことが肝要である。

## 第6節 レピュテーションリスクの回避及び妨害行為の阻止

防衛産業は、我が国の平和と独立に不可欠な産業分野であり、国民の生命及び国家の存立を守っている。したがって、防衛企業の営みは、我が国の国益を守護する主体として、社会において肯定定期的な評価を受けるべきである。

しかし、多くの防衛企業は、逆に否定的な批判を受けるといったレピュテーションリスクを懸念している。したがって、我が国における防衛企業へのレピュテーションリスクを軽減する観点から、企業の長期的成長に不可欠な非財務情報（評価基準）として、投資家が企業価値を測る際の重要な指標として世界中で広く活用されている「**環境・社会・ガバナンス（ESG）**」に、「**防衛（D）**」を加えることが一案である。

<sup>154</sup> 軍事環境で使用するために求められる信頼性（Reliability）、耐久性（Durability）、安全性（Safety）、相互運用性（Interoperability）、サイバーセキュリティ等の要求基準。

<sup>155</sup> 具体的には、複数企業と同時契約し装備品の早期装備化の実現を図る「防衛省版 SBIR 制度」（SBIR: Small/Startup Business Innovation Research）や、スタートアップ随契、アジャイル型調達等が挙げられる。

また、我が国の防衛力強化に大きな貢献を行った防衛企業に対し、総理大臣及び防衛大臣表彰の制度を創設することも検討すべきである。

更に、政府は、日本の防衛企業等への中国の措置（例：デュアルユース品目の輸出禁止等）<sup>156</sup>に対して、抑止又は阻止することが可能な具体的対策を講じるべきである。

## 第15章 国民保護

政府は、将来予想される南西諸島の危機に際し、「沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組」（令和7年3月）を進めてきた。本取組みは、先島諸島の5市町村から約12万人のみ（沖縄県の人口は約150万人）を避難させる方策について検討しているものである。

如何なる取組みにおいても、過去事例を研究し、次なる施策に活かすことは必須である。したがって、政府は、南西諸島における国民保護の政策立案に際し、過去の我が国の戦争における全国の住民避難及び疎開体制並びに南西諸島、小笠原諸島及びサイパン等の旧海外領土からの住民退避等について十二分に研究し、その結果及び教訓を公表すべきである。具体的には、当時の防空法、戦時災害保護法、軍事特別措置法、戦時緊急措置法、義務兵役法及び各種関連閣議決定等が研究対象となり得る。

その上で、我が国の国民保護体制における法的課題、指揮統制上の課題、政府の組織体制上の課題、地方公共団体の課題及び民間企業等に関連する課題を同定し、シェルターの整備を加速化しつつ、南西諸島及び全国における国民保護施策に活用すべきである。

## 第16章 「全社会統合レジリエンス」(Whole of Society Resilience)

これまで述べたように、現在の戦いは、物理次元→情報次元→認知次元へと変化している。物理次元は、いわば軍対軍（Counter-force 同士）の戦いであるが、情報次元及び認知次元の戦いは、政府・軍・国民の三位一体の戦い（Counter-value 同士の戦い）となっているのが現状である。

---

<sup>156</sup> 中国商務省は、2026年2月24日、防衛や航空宇宙に関連する日本の20の企業及び機関に対し、軍民両用品（具体的な内容不明）の輸出を禁止することを発表した。また、別の20社・団体を輸出監視リストに指定し、取引審査を厳格化すると発表した。

例えば、2022年のロシアによるウクライナ侵略以来継続している戦争は、防衛部門のみで長期戦を生き抜くことの困難さを露わにした。**有事の際に、長期的に継戦能力を保持し、国民生活を営むためには、社会全体の強靱化という意味での「全社会統合レジリエンス」(Whole of Society Resilience)が必要である。**

## 第1節 安全保障における「愛国心」の再定義

社会全体の強靱化(Whole of Society Resilience)を図るため、**政府は、国家安全保障戦略における「愛国心」の位置づけの明示化と再定義を行うべき**である。

「愛国心」を戦略文書に位置づけるに当たっては、その概念を法理的に明確にしておく必要がある。政府答弁が示してきたとおり、「国」とは、特定の政府や内閣といった時の統治機構を意味するものではなく、国民、国土、歴史、伝統、文化から成る歴史的・文化的共同体を指す<sup>157, 158</sup>。

したがって、本提言でいう「愛国心」とは、時の政権への忠誠を求めるものでは決していない。それは、自由、民主主義、基本的人権及び法の支配という基本原則の下で営まれる我が国の社会体制を守り、地域共同体と公共への責任を引き受ける主権者としての能動的な意志を意味する。その意味で、**1957年の『国防の基本方針』第2項にある「愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する」との考え方を、現代の成熟した民主的統治の文脈に即して再定義し、位置づけ直すものである。**また、**現行(2022年)の『国家安全保障戦略』が明示した「我が国と郷土を愛する心」という既存の概念を一步進め、国家安全保障の社会的基盤を強靱化する観点から、「愛国心」をより明示的に位置づけ直すものである**とも言える<sup>159</sup>。

---

<sup>157</sup> 衆議院議員長妻昭君提出小学生・中学生の道徳心や愛国心を評価する学習指導要領の改訂に関する質問に対する答弁書(内閣衆質190第259号 平成28年5月13日)

<sup>158</sup> 文部科学省『[教育基本法改正に関する国会審議における主な答弁](#)』

<sup>159</sup> 現行(2022年)の国家安全保障戦略は、第7章「我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤」のうち「2 社会的基盤の強化」において、国民や地方公共団体・企業を含む政府内外の組織による安全保障への理解と協力、諸外国やその国民に対する敬意、我が国と郷土を愛する心、そして危険を顧みず職務に従事する自衛官、海上保安官、警察官等への社会的評価を掲げている。今般の戦略三文書改定においては、この「我が国と郷土を愛する心」という既存の概念を一步進め、国家安全保障の社会的基盤を強靱化する観点から、「愛国心」をより明示的に位置づけ直すことを提言する。これは情緒的な標語の導入ではなく、現行戦略の論理を安全保障上の要請に即して具体化するものである。

## 第2節 人的処遇改善の限界と社会的基盤の必要性

我が国の安全保障における大きな懸念の一つは、防衛の実効性を担保する人的基盤の構造的かつ深刻な弱体化である。例えば、令和5年度の自衛官等の採用計画達成率は合計51%にとどまり、自衛官候補生は30%であった<sup>160</sup>。採用環境が極めて厳しいことは明らかである。

もっとも、この問題を単純に一つの要因で説明することはできない。防衛省も、人口減少、高い有効求人倍率、勤務環境の負担など、複合的な要因を前提としている。また、令和6年度募集については、自衛官候補生の採用者数が5年ぶりに増加へ転じ、一般曹候補生も減少しつつ下げ止まり傾向とされており、状況を一律に悪化一辺倒とみるのは適切ではない<sup>161</sup>。他方で、自衛官の充足率はなお約89%にとどまり、人的基盤が引き続き厳しい状況にあることも事実である<sup>162</sup>。

したがって、給与体系の見直しや生活・勤務環境の改善は不可欠な「必要条件」ではあるが、それだけで十分とは言い難い。**危険を伴う任務を担う自衛官の確保と定着には、金銭的処遇に加えて、社会的尊敬、名誉、公共的使命感といった非金銭的動機づけの再建が求められる。**社会全体が、我が国を防衛する職業に対し正当な敬意を払い、その意義を共有することが、人的基盤を支える社会的基盤の強化につながる。

## 第3節 防衛意識の課題

制度と装備のみで国家の「全社会統合レジリエンス」は成立しない。最終的にその信頼性を支えるのは、国民の理解、当事者意識、そして共同体を支えようとする意思である。Gallup Internationalが2024年に公表した国際世論調査では、「もし戦争が起これば国のために戦うか」との問いに対し、日本で「Yes」と答えた割合は9%、一方で「No」は50%、「わからない・無回答」は41%であった。この結果は、日本社会において安全保障を自分自身の問題として引き受ける意識の広がりには課題があることを示唆している<sup>163</sup>。

同調査では、ウクライナの「Yes」は62%であった。この差を単純に戦意の強弱としてのみ理解するのは適切ではないが、少なくともウクライナの事例は、国家アイデンティ

---

<sup>160</sup> 防衛省「[自衛官の応募者・採用者数等の推移](#)」

<sup>161</sup> 防衛省『[令和7年版防衛白書](#)』

<sup>162</sup> 防衛省「[自衛官の定員及び現員](#)」

<sup>163</sup> Gallup International (2024). "[If there were a war that involved \(YOUR COUNTRY\), would you be willing to fight for your country?](#)"

イティ、地域共同体、情報戦への耐性、国民的な当事者意識が、国家の持久力を支える重要な要素であることの一端を示している。家族、故郷、地域社会及び国家を守る責任を共有する意識は、ハイブリッド戦や認知戦に対する「全社会統合レジリエンス」の基盤でもある。

## **第5部 エネルギー政策及び経済安全保障政策（E）**

継戦能力保持等の観点から、エネルギー安全保障及び経済安全保障は、国家安全保障に直結した課題である。

エネルギー政策に関する政策提言の詳細は、令和8年6月に我が党が公表するエネルギー安全保障に関する提言を参照ありたい。

政府は、同提言を踏まえ、エネルギー安全保障に関する政策を具現化すべきである。

## **第6部 個別提言一覧**

### **第1章 外交政策（D）**

1. 外務省の国際和平調停ユニットにおいて、現在の人員数以上の実員を確保すべき
2. 「室」相当の国際和平調停ユニットを「課」に格上げすべき
3. 外務省内で和平調停について専門的に従事する道を可能とする人事も必要
4. 元首相、元外務大臣並びに現職及び元職の国会議員等で、和平調停におけるハイレベルの紛争当事者への働きかけや信頼醸成を図ることの出来る者を特定し、外交アセットとして使用する体制を構築すべき
5. 国際和平調停ユニットの独立予算を計上すべき（外務省職員自身が教育訓練を受けるための予算、外務省の案件形成・調停実行予算、和平調停を担う国内の非政府組織を外務省が支援するための予算、和平調停を実行するためのツールとして使用することのできる政府開発援助（ODA）予算）
6. 我が国は、主要国と肩を並べる外務省の人員体制を確保し、外交の足腰を強化せねばならない。その目標は、現在の外務省職員数の2倍であるべき
7. 海外における危機の最前線に対応する在外公館に加え、司令塔としての外務本省の人員体制の飛躍的な増強が不可欠
8. 在外公館施設の強靱化のための予算措置が必要

9. 政府は、人道回廊等の開設、人質の開並びに捕虜送還及び交換等に長け、紛争国において活発な活動を展開している赤十字国際委員会（ICRC）及び国際連合等の国際機関との連携を平素から強化すると同時に、我が国の NEO に必要な輸送機材等の事態対処アセットの整備、大規模難民に対処するための法的及び物理的体制の検証を行い、万全の体制を整えるべき
10. 政府は、ODA を、従来の国際協力政策の延長線上ではなく、我が国の平和の基盤としての総合的な安全保障への投資として再定義すべきである。具体的には、OSA に加え、安全保障分野における非軍事領域に対する ODA を強化すべき。その際、これまでの ODA とは別枠として「安全保障 ODA」という予算カテゴリを設けるべき
11. 認知戦で優位に立つためにも、広報文化外交領域の予算及び人員の拡充を行うべき。人員は、外務省職員に加え、発信力のある外部人材も十二分に活用すべき
12. 政府は、元首相、元外務大臣並びに現職及び元職の国会議員等の選挙で選出された政治家（Elected officials）について、国際機関の邦人幹部候補となる人材プールを創設し、管理すべき
13. 国際機関の邦人幹部候補の発掘の観点から、各業界の国際社会の重要会合及び国際機関の幹部ポストに送り込めるような人材の候補を 30 代のうちから全国で 10 人程度同定し、政界・官界・財界・学界を行き来させ、国内外で豊富な経験を付けさせるというように、国をあげて意識的に人材を養成していくべき
14. 外務大臣専用機及び防衛大臣専用機を早急に配備し、我が国の外交力を強化する観点すべき

## 第2章 インテリジェンス政策（I）

我が党の提言『国家安全保障とインテリジェンス構想【統括組織編】』（令和 8 年 3 月）及び『国家安全保障とインテリジェンス構想【個別組織及び活動編】』（令和 8 年 7 月）を参照ありたい。

### 第3章 防衛政策（M）

1. ウクライナにおけるハイブリッド戦争（①戦場が社会全体及び生物個体としての人間の脳内へと拡張したこと、②平時と戦時の明確な境界線が消失したこと）、イランにおけるアルゴリズム戦争（①インテリジェンスの役割が戦闘支援から戦略主導へと遷移したこと、②AIによる意思決定速度の優越が国家の命運を左右すること）による「戦略概念の転換」を踏まえ、「新たな防衛力構想」を決定すべき
2. ロケット技術を活用した長距離かつ高威力のスタンド・オフ防衛能力を強化すべき
3. 再突入時の耐熱技術、高貫徹・高威力弾頭技術、空力制御技術、全天候型ロケット技術及び移動発射装置等の研究開発及び実用化を図るべき
4. 反撃能力の強化に際し、単なる長射程ミサイルの保有に留まらず、目標の発見及び特性把握（ターゲティング）を行ない、遠距離での打撃を遂行し、攻撃効果を確認するまでのキルチェーンにおける全工程の能力の向上を図るべき
5. 自衛官の教育訓練課程にコラテラルダメージ・アセスメント・コースを設け、反撃能力の全般的な向上を図るべき
6. 敵の攻撃コストと当方の迎撃コストとの「費用交換比」（cost-exchange ratio）及び弾薬備蓄量（magazine depth）、即ち全体的な「弾薬経済性」で優位に立つべく、IAMDの費用交換比を意識した必要な施策を講じ、「費用対効果型IAMD」の体系を早急に構築し、「費用対効果型消耗戦」（cost-effective attrition warfare）を乗り切る国家体制を整備すべき
7. レーザー兵器及び高出力マイクロ波兵器（HPM）といったエネルギー兵器や、迎撃ドローン（UAV）等の研究開発及び実用化を促進すべき
8. アルゴリズム戦争の教訓を踏まえ、AIを活用した指揮統制支援システム等のAI装備体系を早急に確立するべき
9. ハイブリッド戦争の教訓を踏まえ、認知戦の状況を可視化するため、AIを活用した認知戦指揮統制支援システム等のAI装備体系を導入すべき
10. 防衛分野におけるフィジカルAIの拡大に適応できる体制を構築すべきである。そのためには、政府は、AI及びロボティクスの領域に対して大胆な投資を行うべき
11. 防衛分野におけるAI活用について、早期の国際ガイドライン作成を主導すべき
12. UGV・USV・UAV・UUVといった無人アセットを積極的に導入し、有人アセットとの組み合わせについて最適な「有人・無人のポートフォリオ」を見出さねばならない
13. 無人アセットの導入については、防衛装備品及び防衛装備品以外の分野において、国内産業基盤を強化し、国産及び同盟国の製品を導入することを定めるべき

14. 宇宙領域の防衛に関する取組みを大幅に強化すべき。具体的には、単に宇宙空間における物体の位置及び軌道等を把握する「宇宙状況把握」(SSA: Space Situational Awareness)に加え、それらを運用する各国の意思や能力を把握する「宇宙領域把握」(SDA: Space Domain Awareness)、相手の妨害及び攻撃並びに事故又は故障に関わらず我が国の宇宙システムが提供する軍事機能を継続できるための「機能保証」(Mission Assurance)に資する能力を向上し、「宇宙優勢」を獲得せねばならない
15. 「F2T2EA」のサイクルを充実化させるため、現在の我が国の衛星通信網において機能的及び量的に不足している種類の人工衛星(光学衛星、SAR衛星、衛星通信(SATCOM: Satellite Communications)、準天頂衛星、早期警戒衛星等)の増強について、衛星コンステレーションのアーキテクチャを含め、早急に実施すべき
16. 宇宙領域において相手方の指揮統制及び情報通信等を妨げる能力を強化する等、宇宙領域の能動的防御を実施する体制を確立すべき
17. サイバー対処能力強化法を改正し、自衛隊の能動的サイバー防御能力が遺憾無く発揮される体制を整備すべき
18. 自衛隊サイバー防衛隊司令の階級を引き上げ、「将」とすることを検討すべき
19. サイバー人材の給与体系を大幅に見直し、通常の家公務員とは異なる処遇体系を整備すべき
20. 電子攻撃、電子防護及び電子戦支援にわたる電波領域の総合的な能力強化を図るべき。具体的には、ネットワーク電子戦システム、スタンド・オフ電子戦機、電波情報収集機、電磁波管理システム及び指向性エネルギー兵器の研究開発に大胆な投資を行うべき
21. 民生用と軍事用の周波数利用を整理し、有事の際に柔軟かつ迅速に自衛隊が電波を活用できる体制を確立すべき
22. 早急に原子力潜水艦を導入すべき
23. 次世代の動力としての「原子力推進」(Nuclear Propulsion)の研究開発に対して必要な投資を行い推進すると同時に、原子力潜水艦の具体的な配備計画の企画及び立案に、直ちに着手すべき
24. 原子力潜水艦の導入にあたり解決すべき課題への対応策の企画及び立案についても、早急に着手すべき
25. 我が国の「次世代潜水艦隊」について、動力源に関するポートフォリオ(通常動力潜水艦と原子力潜水艦の組み合わせ等)をゼロベースで検討すべき
26. 我が国はNPT体制を堅持し、NPT体制そのものの崩壊を防ぐための外交努力が必要
27. 核抑止を国家戦略の中心に据える

28. 短中期的には「日本が再び核攻撃を受けない」ことを目的とした核抑止を国家安全保障戦略の中心概念として位置付けるべき。即ち、我が国の核戦略は、『理想としての核廃絶』と『現実としての核抑止』を両立させる現実主義的な安全保障戦略として再構築されなければならない
29. 核軍縮と核抑止が二項対立ではないことを強調し、国際政治における核理論及び核戦略に対する国民の理解を深めるために、最大限の努力を行うべき
30. 日米の「拡大抑止に関するガイドライン」を土台として、日米拡大抑止協議（EDD: Extended Deterrence Dialogue）の運用をさらに深化させるべき
31. スタンド・オフ防衛能力、ミサイル防衛、宇宙・サイバー・電子戦能力等の通常戦力と核抑止力を一体的に計画・運用する「核・非核統合」（NCI: Nuclear-Conventional Integration）を進め、危機時の協議、共同計画及び核運用に関する意思疎通を、平素からの常設的なプロセスとして具体化する必要がある
32. 核政策に関する現在の政府見解（いわゆる岡田外相答弁）は、国民の生命及び国家の命運に責任を有する政府として、意思決定を先送りにはしているとも言え、より責任ある対応が求められる
33. 2032年までに、我が国としての核抑止力強化策を定め、米国との調整を進める必要がある（いわゆる「2032年問題」）
34. 2032年までの核抑止力強化策は、今般改定する国家安全保障戦略及び国家防衛戦略で明らかにせねばならない。即ち、今般の改定こそ、我が国の核抑止力強化のモメンタムに他ならない。今般の改定で我が国の核抑止力強化を定めなければ、間に合わない
35. 2032年問題を念頭に、まずは我が国の核戦略に対する意思として、「非核三原則」については、『持たず』『作らず』は維持しつつ、『持ち込ませず』については現実的検討を行うべき
36. 政府は、米国による拡大核抑止の実効性を高めるため、米国とも協議の上、必要な措置を講ずるべき。特に SLCM-N 配備後は、米攻撃型原子力潜水艦への核搭載有無の確認は現実的でなくなることに留意すべき
37. 我が国における核共有の制度的課題、法的課題及び運用構想等について、検討を開始すべき。特に、大陸国家群である西欧諸国を中心とした NATO 型の核共有とは異なり、海洋国家である我が国にとり、海上戦力を基盤とした日本型の核抑止協力について、中長期的な研究を行うべき
38. 我が国に対する「再保証」（Reassurance）を強化し、米国の拡大核抑止に対する我が国の信頼を維持する必要
39. 政府は、次期戦略3文書の改定では、我が国独自の意思として、以下の4点を踏まえて我が国の防衛費のコミットメントを明確に示すべき：①防衛費を名目 GDP 比

2%以上（基準年は2026年度）とすること、②我が国と脅威認識を共有する西太平洋地域の同志国の国際標準である3.0%以上を参考に、③中長期的な防衛費の増額を目指すこと、④防衛費の換算はインフレ及び為替による負の変動を加味すること、④必要な防衛力の積み上げ方式とすること

40. 内閣法を改正し、全ての閣僚に対し、「内閣総理大臣臨時代理」の就任予定順位を指定すべき
41. 内閣総理大臣官邸に「総理副官室」を設置し、将官クラスの副官を配置すべき
42. 我が国の安全保障政策を円滑に運営するため、防衛省の組織を変革すべく、防衛省内部部部局の局数を純増させ、防衛装備庁の組織の拡充を確実に行うべき
43. 防衛省職員の採用にあたっては、民間からの中途採用や、一度退職した者の再雇用を含めた積極的な人事方針をとるべき
44. 自衛隊指揮官幹部会同を定期的に開催することを正式に決定すべき
45. 尖閣諸島防衛に際し、実務上もシームレスな事態対処が可能となるよう、海上保安庁と海上自衛隊との実務上の連携を密にすべき
46. 中国による尖閣諸島周辺での領空侵犯に対し、航空自衛隊南西航空方面隊が戦闘機の緊急発進を行うに際し、距離のある那覇からではなく、より近傍から対処できるようにする態勢を整備すべき
47. 無人機等による大量飽和攻撃といった物量における非対称戦に十分対処可能な無人アセットを現時点から保持し、統合作戦における宇宙・サイバー・電磁波領域といったドメインで優勢を保持する等、尖閣諸島防衛におけるあらゆる可能性に対して防衛態勢を整備すべき
48. 最前線で事態対処に従事する海上保安庁の能力強化を図るため、海上保安庁の予算を大幅に拡張すべき
49. 老朽巡視船艇、航空機の更新及び修繕体制の強化に加え、サイバー対策の強化、各種アセットの無人化又は省人化の導入の拡大、自衛隊とのさらなる連携の強化など、令和4年12月決定の「海上保安能力強化に関する方針」に基づく各種取組をより一層強力に進めなければならない
50. 海上保安庁の人材確保に向けて、給与体系の見直しをはじめ、老朽化した庁舎及び宿舍の更新、巡視船艇内の居住環境整備等の大幅な処遇改善を進め、人的基盤を早急かつ抜本的に強化すべき
51. 太平洋側における警戒管制レーダーの配備、固定翼哨戒機の地上配備及び緊急発進のための要撃戦闘機の地上配備等を含め、硫黄島、父島及び南鳥島といった太平洋上の自衛隊の拠点を強化すべき。また、太平洋の広大性に鑑み、同盟国及び同志国との連携による警戒監視を行うべき

52. 武力攻撃事態において原子力発電所が攻撃対象となった場合の統合防衛の体制を早急に構築すべき
53. 海底ケーブルの多ルート化、陸揚局分散及び堅牢化、予防・検知・保守体制の強化、敷設及び修復能力に関する自律性向上等、事業者・総務省・海上保安庁・海上自衛隊の連携強化等、総合的な海底ケーブル防護体制を整備すべき
54. 平時は民間インフラとして運用されている港湾及び空港を、有事やグレーゾーン事態において自衛隊及び同盟国軍が迅速かつ継続的に利用できるよう、平時から整備及び運用することが必要
55. 平時からデュアルユースのインフラとして港湾及び空港を強化し、有事の際の防護措置を充実させるべき
56. 「国産ソブリンクラウド」の体制を早急に整備すべき
57. 統合運用の観点で、自衛隊の区域統合および中間結節点を如何に再編するかについて、戦略3文書において一定の方向性を決定すべき
58. 継戦能力確保の観点から、①弾薬、無人機及びミサイル等の量産及び備蓄体制の強化、②国内の防衛生産・技術基盤の強化、③自衛官の損耗率低下策の充実、④有事の際の自衛官募集及び急速錬成体制の確立、⑤駐屯地及び基地等の自衛隊施設の抗堪性向上、⑥官民の燃料備蓄体制の強化、⑦食料備蓄及び増産体制の確立、⑧海上輸送体制の強化等を実行すべき
59. 各省庁は、有事の際に前線で戦う防衛省・自衛隊の作戦環境を後方から支えなければならない
60. 政府は、退職自衛官を「防衛力そのもの」と位置づけ、国が責任をもって自衛隊の定員外で雇用する「準防衛官（仮称）」制度を新設すべき
61. 現行制度において一佐までとされている予備自衛官の階級の在り方を見直し、「将官予備」を創設すべき
62. 予備自衛官制度に関する新たな取組として、現役時に保持していたセキュリティ・クリアランスを継続して保持し得るようになるための制度的担保を行うべき
63. 予備自衛官補の採用方法及び教育訓練のあり方を見直し等の検討を行う等、即応予備自衛官及び予備自衛官の一層の人材確保策を推進するべき
64. 「防衛省版 PPP」（Public Private Partnership）の危機時から有事に至る局面における実効性を十分に検証した上で、これを推進し、後方業務への自衛官の人材配置を抜本的に見直すことが一案
65. 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部における法務官の体制を拡充し、武力攻撃事態における法律戦の能力を強化すべき

66. 国家安全保障局、外務省及び防衛省・自衛隊において、それぞれの所掌に応じ、国際人道法に関する専門的知見に基づき、政策、施策及び各種行動について、連続的かつ一貫性のある検証を行うことが可能な態勢を確立すべき
67. 国際人道法の細部に関する解釈が必ずしも明確でない分野については、我が国としての解釈を明確化するための取り組みを推進すべき
68. 国際社会における国際人道法の守護者である赤十字国際委員会（ICRC）と防衛省の平素からの連携を深化させ（外務省及び防衛省の双方でICRCを共管する等）、我が国が国際人道法の守護者であることの国際理解を促進すべき
69. サイバー・宇宙・AIの分野及び海戦法分野において国際的議論を主導し、国際人道法に関する先進的取組を行う国家としての地位の確立を図るべき
70. 国連、ICRCを始めとする関係国際機関、同盟国及び同志国との連携並びに国際人道法分野における能力構築支援等、多様な取り組みを通じて、我が国の能力を積極的に発信すべき
71. 我が国における自衛隊の民主的運用を確かなものにするため、「国防裁判所」を設置すべき（上告審を最高裁判所とする第一審及び控訴審を担う「国防裁判所」を法律で定めることが適当）
72. 実力組織である自衛隊に特有の事情を踏まえて、軍刑法及び軍刑事訴訟法の機能を持たせる形で自衛隊法を整備するとともに、規律保持及び防衛上の秘密の保持のため、自律性・専門性・迅速性・秘匿性が保たれた裁判を実現するための「国防裁判所」の整備及び軍事司法制度を担う人材確保を進めていくべき
73. 衛生運用における無人アセットの活用、遠隔医療システムの整備、AIによる医療技術及び後送経路探索等に係る意思決定支援システムの導入、第一線における情報通信システムの抗堪性強化、民間病院が保有する自衛隊員の医療データの統合、厚生労働省との連携を通じた民間医療機関による自衛隊の衛生機能補完態勢の構築を実行すべき
74. 防衛医科大学校及び自衛隊中央病院等において、有事の戦傷医療への対応ができるような医官、看護官及びその他衛生科隊員を育成するため教育研修及び研究の強化を進めるとともに、地域の専門的な民間医療機関において部外研修を行い、これまでにない充実した規模での臨床経験を積むことにより、戦傷医療に対応できる人材の育成を図るべき
75. 部外研修を含む臨床経験をより充実させ、教育研修及び研究の強化を進めるとともに、戦傷医療に対応できる施設を整備するため、自衛隊中央病院等において地域の専門的な民間医療機関と連携して、急性期医療に積極的に取り組む等、必要な運営改善を進めるべき

76. 総合的な損耗率低下策を実施すべき（全隊員への戦闘救命教育の充実、緊急医療搬送（Medevac: Medical Evacuation）の強化（無人機の活用等）、島嶼部衛生体制の強化等）
77. 衛生分野の基本計画方針を「計画的な医療政策」から「実践的な統合作戦における衛生運用」へと政策概念を転換すべき
78. 統合幕僚監部の後方計画部から「統合衛生部」（仮称）を独立させ、陸海空の各衛生部隊を統合することで、実作戦上の機動的、効率的な衛生運用能力を確立すること
79. 「衛生監」については、安全保障政策に精通した人材を充てるべき
80. 対特殊武器衛生隊の任務に資する危機管理医薬品（MCM）の研究開発、製造及び備蓄等を推進し、包括的な市場インセンティブ施策を実行すべき
81. 中央特殊武器防護隊の CBRN 事態への対処能力を向上させる装備品の研究開発及び製造等の施策も重要
82. 衛生関係部門の中でエンバーミングに関する政策を一元的に担う部署を創設すべき
83. 南西地域の第一線から自衛隊地区病院及び地域の期間病院、本州等の後送先病院までの役割の明確化を図った上で、第一線から後送先病院までのシームレスな医療・後送態勢を確立すべき。この際、それぞれの地域の専門的な民間医療機関と連携し、戦傷者に最良な医療を提供する
84. 官民で連携して戦傷医療及び後送に係る汎用性のある衛生資機材の共通化を図るとともに、医療・後送に際して必要となる医療情報について第一線を含む全国の医療拠点・施設で共有するシステムを整備すべき
85. 部隊の救護能力の強化、外傷医療に不可欠な血液・酸素を含む衛生資機材の確保・備蓄、南西地域の医療拠点の整備も行うべき
86. 与那国島に自衛隊那覇病院「分院」を設け、自衛隊員のみならず、平時から民間人も診療対象とすることで、第一線における衛生能力向上及び島嶼部住民との協力体制を構築するべき。その際、自衛隊に女性隊員も増えていることに加え、自衛隊の定年年齢が上昇していくことに鑑み、産婦人科及び歯科の導入も必要
87. 防衛外交の強化のため、大使ポストにおける自衛官の活用を拡充すべき（例：北大西洋条約機構（NATO）日本政府代表部特命全権大使等）
88. 防衛駐在官の全体数を増員すべき
89. 防衛駐在官が大使のみならず防衛省の指揮下に入ることを含め、一定の独自裁量を付与すべき
90. 防衛省に外交公電端末を設置し、在外公館に配置される防衛駐在官が、外務省に加え、防衛省に対しても直接の報告を行う体制を構築することが肝要
91. 「階級」「服制」及び「職種」などの国際標準化を実行すべき

92. 自衛官という存在の特殊性を最大限尊重する施策の一環として、自衛官に対する現在の年金制度体系の単なる技術的改変による処遇改善ではなく、自衛官に対する恩給制度を創設することで、サービスの宣誓を行う自衛官に報いなければならない
93. 自衛官が現役中から叙勲される制度を創設すべき
94. 自衛官の死後の慰霊及び顕彰が不可欠（本年秋頃を目途に、「自衛官の慰霊及び顕彰の在り方」に関する提言をまとめる予定）
95. 戦没者遺骨収集推進法改正により集中実施期間の再延長を行うとともに、推進体制の強化、専門家の育成、鑑定を含む手続きの簡素・合理化等を行い、事業の加速化を図るべき
96. 防衛省及び自衛隊は、自衛官の無形戦闘力の涵養のため、防衛大学校並びに自衛隊の基本教育及び錬成訓練で武道を必修としつつ、自衛隊体育学校における武道を強化すべき
97. 幹部自衛官が修士号を保有することが標準となるための施策を実行すべき
98. 幹部自衛官において特定の分野に精通する博士号保持者を組織的に養成し、自衛隊の技術体系の発展に寄与すべき
99. 防衛大学校、特定の自衛隊教育訓練課程及び防衛研究所等の防衛省関連の教育研究機関が、修士号又は博士号を授与できるよう、体制整備を行うべき
100. 幹部自衛官の海外留学を増加させるための施策を実行すべき
101. 自衛隊法における不要装備品等の移転促進に係る自衛隊法第 116 条の 3「開発途上地域の政府に対する不用装備品等の譲渡に係る財政法の特例」を改正すべき
102. 防衛装備移転について、政府は、「G-G 契約」を可能とする体制を導入し、効率的な装備移転施策を推進すべき
103. 防衛装備移転に関する司令塔組織として「防衛装備移転室」を内閣官房に設置すべき
104. 同志国等への無償貸付制度を構築するべく、所要の法改正を行うべき
105. 防衛産業に関するコスト変動調整率について、年率 1%に固定するのではなく、年率を名目 GDP 成長率と連動させるなど、インフレ下でも適切な利益確保が叶う方式とすべき
106. 防衛産業に関するコスト変動調整率について、長期契約法との関連も精査の上、契約履行期間が 5 年を越える場合には、それに応じたパーセンテージの加算が得られるような制度を構築すべき
107. 防衛産業に関する QCD 評価の評価項目に加え、企業の自主的な研究開発の取組み、サイバー防衛等の保全措置の取組み、サプライチェーン強靱化の取組み及び優れた技術を有するスタートアップ企業との連携等をプラス評価することも検討すべき

108. 防衛生産基盤強化法を改正し、現在の特定取組 4 項目に加え、防衛産業施設の老朽更新、強靱化及び抗堪性強化を新規に追加すべき
109. 特定取組の予算（年 300 億円程度）も大幅に拡充すべき
110. 防衛生産基盤強化法を改正し、国内に所在する企業であって、在日米軍等の維持整備に貢献する企業もその対象とすべき
111. 企業に過大な資金負担が偏りやすい現行の契約・支払慣行については、速やかに見直しを進めるべきである。具体的には、設計の完了、主要部材の調達完了、試験の終了等、客観的に確認可能な工程の達成ごとに代金を支払う段階的な支払方式への移行を検討すべき
112. 継戦能力を確保するため、自衛隊法を改正し、防衛産業従事者を含む我が国の防衛に必要な業務に従事する者に対し、有事の際に業務従事命令（罰則付き）を課すこととすべき。その際、命令に基づき業務に従事する者に対しては、政府が特別手当を支給することに加え、身体及び生命に危害が及んだ場合の特別補償を法的に担保すべき
113. 自衛隊法第 103 条第 2 項は「自衛隊の行動に係る地域以外の地域」は削除すべき
114. 長期戦において大量に消耗することが予想される防衛装備品等（弾薬、ドローン及びミサイル等）について、政府の対応を大幅に拡充すべき。そのための具体策として、国営工場又は国有施設民間操業（GOCO: Government Owned, Contractor Operated）を活用する
115. 防衛生産基盤強化法第 29 条第 1 項及び第 33 条第 1 項について、国営工場又は GOCO は、「最後の砦」か否かに関係なく導入されるべき手法であることから改正すべき
116. 防需率が高い企業を増加させるための防衛産業の再編が必要である。政府は、防衛産業の業界再編に関する具体的な検討を行うべき。国営工場又は国有施設民間操業（GOCO）の活用は、そのきっかけとして寄与し得る
117. 裾野の広い総合的な製造業である防衛産業の多岐にわたる技術力を保有する強みを活かし、最先端民生技術を有機的に取込む防衛産業の育成を重視すべきとの考えも十分に聴取した上で、「防衛産業戦略」を策定し、同戦略の中で防衛産業の業界再編の方針について、方向性を指し示すべき
118. 事態が急迫した場合には防衛装備品の調達を優先して行わなければならない（提供企業は、防衛装備品向けの部素材等を優先的に納入しなければならない）点を法的に担保すべき
119. 防衛装備移転円滑化基金について、防衛装備移転のための土地及び初期設備投資、製造ライン拡張並びにライセンス国産品を国際標準化するための製造工程変更等についても使用目的に追加すべき

120. 防衛スタートアップを育成するための施策を包括的に立案し、実行すべき
121. 我が国における防衛企業へのレピュテーションリスクを軽減する観点から、企業の長期的成長に不可欠な非財務情報（評価基準）として、「環境・社会・ガバナンス（ESG）」に、「防衛（D）」を加えることが一案
122. 我が国の防衛力強化に大きな貢献を行った防衛企業に対し、総理大臣及び防衛大臣表彰の制度を創設することも検討すべき
123. 日本の防衛企業等への中国の措置（例：デュアルユース品目の輸出禁止等）に対して、抑止又は阻止することが可能な具体的対策を講じるべき
124. 南西諸島における国民保護の政策立案に際し、過去の我が国の戦争における全国の住民避難及び疎開体制並びに南西諸島、小笠原諸島及びサイパン等の旧海外領土からの住民退避等について十二分に研究し、その結果及び教訓を公表すべき。その上で、我が国の国民保護体制における法的課題、指揮統制上の課題、政府の組織体制上の課題、地方公共団体の課題及び民間企業等に関連する課題を同定し、シェルターの整備を加速化しつつ、南西諸島及び全国における国民保護施策に活用すべき
125. 有事の際に、長期的に継戦能力を保持し、国民生活を営むためには、社会全体の強靱化という意味での「全社会統合レジリエンス」（Whole of Society Resilience）が必要
126. 国家安全保障戦略における「愛国心」の位置づけの明示化と再定義を行うべき
127. 危険を伴う任務を担う自衛官の確保と定着には、金銭的処遇に加えて、社会的尊敬、名誉、公共的使命感といった非金銭的動機づけの再建が求められる

## 第4章 エネルギー政策及び経済安全保障政策（E）

エネルギー政策に関する政策提言の詳細は、令和8年6月に我が党が公表するエネルギー安全保障に関する提言を参照ありたい。

以上